

14.5

269



7. 3.30



拓務要覽

昭和六年版

拓務省

27



318

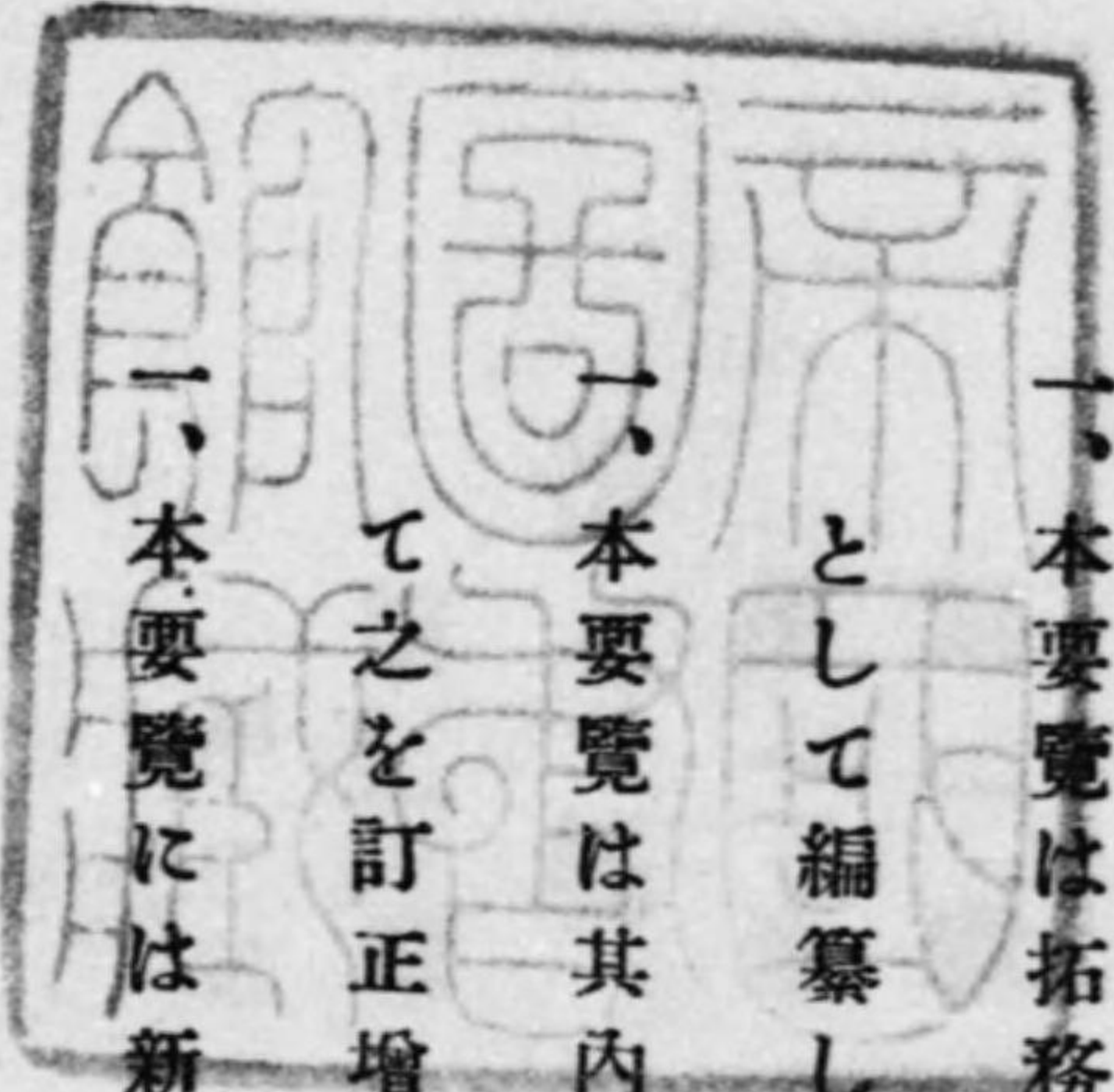


序

一、本要覽は拓務省の事務に關聯する事項の概要を一冊に收めることを目的として編纂したものである。

本要覽は其内容様式等總て昭和五年版に準じ、各所管官廳より資料を得て之を訂正増補したものである。

本要覽には新に移植民及海外拓殖事業に關する地圖を三部添附した。



昭和六年十二月

拓務省





145-269

# 拓務要覽目次

## 第一編 拓務省

第一章 拓務行政機關の沿革……………一

第二章 組織と權限……………二

## 第一編 所管地域

第一章 地理……………九

第一節 位置、地勢及氣候……………九

第一節 朝鮮……………九

第二節 臺灣……………一〇

第三節 樺太……………一一

第四節 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………一三

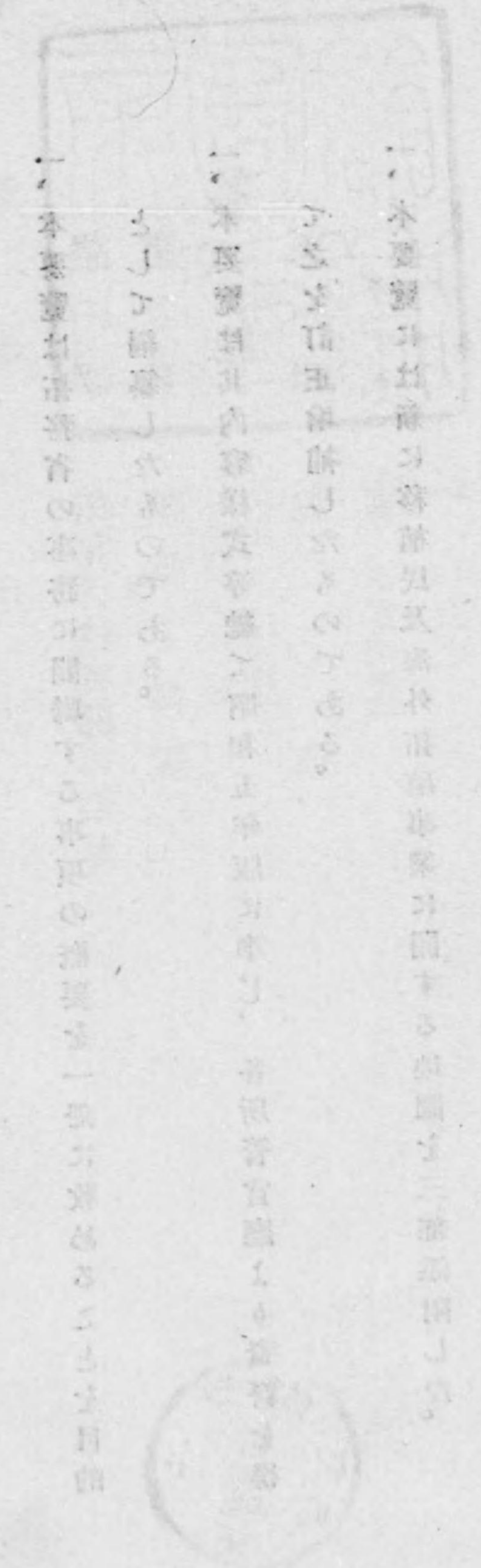
第五節 南洋群島……………一五

第二章 住民……………一五

第一節 朝鮮……………一五

第二節 臺灣……………一六

昭和六年十二月





第三	樺太	三
第四	關東州及南滿洲鐵道附屬地	六
第五	南洋群島	九

第二章

沿革

第一節	朝鮮	一〇
第二節	臺灣	一四
第三節	樺太	一六
第四節	關東州	一六
第五節	南洋群島	二六

第三章

法制及行政組織

第一節	法制	三〇
第一	朝鮮	三〇
第二	臺灣	三二
第三	樺太	三五
第四	關東州	三五
第五	南洋群島	三五

第六

共通法

第六	共通法	三五
----	-----	----

第二節

官制梗概

第一目	朝鮮	三六
第一	朝鮮總督府	三六
第二	地方行政機關	三六
第三	警察制度	三六
第四	司法制度	三六
第二目	臺灣	四〇
第一	臺灣總督府	四〇
第二	地方行政機關	四〇
第三	警察制度	四〇
第四	司法制度	四〇
第三目	樺太	四四
第一	樺太廳及其の地方行政機關	四四
第二	警察制度	四四
第三	司法制度	四四
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	四四
第一	關東廳及其の地方行政機關	四四



第二	警察制度	三〇
第三	司法制度	三〇
第五目	南洋群島	三三
第一	南洋廳	三三
第二	警察制度	三三
第三	司法制度	三三
第三節	地方制度梗概	三三
第一目	朝鮮	三三
第一	道地方費	三五
第二	府	三五
第三	邑面	三五
第四	其他の地方團體	三五
第二目	臺灣	三六
第一	州	三六
第二	廳地方費	三六
第三	市	三六
第四	街、庄	三六
第三目	樺太	三六
第四目	關東州	三六

第一	市	三六
第二	會	三六
第三	關東州地方費	三六
第五目	南洋群島	三六

### 第四章 教育、神社、宗教、衛生及社會事業

第一節	教育	三六
第一目	朝鮮	三六
第一	教育制度	三六
第二	教育機關の現況	三六
第二目	臺灣	三六
第一	教育制度	三六
第二	教育機關の現況	三六
第三目	樺太	三六
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	三七
第一	教育制度	三七
第二	教育機關の現況	三七
第五目	南洋群島	三八



第二節	神	社	.....	△
第一目	朝	鮮	.....	△
第二目	臺	灣	.....	△
第三目	樺	太	.....	△
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地		.....	△
第三節	宗	教	.....	△
第一目	朝	鮮	.....	△
第二目	臺	灣	.....	△
第三目	樺	太	.....	△
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地		.....	△
第五目	南洋群島		.....	△
第四節	衛	生	.....	△
第一目	朝	鮮	.....	△
第一	概	況	.....	△
第二	醫療機關		.....	△

第二目	臺	灣	.....	△
第一	概	況	.....	△
第二	醫療機關		.....	△
第三目	樺	太	.....	△
第一	概	況	.....	△
第二	醫療機關		.....	△
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地		.....	△
第一	概	況	.....	△
第二	醫療機關		.....	△
第五目	南洋群島		.....	△
第一	概	況	.....	△
第二	醫療機關		.....	△
第五節	社	會	事	業
第一節	朝	鮮	.....	△
第二節	臺	灣	.....	△
第三節	樺	太	.....	△
第四節	關	東	州	.....



第五節	南洋群島	110
第五章	財政	111
第一節	朝鮮	111
第一	歲計	111
第二	租稅	112
第三	專賣	116
第四	地方財政	113
第二節	臺灣	113
第一	歲計	113
第二	租稅	116
第三	專賣	120
第四	地方財政	114
第三節	樺太	114
第一	歲計	114
第二	租稅	115
第三	專賣	115
第四	地方財政	115
第四節	關東州	115

第一	歲計	115
第二	租稅	116
第三	專賣	116
第四	地方財政	116
第五節	南洋群島	116
第一	歲計	116
第二	租稅	117
第六章	產業	117
第一節	農業	117
第一目	朝鮮	117
第一	概說	117
第二	組織及經營	118
第三	勸農機關及其他の施設	118
第四	主要農產物概況	118
第二目	臺灣	118
第一	概說	118
第二	耕地	118
第三	經營	118



第四	勸農機關及其他の施設	一六九
第五	小作制度	一七〇
第六	農産物	一七三
第三目	樺太	一七九
第一	概説	一八〇
第二	耕地	一八〇
第三	經營及勸農機關	一八〇
第四	農産物概況	一八一
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	一八四
第一	概説	一八五
第二	耕地	一八五
第三	經營及勸農機關	一八六
第四	農産物概況	一八八
第五目	南洋群島	一九二
第一	概況	一九三
第二	耕地及經營	一九三
第三	勸農機關並施設	一九三
第四	農産物概況	一九四
第二節	林業	一九六

第一目	朝鮮	一九六
第一	林野概況	一九七
第二	林業の獎勵及施設	一九九
第三	營林の概況	二〇一
第二目	臺灣	二〇四
第一	總説	二〇四
第二	林野概況	二〇四
第三	森林の管理	二〇六
第四	植伐事業の概況	二〇九
第五	林業試験	二一〇
第六	大學演習林	二一〇
第三目	樺太	二一〇
第一	總説	二一一
第二	森林の管理	二一一
第三	林野の區分調査	二一三
第四	森林の利用	二一三
第五	造林事業	二一四
第六	森林保護	二一五
第七	大學演習林	二一五
第八	林業試験	二一六



第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………三二七

第一 關東州……………三二七

第二 南滿洲鐵道附屬地……………三二九

第五目 南洋群島……………三三〇

第一 林野概況……………三三〇

第二 椰子の栽培及獎勵……………三三〇

第三 コブラ及び其の他の林産物……………三三一

第三節 鑛業……………三三一

第一目 朝鮮……………三三一

第一 鑛業の概況……………三三一

第二 鑛業に對する施設……………三三二

第二目 臺灣……………三三二

第一 鑛業概況……………三三二

第二 鑛業に對する施設……………三三三

第三目 樺太……………三三三

第一 鑛業概況……………三三三

第二 鑛業に對する施設……………三三三

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………三三三

第一 概況……………三三三

第二 鑛産状態……………三三三

第五目 南洋群島……………三三三

第四節 水産業……………三三七

第一目 朝鮮……………三三七

第一 水産概況……………三三七

第二 水産に對する施設……………三三九

第二目 臺灣……………三四一

第一 水産概況……………三四一

第二 水産に對する施設……………三四六

第三目 樺太……………三四七

第一 水産概況……………三四七

第二 水産に對する施設……………三四八

第四目 關東州……………三四九

第一 水産概況……………三四九

第二 水産に對する施設……………三五〇



第三 製鹽業.....二六

第五目 南洋群島.....二六

第一 水産概況.....二六

第二 水産に關する施設.....二六

第七章 商工業、貿易及金融.....二六

第一節 商業.....二六

第一目 朝鮮.....二六

第一 概況.....二六

第二 朝鮮人の商業.....二六

第三 内地人及民國人の商業.....二六

第四 會社.....二六

第五 現物市場及取引所.....二六

第六 其の他の商業施設.....二六

第二目 臺灣.....二六

第一 概況.....二六

第二 市場.....二六

第三 會社.....二六

第四 其の他の施設.....二六

第三目 樺太.....二六

第一 概況.....二六

第二 會社.....二六

第三 商工會議所.....二六

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地.....二六

第一 概況.....二六

第二 市場.....二六

第三 會社.....二六

第四 商業會議所.....二六

第五 取引所.....二六

第五目 南洋群島.....二六

第二節 工業.....二六

第一目 朝鮮.....二六

第一 概況.....二六

第二 工業に關する施設.....二六

第二目 臺灣.....二六

第一 概況.....二六

第二 工業に對する施設.....二六



第三 製糖業……………三〇〇

第四 製茶業……………三〇一

第三目 樺太……………三〇一

第一 概況……………三〇一

第二 ハルブ工業……………三〇二

第三 醸造業……………三〇三

第四 罐詰業……………三〇四

第五 其の他の工業……………三〇四

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………三〇六

第一 概況……………三〇六

第二 各種工業……………三〇六

第五目 南洋群島……………三〇八

第三節 貿易……………三〇八

第一目 朝鮮……………三〇八

第一 關稅制度……………三〇八

第二 貿易概況……………三〇九

第二目 臺灣……………三〇九

第一 關稅制度……………三〇九

第二 貿易概況……………三〇九

第二 貿易概況……………三〇六

第三目 樺太……………三〇六

第一 關稅制度……………三〇六

第二 貿易概況……………三〇六

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………三〇六

第一 關稅制度……………三〇六

第二 貿易概況……………三〇六

第五目 南洋群島……………三〇六

第四節 金融……………三〇六

第一目 朝鮮……………三〇六

第一 金融機關……………三〇六

第二 貨幣……………三〇六

第三 爲替及金利……………三〇七

第二目 臺灣……………三〇七

第一 金融機關……………三〇七

第二 貨幣……………三〇七

第三目 樺太……………三〇七



第一	金融機關	三六
第二	爲替及金利	三七
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	三三
第一	金融機關	三三
第二	貨幣	三〇
第五目	南洋群島	三〇
<b>第八章 交通及通信</b>		
第一節	朝鮮	四一
第一	道路	四一
第二	鐵道	四一
第三	港灣	四八
第四	海事	四八
第五	航空	四三
第六	通信	四三
第二節	臺灣	四〇
第一	道路	四〇
第二	鐵道	四三
第三	海事	四三

第四	通信	四七
第三節	樺太	四一
第一	道路	四三
第二	鐵道	四三
第三	海事	四六
第四	驛遞	四六
第五	通信	四九
第四節	關東州及南滿洲鐵道附屬地	四四
第一	道路	四四
第二	鐵道	四四
第三	海事	四六
第四	航空	四八
第五	通信	四八
第五節	南洋群島	四四
第一	道路、鐵道	四四
第二	海事	四五
第三	通信	四七

第三編 南滿洲鐵道株式會社並東洋拓殖株式會社



第一章 南滿洲鐵道株式會社

- 第一節 組織 ..... 四六一
- 第二節 業務 ..... 四六二
  - 第一 鐵道業 ..... 四六八
  - 第二 附帶事業 ..... 四七〇
- 第三節 地方施設 ..... 四七七
- 第四節 經理概況 ..... 四七九
- 第五節 主要投資狀況 ..... 四八六

**第二章 東洋拓殖株式會社** ..... 四八七

- 第一節 設立の沿革 ..... 四八七
- 第二節 概況 ..... 四八九
  - 第一目 事業資金の構成 ..... 四八九
  - 第二目 會社の特別能力並政府の監督及保護 ..... 四九七
  - 第三目 業務地域 ..... 四九九
  - 第四目 業務範圍 ..... 四九九

第三節 事業概況 ..... 五〇〇

- 第一目 金融業 ..... 五〇〇
- 第二目 朝鮮産米増殖事業 ..... 五〇七
  - 第一 事業計畫概況 ..... 五〇七
  - 第二 東洋拓殖株式會社の代行事業 ..... 五〇七
- 第三目 直營拓殖事業 ..... 五一一
  - 第一 土地の經營 ..... 五一一
  - 第二 林業 ..... 五一七
  - 第三 製鹽事業 ..... 五一九
  - 第四 植民事業 ..... 五一九
- 第四目 特別事業 ..... 五三三

**第四節 會社の組織及經理** ..... 五三四

- 第一 會社職制 ..... 五三四
- 第二 經理狀況 ..... 五三五
- 第三 營業成績 ..... 五三六
- 第四 利益分配 ..... 五三七
- 第五 貸借對照表、損益計算書 ..... 五三九



第四編 移植民及海外拓殖事業

第一章 移植民

第一節 海外移植民の沿革……………五五  
 第二節 移植民の現況……………五七  
   第一目 總説……………五七  
   第二目 中南米渡航移植民の狀況……………五八  
     第一 フラジル……………五八  
     第二 アルゼンチン……………五九  
     第三 ベルギー……………五九  
     第四 其他の南米諸國……………六〇  
     第五 中米……………六〇  
   第三目 南洋渡航移植民の狀況……………六一  
     第一 比律賓群島……………六一  
     第二 其他の地方……………六二  
 第三節 移植民の種別並渡航方法……………六三

第一目 移植民の種別……………五五

第一 珈琲園移民……………五五  
 第二 海外移住組合の移民……………五五  
 第三 拓殖會社の移民……………五五  
 第四 タウアオ麻耕地移民……………五七  
 第五 其他……………五九

第二目 渡航方法……………五九

第一 外國の關係法規其他……………五九  
 第二 我國の關係法規其他……………六〇

第四節 移植民獎勵並保護指導に關する施設……………六二

第一目 政府の施設……………六二  
   第一 宣傳に關する施設……………六三  
   第二 獎勵に關する施設……………六三  
   第三 渡航前に於ける教養、保護に關する施設(移民收容所)……………六三  
   第四 運送に關する施設……………六四  
   第五 移住地に於ける教養、保護施設……………六四  
   第六 民間諸團體に對する指導助成……………六五  
 第二目 民間の諸施設並其活動狀況……………六五  
   第一 海外興業株式會社……………六五



第二	海外移住組合	五四
第三	南洋拓殖株式會社	五七
第四	アマゾン興業株式會社	五七
第五	日亞拓殖株式會社	五八
第六	移植民學校	五八
第七	海外協會其他	六一
第八	神戸協和寮	五三
<b>第五節 國內移住</b>		
第一目	朝鮮移住	五三
第二目	樺太移住	五五
第三目	關東州移住	六六
<b>第二章 海外拓殖事業</b>		
<b>第一節 海外拓殖事業の沿革</b>		
第一目	地方別狀況	五七
第二目	海外拓殖事業の現況	五八
第一	南洋地方	五八
第二	南米地方	五九

<b>第二目 産業別狀況</b>		
第一	農林業	五〇
第二	水産業	五〇
第三	鑛業	五七
<b>第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に関する施設</b>		
<b>第一目 政府の指導</b>		
第一	海外資源の調査及紹介	五九
第二	移住適地の調査及紹介	六〇
第三	各種産業に對する指導	六一
<b>第二目 政府の助成</b>		
第一	産業施設に對する助成	六一
第二	公益施設に對する助成	六二
第三	拓殖金融に關する施設	六四



## 第一編 拓務省

### 第一章 拓務行政機關の沿革

明治二十八年四月、日清講和條約に依り臺灣が我が國の領有に歸すると共に同年六月内閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置き民政事務を掌理せしめた。

其の後明治二十九年四月先進國の例に倣ひ植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられたが當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと財政緊縮とに依つて同三十年八月に至つて廢止せられ、再び臺灣事務局が復活せられた。更に又同三十一年十月臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は内務大臣官房の所管に屬せしめられた。

明治三十七八年戰役の結果南樺太が我が領土に歸し關東州亦我が租借地となり、韓國に對する我が保護權が確認せられるに及び明治四十三年六月内閣總理大臣直屬の下に拓殖局が設置せられた。然るに其の後大正二年六月に至り再び行政整理の爲拓殖局は廢止せられ爾來臺灣、朝鮮、樺太に關する事務は内務省地方局拓殖課に於て又關東州に關する事務は外務省政務局に於て管掌せられて來たが、大正六年七月再び内閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太、關東州に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社に關する事務を統括せしむることとなつた。其の後大正十一年十月更に拓殖局を拓殖事務局と改めたが大正十三年十二月又もや拓殖局と改められるに至つた。

然れども内閣總理大臣は各省大臣の首班として行政各部の統一を圖り庶政變理の任に當るものなるを以て斯る劇務を



有する者をして朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治に關する中央機關たらしめても専心其事に當るを求むることが出來ず又拓殖局の如き組織の小なるものでは到底廣汎複雑なる統治事務の大綱を統べるにつき遺憾なきを得なかつた。

一方各地の事情は益々其統一的行政を必要とし殊に此等地域の利益を中央に代表すべき完全なる責任者を置くの必要に迫られた。

茲に於て昭和二年十一月拓殖省設置準備委員會の設置を見拓務行政機關として一省を設け更に朝鮮、關東州從つて又我國運の消長と政治的經濟的に密接不離の關係を有する南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社を併せて監督し其使命を完行せしむることとすると共に從來我國の移植民及海外拓殖事業に關する事務が外務省、社會局等に分屬し、組織の不完全、統一の不充分等による欠陥の多きを除き殊に近年海外進出を要望する我國情に鑑み移植民及海外拓殖事業の獎勵助成に關する事務の統制を圖る必要上前述の事務を一省に統轄するの案が成立するに至つた。即ち政府は昭和四年の第五十六議會に拓務省豫算を提出其の協賛を経て同年四月十日拓務省官制の公布を見たのである。

## 第二章 組織と權限

拓務省は各省官制通則に依るの外、朝鮮部、管理局、殖産局及び拓務局の一部三局に分れてゐる。

朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌り、管理局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外一般的に臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳に關する事務及拓務大臣の定むる地域に於ける移植民の保護指導に關する事務を掌る。

殖産局に於ては臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳の産業、交通、通信、金融、租税及專賣に關する事務並に南滿

洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務及拓務大臣の定める地域に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る。

拓務局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外一般的に移植民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る。

拓務省官制第一條に依れば拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督する權限を有してゐる。

又拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外移植民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理し此の事務に付ては外務大臣を経由し領事官を指揮監督することが出来る。

拓務省官制及拓務省分課規程は左の通りである。

### 拓務省官制 (昭和四年勅令第五百二十二號)

第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス

拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部



管理局

殖産局

拓務局

第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務

二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事務

第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務

二 南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務

三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第八條 拓務書記官ハ專任十五人ヲ以テ定員トス

第九條 拓務省ニ事務官專任九人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 拓務省ニ技師專任十三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 拓務省ニ理事官專任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 拓務省ニ通譯官專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第十三條 拓務屬ハ專任八十二人ヲ以テ定員トス

第十四條 拓務省ニ技手專任三十人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 拓務省ニ通譯生專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第十六條 第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年勅令第百七十九號及大正九年勅令第百五十號ハ之ヲ廢止ス

### 拓務省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課及會計課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ屬スル事項

二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項

三 叙位叙勳及褒賞ニ關スル事項

四 儀式典禮ニ關スル事項

五 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項



- 第三條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項
  - 二 各部局課成案支書ノ進達ニ關スル事項
  - 三 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
  - 四 圖書及印刷物ニ關スル事項
  - 五 翻譯ニ關スル事項
  - 六 官報掲載ニ關スル事項
  - 七 拓務ニ關スル資料ノ一般の調査及情報蒐集ニ關スル事項
  - 八 宿直ニ關スル事項
  - 九 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 一般會計及所管特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
  - 二 經理ニ關スル事項
  - 三 國有財産及物品ニ關スル事項
  - 四 會計ノ監査ニ關スル事項
  - 五 營繕ニ關スル事項
  - 六 備人ニ關スル事項
  - 七 廳中取締ニ關スル事項

- 第五條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六條 朝鮮部ニ第一課及第二課ヲ置ク
- 第七條 第一課ニ於テハ他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八條 第二課ニ於テハ朝鮮總督府ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 第十條 管理局ニ第一課及第二課ヲ置ク
- 第十一條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府及南洋廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 第十二條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外關東廳及樺太廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 第十三條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項
  - 二 南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
  - 三 別ニ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項



第十四條 殖産局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第十五條 第一課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業及金融ニ關スル事項

二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 別ニ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ産業及金融ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項

第十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ交通、通信、租税及專賣ニ關スル事項

二 南滿洲鐵道株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移民ニ關スル事項

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十八條 拓務局ニ第一課第二課及第三課ヲ置ク

第十九條 第一課ニ於テハ移民ノ獎勵ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十條 第二課ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移民ノ保護指導及移民收容所ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十一條 第三課ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本規程ハ昭和四年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

## 第二編 所管地域

### 第一章 地理

#### 第一節 位置、地勢及氣候

##### 第一 朝鮮

一 位置 朝鮮は亞細亞大陸の東部に斗出して居る一大半島で、東經百二十四度十一分より百三十度五十六分、北緯三十三度六分より四十三度の間に位して居る。即ち東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及び中國地方に對し、北は鴨綠江及び豆滿江に依り滿洲及び露領に隣接して居る。その面積は一萬四千二百餘方里で、本州（一萬四千九百餘方里）より稍小さい。

二 地勢 蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南方に走り北方の國境を形成して、其の一脈は南に延び東海岸線に沿つて走り半島の脊梁を成して居る。この脊梁山脈の東側は斜面が急峻で大河、平野に乏しいが、西側は傾斜が比較的緩慢で處々に平野が開けてゐて鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等の大河が多く、舟楫の便と灌溉の利に富んで居る。尙南部及び西部海岸は多くの岬灣が出入して居て、釜山、仁川、木浦等の良港は此の海岸線上に在る。

三 氣候、風土 大陸續きの爲、北方部は概して所謂大陸性氣候で寒暖の差が甚しい。随つて冬期の寒さは随分厳しく、又夏期は内地に比して更に高温である。（稻作期間中の温度の如きは甚だ高温且日照時間が多し。）然し南方部



になると内地と同様で、氣候は一般に溫和である。

年平均氣温は南部海岸は十三度餘（攝氏、以下同様）で、北部に向ふに従つて低く、中央部では十度内外、國境附近では四度乃至三度になる。又東部海岸は西部海岸に比較すると餘程溫和で、夏季を除けば約二度位高温なのが常である。この理由は西部海岸は冬期に北西季節風が多いに對し、東部海岸は背稜山脈の爲に風勢が微弱となる爲と海水温度が西部海岸よりも高温であるに因る。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少ない。即ち全土の大半は八百乃至千耗（これは内地の半に達しない）で、南東部海岸は稍多く北部並に北西部に至るに従つて次第に減少する。降雪期は年々遅速があるが、初雪は北部高原地方が最も早く十月下旬に降雪を見、他は概ね十一月に、南東海岸は最も晩く十二月下旬に之を見る。又終雪は北部國境地方が最も晩く四月末に、釜山附近では三月上旬、其の他の地方では三月中旬乃至四月中旬の間である。けれども積雪量は少く、北部の山地に於て一二尺に及ぶのみで、中部以南の平原では五寸を越す事が稀れな程である。

## 第二 臺灣

一 位置 臺灣は我國の南端に位する一大島で北緯二十一度四十五分から二十五度三十八分に互り東經百十九度十八分から百二十二度六分に達し周圍は約四百里位で其の面積は二千三百方里で九州、樺太と相似て居る。

二 地勢 地形は東西に狭く南北に廣い又東海岸は屈曲が少い。中央山脈は中央部を南北に縦走するが其の中央から西方に分岐するものにシルピヤ山脈水社山脈がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には中央山脈に平行して海岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は實に山嶽地帯であつて而も此等の山脈中に海拔一萬尺以上の高峰が四十八座ある。

かく南北を貫通する中央山脈は本島の地勢を自づから東と西に兩分し、東部では多くは斷崖直ちに海に迫り平野は少いが西部の方は一目茫々たる平野を成し濁水溪、大甲溪等が其の間を貫流し臺灣の主要産業をなす農産物を豊富に産出する。

三 氣候、風土 臺灣は北回歸線が島の中央部を横斷して居るので當然亞熱帯に屬する。従つて冬でも高山の外は雪も降らず、結霜することがあつても極めて稀れで氣温も氷點以下に降つた事は領臺後僅か二回あつたのみである既往各年に於ける平均最低氣温は極北基隆が六十六度、極南恆春が七十一度、其の日數は内地の十分の一以下であつて北部の寒い季節でも尙佛桑花の眞紅な花などが美しく咲いて四季草花は絶えず常盤なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。而して氣温九十度以上の日數は東京の二十七、八日内外なのに較べて臺北は七十日乃至百日に達する事がある。

## 第三 樺太

一 位置 樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び西は間宮海峡を隔てて沿海洲に對し東經百四十四度五十五分から百四十一度五十一分まで南端は北緯四十五度五十四分に位し北部は北緯五十度を以て露領樺太に境する。延長百十六里餘、幅員七里乃至四十里其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍々大である。

二 地勢 樺太は地貌及地質に由り之を三地帯に區別する事が出来る。



**西部山地帯** 西部山地帯の背骨を成す所謂西樺太山脈は概ね南北に延び平頂を有して幾條かの深谷を以て南北に連続して居る。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地が蜿蜒として起伏して居る。

**東部山地帯** 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没して居るので自然南北に分れる。本地帯の南半には海拔三千五百尺の鈴谷山峯を有する。鈴谷山脈その背骨と爲り南は楠溪高と爲り東南は富内、地邊嶺等の諸湖を湛へた遠淵低地に依つて斷絶して居るが再び中知床半島を走つて南走してゐる。

**中央凹地帯** 中央凹地帯は其の大部分所謂ツンドラと稱する一種の低濕地で厚層の泥炭上に厚い鮮苔類密生し倭小な落葉松點々と疎生するのみで沼澤多い階段的な平地である。然し幌内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どう落葉松叢生し或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼な濕地であるけれども其の地方に居住するオロチヨン及びギリヤークにとつては馴鹿の好放牧地である。尙榮濱附近より鈴谷川附近に至る約二十二里に亘る平野は土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れてゐる。

**三 氣候、風土** 本島は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ内部は二條の山脈之を縦貫し、近くアジア大陸の影響をも受けて居る。此を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり中部は山脈に圍まれてゐる爲に大陸氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比べて氣温の低いのは近海に暖流の勢ない爲めと且主としてアジア大陸の影響に因る。年平均氣温は本島の四度六分から數香の零度二分の間に在る。(昭和四年)

#### 第四 關東州及び南滿洲鐵道附屬地

**一 位置及地勢** 關東州は遼東半島の尖端に位し東は黃海に西は渤海に瀕して居る。我租借地は東經百二十度五十八分より百二十三度十三分、北緯三十八度四十三分より三十九度三十四分に及ぶ。その面積は二百二十四方里である。州内は丘陵起伏し平地に乏しく河川は流域狭少にして水運の便がない。黃海に面する部分は比較的海岸線の出入多く大連旅順の如き良港に富み沿岸の平沙淺洲は概ね鹽田の築造に適してゐる。

南滿洲鐵道附屬地は大連長春間四百三十八哩、奉天安東間百六十一哩其の他の諸線等蜿蜒六百九十餘哩に渉る鐵道用地で其の面積は十七方里である。即鐵道沿線の附屬地の境域は州外に於ては鐵道の兩側を合せ大約六十二米である。勿論市街地其の他の特殊の事情ある地方に於ては廣潤な境域を有して居る。

我行政權の活動區域は前記の如く關東州及鐵道附屬地の面積合して二百四十一方里に過ぎない。けれども滿洲に於ける政治、經濟等の中心地は皆此の沿線若くは其の附近に位してゐる爲に附屬地は宛然滿洲のあらゆる勢力の中樞地帯たるの觀がある。

**二 氣候、風土** 滿洲の氣象は沿海一帯の地に於て多少海洋の影響を受くるも概して大陸的氣候の特色を現はし、特に冬期氣壓は滿洲一帯に亘り著しく高度に昇り此の際偶々黃海、東海方面に低氣温の存在することあらば氣層の傾度は忽ち急峻となり乾燥強烈なる北風數日に亘つて連吹し北部内地に於ては零下三十五度を降ることがある。比較的溫暖である關東州附近に於ても零下二十度前後に降り附近海面の一部は凍結し屋外の作業に困難を覺えることがある。



### 第四 南洋群島

一 位置、地勢 小笠原諸島の南、赤道以北の太平洋中幾多の島嶼の星散分布するものが即ち南洋群島で東經百三十一度一分より百七十二度七分、北緯一度四分より二十度三十二分に及び其の包容する海面は東西二千五百哩、南北一千二百哩に亘つて居る。全群島島嶼の數約六百二十三の多きに達するも其の總面積は僅に約百四十方に過ぎない(略東京府の面積と同じ)。而して島嶼の多くは狭小であつて大なるものも漸く二十四方里を出でないので特に各島の地勢として云ふべき處がない。強いて概観すれば地勢は一般に急峻であるが山嶽の高きものも二千五百尺を限りとし河川も亦溪流であつて鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので其の間の水運の便は極めて自由である。而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海島の生棲するもの多く諸處に燐鱗を産するを見ても到る處多少の燐酸分を含有するもの如くで農作物及林木の成長は良好であるが日光の直射強く驟雨強烈を極むるを以て伐跡地其他山火事等の爲一度裸地となれる處は人工的に保護せらるるにあらざれば地力減退し恢復頗る困難である。斯る理由に依つて各島若干の無立木地があつて僅に羊齒類の繁茂する處も少くない。

二 氣候、風土 南洋群島は其の位置赤道に接し全管内悉く熱帯圈内に在るを以て他の温帯地の如く四季の別がない。即ち一年を通じて温帯の夏期の氣候にして所謂「當夏の國」である。而してスコール(Squal)多く、純然たる海洋性氣候に屬し其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて尠い。尙全群島一般に殆んど氣温相等しく又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位であつて一年中の温度の差は僅かに四乃至六度に過ぎ

なし。

尙南洋群島は内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地であるけれども管内に於ける氣象變化は僅少で偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが其の低氣壓幼年期に屬するものが多い爲め暴風に達することは稀である。

## 第二節 住民

### 第一 朝鮮

一 住民 朝鮮に於ける現住民を大別すれば内地人、朝鮮人、中國人及其他の外國人で昭和五年末の現在數は左の通りである。

朝鮮人	内地人	中國人	其他外國人	合計
三、六七九、四六三	一、七七一、五四三	一、二六、三一二	一、五、二七〇	三、八二一、五六四
一九、六八五、五八七	一三、一二八、七八〇	五〇一、八六七	六一七、七九四	二〇、二五六、五六三

二 増加及密度 朝鮮に於ける人口の増加數を見るに左の通りである。

内地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年 一七、一、五四三	一三、一二八、七八〇	一二、六九四
昭和二年 四五、四、八八一	一八、六三一、四九四	五一、三二三
昭和三年 四六、九、〇四三	一八、六六七、三四四	五三、三二二



昭和四年	四八八、四七八	一八、七八四、四三七	一六
昭和五年	五〇一、八六七	一九、六八五、五八七	五八、一四六
			六九、一〇九

尙朝鮮人のみに就いて過去十ヶ年間に於ける一ヶ年間の平均増加率は千人に對し一五・二〇である。  
 朝鮮に於ける一方里平均人口密度は一千四百七十一人である。(昭和五年十月一日國勢調査)

## 第二 臺灣

一 住民 本島の住民は内地人、本島人、蕃人、外國人の四つに大別せられる。外國人は大部分中國人を云ひ、歐米人は極めて少數である。本島人とは支那から渡つて來たものの子孫で其の出身地に依つて閩族(福建地方住民)と粵族(廣東地方住民)とに別れ前者は總人口の約七、八割を占め後者は前者よりも、おそく渡つて來たもので總人口の一割三分位に當り閩族からは客人と呼ばれて居る。閩族は早くから海岸地方或は本島西部の平野を占め、これに反し粵族は移住がおくれたるため多く山地に近い僻地に住んでゐる。最後に蕃人は本島の先住民であつて多くは山地に居住し其の化育の程度に依つて生蕃、化蕃及熟蕃とに名稱上は別たれるが種族的には全く同一のもので其の人口は左の通りである。(昭和五年末現在)

タイヤル族	三三二、九二五人	バイワン族	四一、五〇〇人
サイセツト族	一、二七七	アミ族	四三、一四二
ブヌン族	一七、九二六	ヤミ族	一、六四九
ツオウ族	二、一三四	計	一四〇、五五三

蕃人の撫育教化に就ては總督府は蕃人の進化の程度に従ひ緩急宜しきを制して之が保護取締の途を講じ、治安を維持すると同時に教育、衛生、交易、授産及土木等の方面に向つて鋭意努力し以て蕃人の向上と蕃地の開發を圖らむと努めて居る。

即ち蕃人兒童の教育機關としては蕃童教育所及公學校があるが、昭和五年末現在蕃童教育所一七三、就學兒童數七千五百五十二人公學校五十、就學兒童數六千九百十五人上つて居る。又醫療機關としては公醫二十三人蕃人療養所百九十一専ら蕃人の診療に當らしめて居る。尙蕃地に於ける道路の開發は蕃人の教化及蕃地の開發に寄與する所が多いので從來總督府は鋭意道路政策に努力して居る。

二 増加及密度 次に臺灣の人口及其の増加數を見るに左の通りである。

	内地人	本島人	生蕃人	外國人	合 計
明治三十八年	五九、六一八	二、九七九、〇一八	七六、四四三	八、二二三	三、一二三、三〇二
昭和三年	二一一、二〇二	四、一〇〇、二六二	八六、二五六	四〇、三六四	四、四三八、〇八四
昭和四年	二二〇、七三〇	四、一九八、七八三	八六、一一九	四三、一一八	四、五四八、七五〇
昭和五年	二三二、二九九	四、三三三、九二二	八六、一五四	四六、六九一	四、六七九、〇六六

而して一方里當りの人口は一千九百六十九人である。  
 尙本表の生蕃人とは蕃地居住の蕃人のみを指し、平地居住のものは本島人中に含まる。

## 第三 樺 太

樺太に於ける住民は内地人、朝鮮人、土着人及外國人の四種に分つ事を得る。土着人はアイヌを主とし其の他キーリ



ン、オロツコ、ニクブン、サンター及ヤクイトがある。彼等は従順にして文化極めて低く到底社會の競走場裡に互立し得ないので農業、漁業其の他に關して特殊の制度を設けて此を保護し、其の生活の基礎を安固ならしめると共に農耕を奨励して自活の思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面其の風習を尊重しつつ保護誘掖に努めつつある。然し其の人口増加率は低く否却つて減少の傾きがある。サンターの如きは十一人、ヤクイトは僅に二人である。今その概況を示せば左の通りである。(昭和五年末)

アイヌ	一、四三七人	内地人	二七七、二七九人
ニクブン	一一三	朝鮮人	五、三五九
オロツコ	三四六	外國人	三五八
キーリン	二四	臺灣人	一
サンター	一一	合計	二八四、九三〇
ヤクイト	二		

而して本島全體の人口増加率は領有當初の明治三十九年末の人口一、三六一人に比較すれば昭和五年末には九二七、五六九人に増加し實に二三倍に達し、一方籽の人口は七、八九人である。

#### 第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地

關東州及南滿洲鐵道附屬地は滿洲に於ける政治、經濟上の樞要地帯なる爲め戸口逐年異常に増加し昭和五年末の現在では内地人二一五、四六三人、朝鮮人一七、六九五五人、民國人一、〇五五、五五〇人、外國人二、五〇二人、合計一、二九九、五七〇人である。

一、二二一人に及ぶ。

而して其の密度の如きも一方籽當り三百五十五人で内地の百六十九人に比較すれば極めて稠密である。(昭和五年國勢調査)

其の増加數を見るに左の通りである。

	日本人	中國人	外國人	計
明治三十九年末	一六、六一三	三六八、一〇三	三九	三八四、七五五
昭和三年末	二〇五、六九九	九五、一二七	二、二五〇	一、一五九、二二六
昭和四年末	二一八、四五七	一、〇〇四、八〇七	二、五二四	一、二二五、七八八
昭和五年末	二三三、一五八	一、〇五五、五五〇	二、五〇三	一、二九一、二一一

#### 第五 南洋群島

南洋群島に居住する種族に就いては或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ或は南方「ポリネシア」族の北進したるものと稱せられる。人種學上總稱して「ミクロネシア」族と呼ぶるもの最も多きを占むるが固より一定して居ない。寧ろ數種族の混血せるものであらう。然も各群島甚しいのは同一群島内にある島嶼にして猶種族の異なるものがある。従つて彼此言語風俗を異にして居るが大別して「カナカ」族及「チャモロ」族の二種族とする。前者は「ミクロネシア」族の一部で後者は「カナカ」族と白人との混血なりとも謂はれる。而して「チャモロ」族の本據は「マリアナ」群島、西部「カロリン」群島に屬する「ヤツフ」「バラオ」とにある。

昭和五年十月一日に於ける人口總數は六萬九千六百二十六人にして内島民四萬九千六百九十五人、邦人一萬九千八百



三十五人、外國人九十六人である。而して島民人口四萬九千六百九十五人中「カナカ」族は四萬六千三百九十四人にして其の大部分を占め、「チャモロ」族は僅に三千三百一人に過ぎない。尙邦人は、大正三年領有當時は僅に數十名に過ぎなかつたが其の後漸次其の數を加へ昭和五年十月一日には男一萬二千二百六十二人、女七千五百七十三人、計一萬九千八百三十五人に達する。其の大部分は「サイパン」支廳管内に居住し多くは農業に従事する。

## 第二章 沿革

### 第一節 朝鮮

朝鮮上古の歴史は遼として檀君、箕子の昔は尋ねるに由ないが燕人衛滿亡命して朝鮮に入り箕子の裔なりと謂ふ箕準を追ひ王險に都したが其孫右渠の時漢の武帝に亡ぼされた。恰も我國開化天皇の御代で、漢は其の地に眞番、玄菟、樂浪、臨屯の四郡を置いて統治した。

半島の南部には古來韓種族が住んで居て馬韓、辰韓、辨韓の三國に分れて鼎立したが一葦帶水日本に對して居たので早くから日本と交通が行はれた。其後崇神天皇の御代に朴赫居世辰韓の一國から興り新羅國を建て、之と同時に滿洲では朱蒙起り高句麗と稱したが、垂仁天皇の御代には朱蒙の異母弟溫祚南下して馬韓の地に入り百濟國を建てた。

仁德天皇の頃から高句麗の國勢は頗る旺んとなり、當時なほ支那領であつた半島の北部を略し又屢々出兵して百濟の地を犯し都を平壤に移して遂には百濟の國都をも陥れたので百濟は愈々衰へた。偶々新羅には英王相繼いで出で頻りに近隣を攻略したが、高句麗は國力なほ衰へず百濟も亦我國と固く結んで居たので新羅は唐の助勢を得て百濟、高

句麗を攻め滅ぼし百濟舊領地の全部及び高句麗舊領地の一部とを併せ領したが、恰も我國では天智天皇の御代であつた。當時佛敎の隆盛につれ漢學美術も亦頗る發達したが、二百數十年を経て國政甚しく亂れ遂に潛王弓裔の部將王建が衆に推されて王位に即き國號を高麗と稱し開城に都した、これ高麗の始祖太祖で恰も醍醐天皇の御代に當つた。次で新羅國の降を容れ其の國土を併せ十九年には半島の地を一統したが、北部地方には他の種族蟠居して猶高麗領ではなかつた。

高麗は其の中葉肅宗(第十五世)の頃迄國內能く治まり文化も亦進んだが、毅宗(第十八世)立つに及び武人跋扈し王權は著しく衰微し國勢日に衰へた。恰も恭愍王の時其の臣李成桂頻りに軍馬の功を樹て遂に後艮山天皇の御代(紀元二千五十二年)多くの朝臣に推戴せられ恭讓王(第三十四世)を廢して王位に即いた。

之が李朝の始祖太祖で、二年國號を朝鮮と改め三年都を京城に遷した。太宗(第三世)の十三年全國を八道に分ち次で世宗(第四世)の十九年鴨綠、豆滿の二江以南を領土としたが其後國內の黨争甚しく加ふるに純祖(第二十三世)の頃から内外の形勢一變して國勢漸く陵夷し哲宗(第二十五世)薨するに及び宗室興宣君の第二子(諱熙)選ばれて即位せられた。當時王は年少の故を以て其の父興宣君が實際の政治に與かられたが、興宣君は後の大院君で王は李太王殿下である。偶々日本では王政維新の鴻業成り更に外國と和親の宏謀定まるに及び、先づ修好使を遣はし次で明治九年二月日本は列國に率先して朝鮮を獨立自主の國家と認めた。其後政府の紀綱弛み庶政亦紊れ國內朋黨軋轢し屢々擾亂を起した爲に清國の乗する所となり、其の主權を脅かさるるに至つたので日本は善隣の友情と自衛との爲明治二十七年八月清國と開戦し、翌二十八年四月和を講ずるに及び朝鮮が完全なる獨立國である事を確認させて局を結んだ。斯くて明治三十年朝鮮は光武と改元し國號を大韓と改め國王は皇帝に即位して獨立國の體裁を整へた。之より先極東



經營に専念せる露國は日清戰役後清國に代つて朝鮮に勢力を扶植し漸を遂うて内政に干渉し遂には其の獨立さへ脅威するに至つた。是に於て朝鮮と唇齒輔車の關係にある我國は東洋の和局と自國の保全との爲明治三十七年二月十日宣戰の大詔を發し國運を堪して露國と兵火の裡に見えるに至つたが、越えて二十三日日韓兩國政府は益々兩國の友誼を厚うし東洋の平和を確立する議定書に調印し、更に八月二十二日兩國政府代表者の協商成り韓國に於ける施政の改善と外交に關する詳細な取極をした。

一方日露帝國の戦局は我國の勝利に歸し明治三十八年九月日露講和條約締結せられ、我國が韓國に於て政治上軍事上及經濟上卓絶な利益を有する事を承認せしめ、且日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理をなすに當り之を阻礙し干渉しない事を約せしめた。偶々同年八月十二日調印せられた日英同盟約款に依り英國も亦日本の韓國に於ける政治上、軍事上及經濟上の卓絶な利益と日本が該利益を擁護増進する爲正當且必要と認むる指導監理及保護の措置を認めたので、日露條約の承認と相俟ち韓國に對する帝國の地位は頓に進捗し鞏固明確の度を加へた。

帝國政府はこの新關係に依り韓國に對する保護指導を全うし利益共通の主義を鞏固にする爲、明治三十八年十一月十七日日韓新協約を締結し韓國保護政治の基礎は愈々確立した。斯くて該協約第三條により同年十二月二十日勅令第二百六十七號を以て統監府及理事廳官制を發布し統監府を京城に、理事廳を京城、仁川、釜山、元山、馬山、鎮南浦、木浦其の他樞要の地に置き、在韓國の帝國公使館領事館を廢し、最初の統監には侯爵伊藤博文を以て之に充て、翌三十九年二月一日から各々其の事務を開始した。是を以て韓國の外交を擧げて帝國の監理に歸し、國內の治安も我が統監政治の下に維持せられ保護の實績頓に揚つたが、固より累代の積弊は一朝に更新せられず、偶々明治四十年六月海

牙密使事件等の事あり、統監は日韓兩國の關係を一層密接ならしむる必要を認め同年七月二十四日韓國政府の代表者たる總理大臣李完用と左の協約を結んだ。

- 一、韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けること
- 二、法令の制定及重要な行政上の處分に付豫め統監の承認を経ること
- 三、司法事務は普通行政事務と區別すること
- 四、高等官吏の任免は統監の同意を要すること
- 五、統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること
- 六、統監の同意なく外國人を傭聘せざること
- 七、財政顧問の傭聘を廢すること

斯くて政務機關全般に亘る官制改革を斷行し宮中府中を區別し、司法制度の獨立を企圖したが韓國政府の窮乏なる財政を以てしては却々實現が難かしかつた。

明治四十二年六月伊藤博文職を罷め副統監曾禰荒助代つて統監となり、翌七月韓國の司法及監獄事務を擧げて我が政府に委託する條款を約定した。其の後帝國政府は韓國の國利民福を増進する爲銳意努力したが、其の治安は未だ充分に維持せられず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人命を奪ひ財産を掠め、國內不安の形勢は日韓兩國の併合を斷行するより外彼我の康寧を確保し得ざる情勢に立ち至つた。翌四十三年五月統監曾禰荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺内正毅現職の儘統監に任ぜられた。同六月二十四日帝國は韓國の警察事務を繼承し統監府警察官署官制を公布し同年七月一日から之を實施した。越えて八月二十日統監は半島の民心と帝國の輿論とに鑑み兩國政府の商議にな



つた併合條約案を政府に電報し二十二日御裁可を得、一方韓國皇帝も亦夙に日韓兩國の併合が相互永遠の幸福の基であることを認められ同日條約案を裁可せられたので、其の日午後統監寺内正毅と總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了へた。次で二十九日我が 天皇陛下は優渥なる詔書を以て之を天下に告げ給ふと共に併合條約を公布せしめられた。之と同時に帝國政府は韓國と條約を有し又は最惠國條款を有する諸國並に其他の諸外國政府に夫々此旨を宣言し、又舊韓國皇帝は舊韓國臣民に併合の勅諭を發せられた。

是に於て平和裡に併合の事成り、韓國を改めて朝鮮と呼び統監を廢して朝鮮總督を置き、寺内統監を初代の朝鮮總督に任ぜられた。併合の當日總監は朝鮮統治に關して各地理事官に訓令を與へ、又朝鮮上下の民衆に施政の綱領を示す諭告を發した。同時に陛下には優詔を下し給ひ舊韓國の皇帝及皇族は王公族として帝國皇族の禮を受け後世子孫をして其の榮錫を世襲し永く寵光を享けさせられた。更に朝鮮貴族令を定め勳功ある朝鮮人には榮爵を授けられ又情狀酌量すべき罪囚中の者には大赦を行ひ且積年の逋租及當年の租税を減免せられ又臨時恩賜金三千萬圓を下賜せられて惠恤、尙齒、褒賞の資に充てられた。

## 第一節 臺灣

臺灣及び澎湖島は支那人の發見に係り隋、唐の時代に支那人の澎湖島に移住する者も相當にあつた様であるが臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置いて之を福建省同安縣に隸屬せしめたことがある。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタビヤに東印度會社を起し東洋貿易に従事したが一六二一年東進して澎湖島を占領した。明國は其勢抗すべからざるを知つて一六二四年遂に和蘭人の臺灣占領を認め其代り澎湖島を放棄せ

しめ斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるゝに至つた。然し乍ら蘭人の占據せるは臺灣南部のみであつたが、スペイン艦隊亦一六二六年北部臺灣即ち基隆地方を發見して此處に上陸し四圍を撫化して其勢侮るべからざるものあるや勢の趨く所遂に兩國人の大争鬭となり、其の結果スペインが敗北して全部放逐せらるるに至つた。下つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣の恢復を圖り一六六一年先づ澎湖島を略し更に臺灣に渡つたが蘭人は衆寡敵せず遂に臺灣を棄て、爪哇に去つた。

鄭氏臺灣に據るや澎湖島をも併せ自ら此の地に王として恩威並び行はれたが、其孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに耐へず清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年(西紀一六八三年)七月である。

清朝は此處に臺灣府を設け、府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隸屬せしめ福建巡撫の下に之を統轄せしめた。然し乍ら清朝の統治は臺灣の開発よりは寧ろ荒廢の孤島として匪族の巢窟と化するのを防ぐに在つたので、政府は本島を輕視し官吏は苟安を事としたので、治政素れ土匪の反亂と共に清國政府の最も苦しめられた所である。歐洲諸國東漸の勢を示すと共に清國は臺灣に於ても安平、淡水、基隆、打狗の四港を開いて英佛諸國と通商するに至り、臺灣は萬國交通の公路となつた。明治四年琉球藩民五十余名が臺灣に漂着し蕃人に殺害せられたが、清國政府は生蕃は化外の民で固より政治の及ぶ所に非ずとして責任を回避したので、我國は清國の主權が臺灣に及ばざるものと認め同七年海軍中將西郷從道を遣はして之を討伐せしめた。然るに其後清國は説を變じて臺灣は其の版圖に屬する事を主張し遂に其責を負ふて償金五十萬兩の交付を我國に約するに至つた。爾來清國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り光緒十一年(明治十八年)臺灣を福建省の管轄より分離して之を一省と爲し新に臺灣巡撫を置き統治の刷新を圖ることとなつた。明治廿七年日清の修交破れ同廿八年の馬關條約に依り臺灣は澎湖島と共に我領有に歸した。同年五月臺灣



總督府假條約例發布せられ第一期總督として海軍大將樺山資紀任命せられたが當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對し抵抗せんとしたので帝國は茲に征討の命を發するに至つた。

近衛師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ躬ら軍に將として三約角に御上陸になり基隆を攻撃せられ六月三日之を陥れて北部の鎮定を完了せられた。他方臺南を固守した劉永福の徒も別に派遣せられた陸軍中將高島勲之助の討つ所となり臺灣全島全く茲に鎮定したのである。然るに楠風沐雨征討に盡された北白川宮殿下は南進の途上風土病に罹られ凱旋の日近き十月二十八日臺南城下に薨去せられたのは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが明治三十五年頃迄には全く平靜に我皇威に服するに至つた。

### 第三節 樺太

古代の樺太に關しては文献の徵すべきものなく、之を邦領として認むるに至つたのは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

降て皇紀二三五〇年頃露國は東方經略の基礎定まるや驥足をアラスカ地方に伸張し勘察加を根據とせるコサツクは千島、樺太間を往來して動靜を窺ひ、黒龍江を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下し來りたる爲北方の危態漸く急なるに及びたるが松前藩の力萎微し其の北方經營は唯名目のみと化するに至つた。

かくて露國は一方に於ては我國に對して皇紀二四五二年ラツクスマン、二四六〇年レザノフを遣して修交を求め更に二五一三年水師提督プウチャチンを遣して和親通商を求め、且つ樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしめたが議合はず、亞で二五一九年ムラヴィヨフ渡來し樺太全島を以て露領なりと強硬に主張したが、我委員遠藤但馬守及酒井

右京亮等の峻拒するところとなり空しく歸國した。越へて二五二一年我國より竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲へ派遣するに際して、露國に對し樺太境界劃定を提議せしめたが我は北緯五十度を、彼は北緯四十八度を固持して相譲らず遂に確定をみるに至らなかつた。於此幕府は二五二六年再度小出大和守、石川駿河守等を露都に遣して曩に提議したる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたが議纏るに至らずして漫然兩國の所屬として之が假條約を締結するに過ぎなかつた。

降て明治五年露國代理公使ビオツオフ來つて協定を試みたが成功を修むるに至らず遂に明治七年駐露公使榎本武陽は政府の命を受けて之が交渉に當り、明治八年千島樺太交換條約を締結した。斯くして樺太は一時露領に歸したが明治三十八年日露の講和成るに際しポーツマス條約により北緯五十度以南は永久に我領土となつたのである。

次に我國の樺太に對する施設の跡を見るに寛政十一年幕府は從來の制度を廢して老中連帶制に改め蝦夷地統治の大體を確立し、享和二年東蝦夷地を永久上地せしめて箱館に蝦夷地奉行を置き、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地（樺太）をも上地せしめ、茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、奥羽の大藩を以て之が守備に任せしめた。

然るに極東の事態稍小康を保ちたるを以て幕府は松前氏を再度蝦夷地に封じ其の所領に復せしめたが、其の後内外の形勢に鑑み安政二年再び蝦夷地一帯を上納せしめて幕府直轄に移したのである。

降て明治元年四月箱館に裁判所を設置し侍從清水谷公考を總督に任じて函館奉行に代らしめ、閏四月之を廢して函館府として清水谷公考を府知事に任じ、翌二年六月清水谷公考を罷め、鍋島直正に蝦夷開拓督務を命し、七月函館に開拓使を置いて長官に任じ蝦夷地一般の行政事務を統督せしめた。

樺太には明治元年八月判事岡本監輔に命じて楠溪に駐し、此の地に公議所を設けて樺太の行整事務を統轄せしめたが、



明治三年二月開拓使を北海道開拓使並に樺太開拓使に分離し、同五月黒田清隆を北海道開拓使次官に任じ樺太開拓使の事務を兼任せしめた。明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシュンコタンの公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月黒田次官開拓使長官に任じたが明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至つた。

#### 第四節 關東州

今日の滿洲は周秦の世、肅慎と稱し多數の民族割據して居たが、扶餘族西南方に雄視するに及んで肅慎族は東北方に覇を唱へ、次で漢代には滿洲は高句麗の領する所と爲り、晋に至りて高句麗最も勢を得隋唐兩朝と屢々兵を交へたが高句麗の滅亡後北滿族たる靺鞨は渤海王國を起して之に代り、渤海王國衰ふるや契丹滿洲を略し、趙宋の朝には女眞(金)契丹を併せ、金亡びて元起り(皇紀一八六六)元滅びて明の支配に歸するや滿洲は漢族の治に服し、明滅びて清興るや茲に再び滿人の天下となつた。爾後旗人の勢威滿洲を壓し民國と爲るに至る迄其の間二百五十餘年に及んだ。遼東半島は明治二十七年日清戰爭に於て我が軍の占領するところとなり、翌二十八年平和克復し一旦我に割讓したが露獨佛の三國干渉に依り幾何ならずして清國に還付せらるゝこととなつた。

然るに露國は明治三十一年三月關東州の租借權を獲得し、次で同年七月東清鐵道南部支線の敷設權を得、同三十四年公主嶺旅順間(八月)及南關嶺大連間(七月)の鐵道を開通した。

明治三十七年日露戰を交ふるや我軍は同年五月金州及大連を占領し軍政を布き更に三十八年九月日露講和條約成立し關東州の租借權及長春以南の東清鐵道を露國より繼承獲得した。於是三十九年九月關東都督府を旅順に置き、大正八

年四月都督府を廢し關東廳を置き以て今日に及んだのである。

大正四年日支條約により租借期限を九十九箇年延長すべきことを約した。

#### 第五節 南洋群島

「マーシャル」群島は西紀千五百年代に發見せられたと傳へられるが、周く世上に紹介せられたのは、千七百八十一年英國の船長「マーシャル」の探險に始る、依つて「マーシャル」群島と稱することである。當時尙ほ其の占領の形式が完全でなかつたのに乘じて、獨逸は尙之を占領せんとの野心を包藏し、先づ「ハンブルグ」の「ボデー」商會をして群島開拓の任に當らしめ着々占領の計畫を進め、千八百七十七年には軍艦「アドリアネ」を派遣して「ヤルト」島の一酋長に交渉し、貯炭場設置を承諾させ、尋で千八百八十五年再び砲艦「ノウチクス」を派遣し、各酋長を説き「ヤルト」島及其他の群島を占領するに至つた。其の後千八百八十八年英獨間の協約を以て「ギルバート」島を英領とし、本群島及「ナウル」群島を獨逸の植民地と定めたのである。

「マリアナ」群島は千五百二十一年有名なる葡萄牙の航海者「マゼラン」之を發見し、千五百六十五年始めて西班牙の領有に歸した。時の皇帝「フィリップ」四世の皇后「マリアナ」は、土人の教化事業の費用を下賜せられたので、其の徳を稱へんが爲「マリアナ」群島と稱したと傳へられて居る。千八百九十九年の米西戰爭の結果、西班牙政府は比律賓及「マリアナ」群島中の巨島なる「グアム」島を米國に割讓するに至つた。然るに獨逸は西班牙が戦後益々財政の困難を極むるを奇貨として、之が讓與を提議し數回折衝の結果同年六月「マリアナ」及「カロリン」の二群島を併せて二千五百萬「ベセタ」(我約九百六十萬圓)で買収したのである。



「カロリン」群島は従来東西「カロリン」及「バラオ」諸島の總稱である。本群島は千五百二十七年葡萄牙人「テイ  
エゴ、ダロシヤ」に依つて発見せられたが、千六百八十六年西班牙の領有に歸し、時の國王「カロロ」二世の名に因  
んで之を「カロリン」群島と稱せらるるに至つたのである。千八百九十九年六月獨逸は本群島を「マリアナ」群島と  
共に西班牙より買収したが、這般の歐洲大戰に際し、我海軍の占領する所となり、次で對獨平和條約の結果、大正十  
年四月我國の委任統治地域となり、大正十一年四月一日臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳が置かれたので  
ある。

### 第三章 法制及行政組織

#### 第一節 法制

##### 第一 朝鮮

永い歴史と特殊な文化に育つた朝鮮に於ては、内地同様の立法制度を施す事は困難である。故に合併と同時に（明治  
四十三年八月二十九日）緊急勅令第三百二十四號を以て朝鮮に施行すべき法令に關する件を定め（後明治四十四年三  
月法律第三十號に改む）所謂委任立法の制度を採用し朝鮮總督の命令（制令）を以て法律を要する事項を規定し得る  
の便法を認め内地の法律は性質上當然適用せらるゝものを除くの外はその適用を見る事なく之を施行するの要ある場  
合は勅令を以て定むる事となした。

而して制令に於て法律に依るの規定ある場合に其の法律の改正があつたときは改正法律施行の日より其の改正法律に  
依る。但し別段の定めある場合は勿論此の限りではない。（明治四十四年六月制令第十一號）

次に併合の結果舊韓國の法令は勿論從前朝鮮に於て效力を有した帝國法令も其の效力を失ふべきではあるが改革草創  
の際一朝にして其の改廢を行ふのは事實不可能であるから朝鮮總督府設置の際朝鮮に於て其の效力を失ふべき從來の  
帝國法令及韓國法令は當分の内朝鮮總督の發したる命令として尙其の効力を保有することとなつた。（明治四十三年八  
月制令第一號）而して此等法令中、其の制令を以て定むる事を要する事項を規定したものは制令、其の朝鮮總督府令  
を以て定むることを得る事項を規定したるものは朝鮮總督府令、道令を以て定むる事を得る事項を規定したるものは  
道令として看做される。（明治四十三年制令第一號並  
明治四十三年制令第八號參照）

〔註〕

#### 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十四年 法律第三十號）

第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規程スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコ  
トヲ得ス



第六條 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 第二 臺灣

臺灣は二百有餘年に互つて清朝の治下に在りその大部分を占むる住民は支那民族であつて永い歴史を有し風俗、習慣等大いに内地と趣を異にして居る。従つて直に内地と同一の立法形式を採る事は困難である。

故に明治二十九年法律第六十三號を以て臺灣に施行すべき法令に關する件を定め現在の朝鮮の場合と同様に委任立法の制を認め臺灣總督に其の管轄区域内に法律の效力を有する命令(律令)を發することを得るの權限を認めしが(註一)後明治三十九年法律第三十一號に依り、臺灣に於て法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て規定することを得せしめたが此の命令は臺灣に施行したる法律及臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ずとせられた(註二)然るに更に大正十年法律第三號を公布し、勅令を以て臺灣に法律を施行することを原則とし、只公署の職權、法律上の期間其他の事項に關し、臺灣特殊の事情に因り必要あるものに付ては勅令を以て別段の規定を爲すことを得、臺灣に於て法律を要する事項で施行すべき法律のないもの又は前項の規定に依り難いものに關しては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令を以て之を規定する事を得る事とした。(註三)而して前項に基き臺灣總督より發せられた命令(律令)で依據される法律の改正があつた時は別段の規定ある場合の外其改正法律に依ることとした。(明治三十二年律令第二十一號)

〔註〕(一)

#### 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治二十九年法律第六十三號)

- 第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取り拓務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ  
臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ  
勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス

〔註〕(二)

#### 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治三十九年法律第三十一號)

- 第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

三四

第六條 臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則

本令ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年十二月三十一日迄其効力ヲ有スルモノトス

(參照) 前掲附則で定めた本法の效力期限は其後數次の改正で結局大正十年末迄延期せられた。

〔註〕(三)

### 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (大正十年法律第三號)

(法律第三號)

第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付ハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

### 第三 樺 太

樺太は明治四十三年三月迄は戦時占有の儘に引續き軍政を施行し來たが同年同月樺太廳官制の制定と同時に法律第二十五號を以て樺太に施行すべき法令に關する件を施行し茲に樺太に於ける立法關係が明かとなつた。即樺太は他の所管地域に比し内地の法律の施行せらるるものが遙に多いとは雖も原則として他所管地域同様法律は直ちにその效力を及ぼすことなく法律は其の規定事項の性質上當然樺太に施行する目的を以て制定せられたと認むべきものの外は特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定む事を要する。(同法律第二十五號)

而して勅令を以て法律を施行する場合(一)土人に關すること(二)行政官廳又は公署の職權に關すること(三)法律上の期間に關すること(四)裁判所又は裁判長が職權を以て選任し又は裁判長が職權を以て選任し又は選定する辯護人、訴訟代理人又は訴訟承繼人に關する事項に就いては勅令を以て特別の規定を設け得る。

### 第四 關 東 州



關東州に於ては一般法令は勅令又は關東廳令の形式を以て規定して居り關東州に行はるゝ勅令に於て法律に依るの規定ある場合に於て其の法律の改正あつたときは改正法律施行の日より其の改正法律に依ることとして居る。勿論別段の規定ある場合は此の限りでない。(明治四十四年十月勅令第二百四十九號)

### 第五 南洋群島

南洋群島は委任統治地域にして委任統治條項に依り我國は我國領土の構成部分として施政及立法の全權を有し且情況に應じ必要な地方的變更を加へて本地域に我國の法規を適用し得るものなるが現在法制上の取扱は關東州同様にして一般法令は勅令又は南洋廳令の形式を以て定めてゐる。

而して南洋群島に行はるゝ勅令に於て法律に依るの規定ある場合に於て其の法律の改正ありたるときは改正法律施行の日より其の改正法律に依る但し別段の規定ある場合は此の限りでない。(大正十二年勅令第三十號)

### 第六 共通法

各所管地域は特殊な經濟的及社會的事情を有するが故に之に對する法制も亦特殊性を帯びざるを得ない。各所管地域がその特殊性に應ずる法制を有するに従つて一方此等を統一連絡すべき何かの法制を必要とする事は言を俟たない。此れ共通法の制定せられた所以である。

現在の共通法は大正七年四月法律第三十九號を以て制定せられ、その主なる目的は司法的法規即ち民事及刑事に關する法令の各地域間に於ける共通聯絡のみを規定する事を目的とし立法制度又は行政法規の統一若くは司法機關の統

一に關する問題は此れを後日に譲つた。

## 第二節 官制梗概

### 第一目 朝鮮

#### 第一 朝鮮總督府

朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央政府であつて其の最高行政官廳は總督である。

##### 一 朝鮮總督

朝鮮總督は大正八年以前は單に政務を統轄するに止らず兵權をも併せ有して居つた爲、陸軍又は海軍の大將を以て之に任ずるの制であつたが、大正八年の官制改革に依り、總督に對する兵權の委任を解き、隨て陸海軍の大將たるを要しないこととなつた。

現行制度に於いては朝鮮總督は親任官にして(一)諸般の政務を統理し、(二)法律を要する事項に付命令(制令)を發する外(前掲明治四十四年法律第三十號朝鮮に施行すべき法令に關する件参照)一般總督府令を發し之に一年以下の徵役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附するの權を有し、(三)安寧秩序の保持の爲必要ある場合は朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求する事を得。(四)所部の官吏を統督し奏任文官の進退及所部文官の敘位敘勳は内閣總理大臣を経て上奏する等の權限を有して居る。

##### 二 補助機關



二 朝鮮總督府に總督官房の外内務、財務、殖産、法務、學務、警務の六局及山林部を置く。別に遞信官署、鐵道局、專賣局、税關等がある。總督の補助機關としては政務總監、局長、部長、秘書官、事務官、技師、屬及技手等があり政務總監は親任官であつて總督を補佐し府務を統理し、各局の事務を監督する。

### 三 中樞院

中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する調査を行ふ。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)副議長一人(親任待遇)顧問五人(親任待遇)及び參議六十五人(勅任又は奏任待遇)等を置き議長の外は朝鮮人中の達識の士を採り總督の諮詢に應ぜしめ以て民意の暢達に資して居る。副議長以下の任期は各三年を原則とし、總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。

## 第二 地方行政機關

朝鮮は之を京畿、忠清(南北)、全羅(南北)、慶尙(南北)、黄海、平安(南北)、江原、咸鏡(南北)の十三道に分ち、更に十四府、二百十八郡、二島に區分し而して郡及島は二千四百六十七の面から成り立つて居る。

### 一 道

道は地方行政組織の第一次のものであつて其の最高行政官廳は道知事である。

道知事は殆んど内地の知事と地位権限を等しくし、獨任制の官廳であつて郵便局等特殊の官廳の権限に屬せしめられたるものを除くの外、道内一切の行政を管理擔任するものである。同時に管内の行政事務に關して職權又は委任の範圍に於て道令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附する事が出来る知事は自ら出兵を要求するの權なく其必要あるときは總督に具狀するを原則とするも、緊急の場合には直ちに出兵

を要求することを得る。

道には知事官房、内務部、財務部及警察部を置き産業の發達した道には産業部を置く。

其の他道には多數の補助機關がある事は内地の府縣と同様であるが、朝鮮特有なものとして參與官がある。之は勅任又は奏任の官であつて専ら朝鮮人を以て之に任じ、道知事の諮詢に應じ又は臨時命を受けて事務に服するもので尙道事務官を兼務し部長となることもある。

### 二 府、郡、島

此等は等しく朝鮮地方行政組織の第二次的のものであつて、其の行政官廳を府尹、郡守又は島司と云ふ。

府尹、郡守、島司は道知事の指揮監督を受け法令を執行し、管内の行政事務を管理し、部下の官吏を指揮監督する獨任制の官廳である。

島司に限り法令に依り又は知事の委任ある事項に就き、島令を發する事が出来る。

### 三 面

面は第三次の地方行政組織であつて、郡及島にのみ存する。其の行政官廳を面長と云ひ、判任又は奏任の待遇官吏を以て構成する獨任制のもので、郡守、島司の指揮を受け、面内の行政事務を補助執行する。而して其の任免は道知事の權限に屬する。

## 第三 警察制度

朝鮮の警察制度は大正八年に至る迄は憲兵警察の制を採り、朝鮮駐劄の憲兵司令官である將官を以て警務總長とし各道の警務部長も憲兵佐官を以て之に充て、警務總監部、警務部及警察署は總て一般の行政とは其の系統を異にしたが



大正八年八月の官制改革に依つて總督の兵權を解くと共に、警察制度に就ても憲兵警察を廢して文官警察の制を採り、警察事務も亦一般行政と同様に之を總督及道知事の權限に屬せしめた。(大正八年勅令三八七號に依り改正)

即ち現行警察制度に於ては、總督府に警務局を置き、警務局長は總督及政務總監の命を承け警察及衛生に關する事務を掌理し道知事及警察官を指揮監督する。而して地方各道には警察部を置き、道事務官を以て部長に充て各府、郡、島には警察署を、其の下には派出所、駐在所、出張所なる警察機關を配置し各々警察及び衛生事務を掌らしめて居る。

#### 第四 司法制度

朝鮮に於ける司法制度は種々の變遷を経て、明治四十五年朝鮮總督府裁判所令の改正に依つて茲に三審三級制の司法制度が確立した。其の組織は地方法院、覆審法院及高等法院から成り必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲め地方法院の支廳を設置し次で大正三年朝鮮不動産登記令の施行に伴ひ地方出張所を設置して専ら登記及公證事務を取扱はしめて居る。

即ち朝鮮總督府裁判所は朝鮮總督に直屬し朝鮮に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌り地方法院は民事及刑事に付第一審裁判を行ひ且非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付ての裁判を行ひ、高等法院は地方法院及覆審法院の裁判に對する上告並覆審法院の裁判及地方法院の爲した上告棄却の決定に對する抗告に付ての裁判並裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。而して地方法院は原則として單獨判事を以て、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て構成する部に於て合議して裁判をする。

尙各裁判所に檢事局を並置し地方法院支廳を設置したるときは其の支廳に檢事分局を並置する。

高等法院は京城に、覆審法院は京城、平壤、大邱に、地方法院は京城以下十一箇所に設置してある。

### 第二目 臺灣

#### 第一 臺灣總督府

臺灣總督府は臺灣に於ける中央行政府であつて其の最高行政官廳は總督である。

總督は初め陸海軍大將又は中將を以て任ぜられ政務の外に兵權をも委任せられたが大正八年の官制改革に依り朝鮮と同じく兵權を解かれ唯總督が陸軍武官なるときは臺灣軍司令官を兼ねしむるを得ることとした。

##### 一 臺灣總督

臺灣總督は親任官であつて、(一)拓務大臣の監督を受け諸般の政務を統理し、臺灣に於ける貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に關する政務に付ては大藏大臣、郵便及電信に關する事務に付ては遞信大臣の監督を受ける。(二)法律を要する事項に付臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り命令(律令)を以て之を規定することを得るの外(大正十年法律第三號臺灣に施行すべき法令に關する法律)其の職權又は特別の委任に依つて總督府令を發し之に一年以下の懲役、禁錮又は拘留又は二百圓以下の罰金若は料金の罰則を附することが出来る。(三)安寧秩序の保持の爲必要と認むるときはその管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得。(四)所屬官廳を指揮監督し、所部の官吏を統督し、拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て所部文官の敘位敘勳を上奏する等の權限を有する。



## 二 補助機關

總督府に總督官房の外内務、文教、財務、殖産、警務の五局を置く。別に交通局、專賣局、税關等がある。臺灣總督の補助機關として總務長官、局長、事務官、警視其の他があつて、總務長官は全局補助で他は部局補助である。

## 三 臺灣總督府評議會

臺灣總督府評議會は從來臺灣總督の監督に屬し廣く民意を徵する爲設置せられた總督の諮問機關であつたが、昭和五年六月勅令第二百二十八號に依り單に諮問に應ずるに止らず施政上の重要事項に付建議することを得ることとなつた。諮問事項は廣く統治上の一般重要事項に及び、會長は臺灣總督、副會長は臺灣總督府總務長官を以て之に充て會員は二十五人以内で其任期は二年を原則とし、臺灣總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中から臺灣總督之を命ずる。

## 第二 地方行政機關

臺灣總督府地方官制に依つて臺北、新竹、臺中、臺南、高尾の五州及臺東、花蓮港、澎湖の三廳に分たれ、州は比較的文化的な地方であり、廳は然らざる地方である。各州は地方行政區劃であり、官署であると同時に臺灣州制（大正九年律令第三號）に依つて公法人格を有する地方團體であるが、廳は三廳を通じて一の廳地方費を設けて之を法人たらしめて居るの差がある。（臺灣廳地方費令大正九年律令第四號）

## 一 州及廳

州及廳は第一次の地方行政組織であつて、其の最高行政官廳は州知事又は廳長である。

州知事又は廳長は臺灣總督の監督を受ける。共に獨任制で唯前者は勅任官、後者は奏任官を以て之に任ずる。

州知事又は廳長の所管事務並職權は府縣知事（朝鮮道知事）と大體同様であつて其の命令を州令又は廳令と云ひ、州令には二ヶ月以下の懲役若は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は科料の罰則、廳令には拘留又は科料の罰則を附する事を得る。

州知事又は廳長は管内に於て靜謐を維持するが爲めに兵力を要する場合には之を總督に具狀することとなつてゐるが、只緊急の場合には直ちに之を要求する事を得る。

州には知事官房の外内務、警務の二部を置く、又臺北、高尾兩州には別に港務部がある。

州知事及び廳長の兩者に共通する補助機關としては、地方理事官、地方警視、視學、屬、警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事、警察醫、巡查等があり此の外州知事の補助機關には事務官及び地方技師がある。

尙廳の事務を分掌せしむる爲支廳を置くことを得る。

## 二 市、郡、街、庄、區

州に在つては市及郡、廳に在つては街、庄及區が各々其の第二次地方行政組織を爲して居る。

## イ 市及郡

市及郡に在つては市尹又は郡守が其の行政官廳であつて其の地位及び職權は朝鮮に於ける府尹、郡守と同様であつて郡の數は四十五、市の數は七ある。此等の補助機關として市に助役があるの外視學、屬、技手等がある。

## ロ 廳に於ける街、庄

臺灣總督は地方の狀況に依つて廳の管内に街又は庄を置き、街、庄を置かない所には區を置く。



而して街、庄及び區の行政官廳を街長、庄長及區長と云ひ、管内の一般行政事務を掌理する。街長は奏任官又は判任官の待遇とし、庄長及區長は判任官の待遇とする。

#### ハ 郡に於ける街、庄

臺灣總督の指定する蕃地を除くの外郡の區域は更に街又は庄に分たれる。故に此の場合の街又は庄は第三次地方行政組織であつて、其の行政官廳を街長又は庄長と云ひ、其職務は廳に於ける街庄長と同様である。

### 第三 警察制度

#### 一 一般警察組織

明治三十三年第三代總督乃木大將の所謂「三段警備」の方法註(一)による警察制度廢止以來種々の變遷を経て、大正九年の地方官制の改正に依つて現行警察制度が整へられるに至つた。而して各州には警務部、廳には警務課、郡には警察課、市には警察署を置く。其の下級警察機關として支廳、派出所、駐在所等があり、昭和五年末現在では警察署八、廳警務課三、郡警察課四五、支廳一〇、派出所九七九、駐在所五一八がある。尙事務上は平地警察と蕃地警察との間に差異があり、駐在所は蕃地のみ配置してある。

【註】(一)「三段警備」の方法とは山地に居る土匪は軍隊が征服する事、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間は憲兵と警察官との協力警備に俟つと云ふ方法であつて、該制度は存続數箇月にして第四代總督兒玉大將の時に廢止となり同時に純然たる文官警察制度が布かるに至つた。

#### 二 保甲制度

臺灣に於ては保甲條例(明治三十一年律令第二十一號、改正明治四十二年律令第五號)に依つて舊慣を參酌して地

方の安寧を保持せしむる爲保甲制度を設けた。

保甲制度は支那に於ける保甲の制度に則り、一定の戸數に依つて保及甲と稱する隣保團結を編成し、該團體内に於ける警察の下級補助機關として警察事務を行ふことを以て其の主要なる任務となし兼ねて下級行政事務をも補佐せしむる。

其の組織は大凡十戸を以て單位として此を甲と名づけ、大凡十甲を以て保とする。而して保には保正、甲には甲長を置き、何れも公選の上保長は所轄郡役所、支廳又は警察官署を経て知事又は廳長の認可を受け、甲長は保正を経て所轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の認可を受けた名譽職である。

保正は所轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の指揮監督を承け保内の安寧保持の任に當り、甲長は保正の指揮監督を承けて甲内の安寧保持に任ずる。且保正及甲長は市尹、街庄長又は區長の指揮を承けて保内又は甲内に於て市尹、街庄長又は區長の職務を補助執行する。

又保及甲の人民をして相互に戒飭せしむる爲各々連座の責任を負はしめて居る。更に此の保甲の制度の目的を貫徹せしめる爲の補助機關として壯丁團がある。

壯丁團は一保毎に編成するのを通例とする。而して壯丁は區域内の居住民中十七歳以上五十歳未満の男子にして身體強健なる者を選拔し一朝事ある場合に警備の任に當るものである。

#### 第四 司法制度

臺灣總督府法院は臺灣總督に直屬し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌る。(臺灣總督府法院條例)其の組織は現在二院三審制であつて、高等法院及地方法院の二院がある。而して地方法院の管轄區域内には地方法院支部



を置き尙登記事務の爲地方法院の管轄区域内に出張所を置いて登記事務を取扱はしめてゐる。次に法院の構成を見るに地方法院は單獨部と合議部に、高等法院は覆審部と上告部とに分たれる。

地方法院單獨部は單獨部であつて、高等法院上告部の特別権限及地方法院合議部の権限に屬する事件を除き、其の管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し且非訟事件を取扱ひ略内地の區裁判所に相當する。

地方法院合議部は判官三人の合議制で、高等法院上告部の特別権限に屬する事件及單獨部の管轄に屬するものを除くの外管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判並第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ、略内地の地方裁判所に相當する。

高等法院覆審部は内地の控訴院に該當するものであつて、判官三人の合議制で地方法院合議部の第一審判決に對する控訴並に高等法院上告部の権限に屬するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告、並南支那に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する控訴及び抗告に就いて裁判する。

高等法院上告部は判官五人の合議制で、終審として上告、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告及地方法院合議部が第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、地方法院單獨部及合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告及び第一審として管轄に屬する事件の裁判等である。

現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北市、臺中市及臺南市にあり、外に地方法院支部が三箇所、出張所三十六箇所ある。

### 第三目 樺 太

#### 第一 樺太廳及其の地方行政機關

明治四十年勅令第三十三號を以て樺太廳官制公布され、從來の軍政は茲に廢止され、其の後數次の改正あり、今日に至つた。

樺太廳の最高行政官廳は樺太廳長官であつて、(一)拓務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部内の一般行政事務を管理する。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。(二)尙長官は其の職權又は特別の委任に依つて廳令を發し之に三ヶ月以下の懲役若くは禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附する事を得。(三)非常の場合には師團長に移牒して出兵を請求するの權を有し、(四)所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し判任官以下の進退は專決する。樺太廳長官の權限は大體府縣知事と同様であるが鐵道、郵便、電信、電話、鑛山、國稅、關稅等にも及ぶこと、前述の如く廳令に附し得る罰則は府縣令に比して重いこと等が異なる。更に樺太廳長官の補助機關としては部長、事務官、視學官、社會教育官、支廳長、警視、技師、屬、視學等がある。更に第二次行政組織として支廳がある。支廳長は其管内に於て一般行政事務を處理する。現在島内は豊原支廳以下七支廳に分かれ外に二支廳出張所がある。

尙第三次の行政組織としては町村があり大體北海道の町村に同じである。

#### 第二 警察制度

本島に於ける警察權は始め憲兵隊の執行する所であつたが樺太民政署の開設と同時に同署に移管する事となつた。爾來其の官制は幾多の變遷を経て大正二年に現在の警察部が設けられ長官の指揮監督の下に警察部長之れを掌理し、大正七年の官制改正に於ては支廳長から警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置して専ら警察及衛



生の事務の執行に任じ昭和二年警察分署廢止され之を警察署に昇格せしめて今日に至つた。

かくて現在は警察部に警務課、保安課、刑事課、特別高等警察課、高等警察課及警察官練習所の五課一ヶ所からなり、各地には警察署十二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一三、巡查駐在所五六を配置し、巡查一人當りの人口は平均七五七人である。(昭和五年末)

### 第三 司法制度

本島に於ける司法制度は他の所管地域と異り明治四十年軍政の撤廢と同時に司法事務は行政事務と全然分離し、司法省の管轄の下に統理され今日に至つて居る。

即ち裁判所の組織権限は内地と同一であつて、而して土人の外關係なき民事に關する事項及土人のみに對する刑事に關する事項は從來の慣例に依り其の訴訟手續は裁判所の便宜に従ふ。(大正九年勅令第二百二十四號樺太施行法律特例第一條參照)

## 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

### 第一 關東廳及其の地方行政機關

明治三十九年勅令第九十六號に依つて關東都督府官制公布せらるゝに及んで軍政の廢止を見、更に大正八年の官制改正に依つて、純然たる文治行政機關たる關東廳が設置され、茲に都督は陸軍大將又は中將を以て任じ、政權と共に兵權をも委任せし從來の制が撤廢さるゝ事となつた。唯陸軍武官が關東長官に任ぜられたる時は之に關東軍司令官をも兼ねしむる事を得しめた點は臺灣總督の場合と同様である。

關東廳の最高行政官廳を關東長官と云ひ獨任制にして親任官を以て任じ、關東州の一般行政事務を管轄する外南滿洲鐵道線路及附屬地帯の警務上の取締の事をも掌り、且つ南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。而して此等の一般政務に關しては長官は拓務大臣の監督を承ける。向外交に關しては支那地方官憲との交渉事務を掌理し而して此等の涉外事項に關しては外務大臣の監督を承ける。

長官の發する命令を關東廳令と云ひ、一ケ年以下の懲役、禁錮若しくは拘留又は二百圓以下の罰金若しくは料の罰則を附する事が出来る。尙其れ以上の罰則を附したる命令を發するの必要ある場合は勅令に依ることを要し、關東廳令を以ては定むることを得ないのを原則とするが、安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合に於てはそれ以上の罰則を附したる命令を發する事が出来る。但し此場合に於ては發布後直に拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て勅裁を請ひ若し勅裁を得ない時は直ちに之を廢止することを要する。又長官は其の管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護の爲必要ある場合は關東軍司令官に對し兵力の使用を請求することを得る。又奏任官の進退、所部官吏の叙位叙勳を拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て上奏する等の權限を有する。關東廳に長官官房の外内務、警務の二局及財務部を置く。別に遞信官署、海務局、專賣局等がある。關東長官の補助機關として大正十三年の官制改正までは事務總長なる全局補助機關があつたが現在は長官直接に部局を統轄し部局補助として局長、部長、事務官、秘書官、理事官、視學官、技師、警視、翻譯官、屬、視學等がある。

尙交通事務に關して、關東廳に顧問を置き南滿洲鐵道株式會社の總裁を以て之に充てゝゐる。

關東州を旅順、大連、金州、普蘭店及貔子窩の五區に分ち之に民政署を置く。民政署は第二次行政組織で其の行政官廳を民政署長と云ひ事務官を以て之に充つ區内に於ける一般行政事務を處理し、民政署令を發し之に五十圓以下の罰



金若は科料又は拘留の罰則を附する事を得る。

南滿洲鐵道附屬地帯に於ける行政權は警察及軍事に關する權限を除くの外一般に之を南滿洲鐵道株式會社に委任して居る。會社の行政權は明治三十九年逓信、大藏、外務の三大臣が會社に對して發した命令書(一)(二)に其の根據を有するものであつて、之に依つて會社は行政事務の轉付を受け、其の事務に關し住民を拘束する諸規則を定め、住民に對して費用を分賦するの權限を有するのである。但し會社に轉付せられたる事務は唯保育行政の範圍に止り、警察權は専ら關東長官に屬し警察署を置いて之を掌らしめて居る。

- 【註】(一) 明治三十九年八月一日三大臣の命令書第五條「其の社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木教育衛生等に關し必要なる施設を爲すべし」第六條「前條の經費を支辨する爲其の社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内の居住民に對し手数料を徴收し其の他必要なる費用の分賦を爲すことを得」
- (二) 尙明治三十三年法律第八十七號外國に於て鐵道を敷設する帝國會社に關する法律及明治三十九年勅令第四百二十二號南滿洲鐵道株式會社に關する件參照。

### 第二 警察制度

關東州及南滿洲鐵道附屬地内の警察制度は始政以來六度變遷した。即ち(イ)民警統合制時代(一)(ロ)領事館警察の統合制時代(二)(ハ)警憲統合制時代(三)(ニ)警憲分離制時代(四)(ホ)民警分離制時代(五)の過程を経て現在の(ヘ)民警統合制復活時代(六)に至つた。現行制度に依れば、關東州並州外鐵道附屬地の警察事務は總て關東廳の管掌する所であつて關東廳に警務局長を置き關東長官の命を承け管内に於ける警察及衛生の事務の執行に關し、民政署長、警視、警部、警部補及巡查を指揮監督せしむる。而して州内に於ける警察官廳としては民政署長及警察署長があつて、民政署長は管内の警察署長の指揮權を有し、警察署長は部内の警察及衛生の事務を掌理する。又州外にあつては、南滿洲に駐在する領事

官をして關東廳事務官を兼ねしめ警察署長を監督させる。尙警察署長の職務は州内と同様である。

- 【註】(一) 民警統合制時代とは明治三十九年關東都督府設置の際州内に於ける警察事務を他の一般行政事務と共に民政署長同支署長(州外は警察署長)に掌理せしめて居つた時代を云ふ。
- (二) 領事館警察統合制時代とは明治四十一年南滿洲に駐在する領事館をして關東都督府事務官を兼ねしめ州外に於ける鐵道線路の警察事務を掌理せしめた時代、即ち此の制度に於ては鐵道附屬地の警察は關東都督府之を管掌し附屬地を一步離るれば領事館警察の所管となる。
- (三) 警憲統合制の時代とは大正六年都督府に警察部を設け警務總長を置き警務總長は南滿洲駐劄憲兵の長たる陸軍將校を之に充て憲兵將校は警視、軍曹以上の憲兵下士は警部、伍長は警部補を兼務せしめた時代を云ふ。
- (四) 大正八年都督府を廢止し關東廳官制施行せらるるに當つて關東廳に再び警務官を置いた時代を云ふ。
- (五) 民警分離制時代とは大正十年關東廳に警務局を設け局長を置き民政署長及民政支署長の權限から警察及衛生の事務を分離し警察署長又は警務支署長をして之を執行せしめた時代。
- (六) 民警統合制の復活時代とは大正十三年民政署長に警察署長の監督權を附與し民政支署長に警察事務執行を爲さしめ同時に従来の警務署、警務支署の名稱を警察署、警察支署に改正した。尙昭和二年警察支署を、昭和五年十月民政支署を廢止して今日に至つてゐる。

### 第三 司法制度

關東州に於ける我司法制度は軍政時代以來幾多の變遷(一)を経て現在の二院三審制の確立を見るに至つた。之に依れば關東廳法院は關東長官に直屬し、關東州に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を取扱ひ而して法院は地方法院及高等法院とし高等法院には覆審部と上告部を置く。

地方法院は民事刑事に付第一審の裁判を爲し且非訟事件に關する事務を取扱ふ。但し登記事務に付ては民政署長が取扱つて居る。其の構成は原則として單獨判官の獨任制であるが、特定の事件(二)に付ては判官三人の合議を以て審理



裁判する。

次に高等法院覆審部は地方法院の裁判に對する控訴及高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外地方法院の裁判に對する抗告に付いて裁判し、高等法院の上告部は地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部の裁判及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告に付いての裁判及裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。而して各部とも判官三人の合議を以て審理裁判をする。

尙各法院に檢察局を並置して檢察官長を置き檢察事務を統轄せしめて居る。現在關東廳高等法院は旅順市に、同地方法院は大連市に設置してある。

【註】(一)イ軍政の時代(ロ)司法委員の時期(ハ)審理所の時期(ニ)法院令に依る法院の時期(ホ)裁判令に依る法院(ニ審制)の時期を経て現行制度に至る。

(二) 特定の事件とはイ訴訟物の價額金五千圓を超過する民事事件(ロ)人事訴訟事件(ハ)刑法第七十四條又は第七十六條の犯罪事件(ニ)死刑、無期又は短期一年以上の懲役又は禁錮に該る犯罪事件であつて刑法第二百三十六條、第二百三十八條及第二百三十九條の罪並其の未遂罪を除いた事件(ホ)及び前二號に掲ぐるものを除くの外豫審を経たる犯罪事件を云ふ。(關東州裁判令第九條)

## 第五目 南洋群島

### 第一 南洋廳

大正九年平和條約成立し國際聯盟規約第二十二條及委任統治條項第二條等に基いて本群島が我が委任統治地域となるや、従来の南洋群島防備隊條例を廢止し(大正十一年)同年勅令第七號を以て南洋廳官制が公布され、茲に現行施政制度の確立を見るに至つた。

南洋廳の最高行政官廳は長官であつて、長官は拓務大臣の指揮監督を承けて、管内の一般政務を管理する。但し郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける等其の地位、權限、職權は大體樺太廳長官と同様である。(南洋廳官制第三條以下參照)其の補助機關としては書記官、事務官、警視、技師、屬、警部、警部補、技手等があり其の官署の所在地はバラオ諸島コロル島である。尙管内は六支廳に分たれ、其の行政官廳を支廳長と云ひ、事務官、屬又は警部を以て之に充て、長官の指揮監督の下に法律命令を執行し部内の行政事務を掌理する。

尙支廳長は部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依つて支廳令を發する事が出来る。

### 第二 警察制度

大正三年帝國海軍が本群島を領するや直ちに軍政を布き「トラツク」島に臨時南洋群島防備隊を設け、樞要の地に守備隊を置き、其の兵員を以て地方警備に當らしめた。其の後大正四年守衛の制度を設け主として豫後備憲兵下士等兵から之を採用して各守備隊に配屬し、専ら警察、衛生及行刑の事務に當らしめた、大正六年守衛の名稱を警吏と稱し判任待遇とした。

大正七年には臨時南洋群島防備隊條例を改正し、防備隊に民政部を設け之に警務課を置き、文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て更に守備隊所在地に民政署を置き海軍事務官を以て署長とした。

大正八年に至つて更に前記警吏の外に判任官たる海警吏を民政部及民政署に配置し、大正十年には此等の名稱を各々海軍警部、警部補及巡查と改めた。此れより先大正七年民政署を設くるに當つて、巡警の職に島民からも採用して、島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしめた。以上は南洋廳設置前の警察制度變遷の概要であるが、大正十



一年南洋廳官制の制定並大正十三年の改正後大體現行警察制度整つた。尙此等六支廳の警察官派出所一箇所、警部補派出所二箇所、巡査駐在所一七箇所、巡査立番所一箇所、合計二二箇所がある。(昭和五年)

### 第三 司法制度

大正十一年南洋廳の設置と共に同年勅令第三百三十三號を以て南洋群島裁判令公布され、其の司法制度が確立した。同令に依れば南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件の事務を掌る。而して南洋廳法院は分れて高等法院及地方法院の二種となり、地方法院は民事刑事に付て第一審の判決を爲し且非訟事件に關する事務を取扱ふ但し登記事務は法院の設置なき土地に於ては南洋廳支廳長が之を取扱つて居る。

高等法院は終審であつて地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲して居る。

而して地方法院は單獨判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議に依る。各法院に檢事局を附置してある事は他の所管地域の司法制度と同様である。現在高等法院はバラオ諸島コロール島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

## 第三節 地方制度概観

### 第一目 朝鮮

朝鮮地方制度は現在次の如くであるが大正九年各地方團體に諮問機關を置いて以來年を閱すること十年民度の向上

と世運の進展とに鑑み地方制度改正の要を認め昭和五年十二月一日道、府、面及學校費、學校組合の各地方制度改正勅令を公布したが道制施行期は朝鮮總督の定むるところとし他は昭和六年四月一日より施行せられた。改正の點は第一に道地方費令を改正して道制とし道を法人とし又道會を決議機關とせる點、第二に府制を改正して府會を決議機關とせる點、第三に面制を改正して邑面制とし従來の指定面を邑と稱し邑會を決議機關とし選舉制度とせる點第四に學校費令及學校組合令を改正し府に於ける學校費學校組合は之を廢止し府の事務とし、府に於ては學校組合及學校費を特別經濟とし第一部會及第二部會を設けたる點等である。

次に朝鮮に於ける現行の地方團體としては道地方費、府、面の三種及特別地方團體たる學校組合、學校費がある。今其の概要を述べれば左の通りである。

#### 第一 道地方費

道地方費は朝鮮道地方費令(大正九年勅令第十五號)に依つて道なる行政區劃を地域として法人格を認められたものである。

##### 一 理事機關

道地方費の理事機關は内地の府縣同様官吏である道知事であつて一般に道に關する行政を司る。補助機關として道の官吏と地方費に依る有給吏員とがある。

##### 二 諮問機關

道地方費には議決機關なく、ただ道知事の諮問機關として道評議會がある。(朝鮮道地方費令第十條)議長たる道知事



及道評議員を以て組織し、定員は朝鮮總督の定むるところに依り現在は十八人乃至三十七人である。(同令第十條同令施行規則第一條)而して評議員はすべて道知事が之を命ずるものであるが其の任命の前提である手續に二種ある。即ち定員の三分の二は之を府、郡、島に配當し下級地方團體の諮問機關である府、面の協議會員が選舉した候補者から道知事が任命し、他の三分の一は學識名望ある者の中から直接任命する。(同令施行規則第二條第三條)道評議員は名譽職で其の任期は三年である。(朝鮮道地方費令第十三條)何れの場合にも道評議員は一年以來道内に住所を有する帝國臣民にして獨立の生計を營む年齢二十五歳以上の男子である事を必要とし一定の缺格事由に該當しないことを要する。(同令施行規則第七條)

評議會の權限は道知事の諮問に應じて答申することにあるが、其の諮問事項は左の通りである。(朝鮮道地方費令第十條參照)

- 一、歳入出豫算を定むること
  - 二、地方税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收に關すること
  - 三、起債に關すること
  - 四、歳出入豫算を以て定むるものを除くの外新に義務を負擔し又は權利拋棄を爲すこと
- 其他評議會は道の公益に關する事件に付いて意見書を道知事に提出する事を得る。(同令第十二條)

## 第二府

府は府なる行政區劃を地域とする地方團體であつて府制(昭和五年制令第十一號)に依り法人格を付與せられてゐる。

府は官の監督を承けて法令の範圍内に於て其公共事務及法令に依つて府に屬する事務を處理する。

昭和五年の改政府制と舊制(大正二年制令第七號)との主なる差異は新に府に議決機關を設けたること及府の教育事務を統一して教育部會を設けたことである。

### 一 理事機關

府の理事機關は國の官吏たる府尹であつて府を統轄し之を代表する。(二十二條)補助機關として府の官吏と府吏員とがある。

### 二 議決機關

府には従來府尹の諮問機關たる協議會があつたに過ぎぬが昭和五年制令第十一號に依つて議決機關たる府會を創設した。

府會は府尹を議長とし府の人口に従ひ二十四人以上の府會議員を以て組織する。府會議員は道評議員と異なりすべて選舉されるが内地人議員及朝鮮人議員の數は何れも定員の四分の一を下ることを得ない。

府會議員は名譽職で任期は四年である。

府會の議決事項は大體内地の市會のそれと同じである。

次に昭和五年の改正により従來學校組合令及學校費令に依れる教育事務を府の事務とすると共に之を府の一般經濟より分離して、内地人教育を目的とするものと、朝鮮人教育を目的とするものとを各特別經濟とした、而して此の特別經濟に關する事項を議せしむる爲に、内地人教育を目的とするものに付ては府會議長及内地人議員を以て第一



教育部會なるものを組織せしめ、朝鮮人教育を目的とするものに付ては府會議長及朝鮮人議員を以て第二教育部會なるものを組織せしめた、隨て府會は特別經濟に關する事項に付ては權限を有せざるものである、而して教育部會に關しては大體府會に關する規定を準用する。

府は第一次に於て道知事、第二次に於て總督、之を監督する、監督官廳の職權は道の場合と同様である。

### 第三 邑 面

從來内地に於ける町村に相當する地方團體として面があり、面制(大正六年制令第一號)を以て法人格を付與せられて居たが昭和五年十二月制令第十二號邑面制を以て之を改め從來の指定面を邑とし邑も地方團體として法人格を有することとなつた。

邑及面は法令の範圍内に依つて邑面に屬せしめられたる事務を處理する、面制に於ては其事務は範圍が限定されてゐたが、新制に於ては包括的に之を有することとなつた。邑面は第一次に郡守又は島司、第二次に於ては道知事第三次に於ては總督之を監督する。

#### 一 理事機關

邑面の理事機關は國家の官吏たる邑面長で其補助機關として夫々吏員及官吏がある、

#### 二、議決機關

從來は諮問機關として面協議會があつたに過ぎないが邑面制に依つて邑に邑會面に面協議會を置き邑會を議決機關とし面協議會を諮問機關とした。邑會に於ては邑長、面協議會に於て面長が議長となる、邑會議員及面協議會員の

定員は八人以上十四人以内で、法定資格者中より選舉せられ名與職で任期は四年である。

邑會の決議事項は殆んど府會の決議事項と同じく面協議會の諮問事項も亦之に類したるものである。

### 第四 其他の地方團體

#### 一 學校組合

學校組合は學校組合令(大正二年制令第八號)に依て法人格を付與せられ、法令の範圍内に於て内地人教育に關する事務を處理する地方團體である、從來は組合の區域は組合規約を以て定むることを得たのであるが、昭和五年十二月府制改正に伴ひ、府の區域に於ける教育事務は内地人に關すると朝鮮人に關するとを問はず總て之を府の事務と爲した爲に、學校組合令も改めて、府の區域は學校組合の區域と爲すことを得ることとし、之と共に組合令の内容にも多少の變更を加へた。

現行制度に依れば、學校組合は朝鮮總督の許可を得て設置することを得るもので、組合規約を以て定むる區域内に住所を有する内地人は當然其の組合員となり、營造物を共用する權利を有し、組合の負擔を分擔する義務を負ふ。

學校組合の管理者は道知事が組合員中より任官するもので、任期は四年、原則として名譽職である、學校組合には組合會なる議決機關がある(特別の事情ある場合には組合員の總會を以て組合會に代ふることを得)、組合會議員は規約の定むるところに従ひ、之を選舉し、管理者を以て議長とする。

組合會の議決事項は、規約の變更、歳入出豫算、重要財産及營造物の管理、使用料、手数料、組合費、夫役現品の



賦課徴収組合債券に關する事項である、組合令の議決に對しては一定の場合に管理者に於て之を取消し又は再議に付するの權がある、又組合會成立せず、開會を爲す能はず、急施を要する等の場合には管理者は專決處分を爲すことを得る。

組合の監督は第一次に於て郡守又は島守、第二次に於て道知事、第三次に於て總督之を行ふ。

## 二 學校費

學校費は朝鮮學校費令(大正九年制令第十四號)に依るものにして、普通學校其他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に設けられたるもので、從來府、郡島に設置せられたのであるが、府制の改正に伴ひ、府に關する學校費の事務は之を府の事務と爲し、學校費令の適用の外に置くこととなり之と同時に學校費令の内容にも多少の改正を施すこととなつた、即ち現行制度に依れば學校費は郡守又は島司に於て其の事務を擔任し、其の任命する吏員を補助機關とし其の諮問に應ずる爲學校評議會を置く。學校評議會は議長たる郡守又は島司及評議員を以て組織する。評議員の定數は郡島内の邑面の數に同じく、各邑面に於て朝鮮人たる邑議員又は面協議會員を選擧權者とし法定資格者中より選舉する。

評議員は名譽職で其の任期は四年である。評議會は歳入出豫算、賦課金、使用料及夫役現品の賦課徴収、起債等に關し諮問に應じ又學校費に關し意見を關係官廳に具申することを得る。

## 第二目 臺灣

臺灣に於ける地方團體としては州、廳地方費、市及街、庄がある。

### 第一州

州は臺灣州制(大正九年律令第三號)に依つて、州なる國の行政區劃を其の地域として成立する地方團體であつて法人格を認められ、法律勅令又は律令に依つて州に屬せしめられたる事務を處理することを目的とする。(州制第一條、第二條)

#### 一 理事機關

州の理事機關は國の官吏たる州知事であつて其の補助機關として州の官吏の外吏員がある。州知事は州の事務に關し其の職務の一部を郡、市、街、庄の官吏又は吏員に補助執行せしめ又は委任することが出来る。(同第七條)

#### 二 諮問機關

諮問機關として協議會がある。朝鮮の道評議會と同様州の事務に關し州知事の諮問に應ぜしむる爲めのものであつて議決機關ではない。(同第十二條)協議會は州知事を議長とし其の會員は州に住所を有し學識名望ある者に就き總督之を任命し任期は二年で名譽職である。(同第十四條)又定員は二十人以上三十五人以下の範圍内に於て臺灣總督之を定める。尙州事務官はその職務に在る間協議會員である。(府令第七條)

協議會に對する諮問事項は歳出入豫算を定むること、州税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴収に關すること借入金(一時借入金を除く)に關する事等州制第十四條に掲げられてゐる。尙州制に於ては此外州組合の設立をも認めてゐる。

### 第二 廳地方費



臺灣廳地方費令（大正九年律令第四號）に依つて臺東廳、花蓮港廳及澎湖廳の管轄區域を通じて一の廳地方費を設けて地方團體となしてゐるが之を統轄すべき專任の理事機關を置かずに臺灣總督之を管理し補助機關として官吏の外吏員を置く。（臺灣廳地方費令第一條第二項）諮問機關たる協議會の設置なき點が州と異なるも財産を管理し事業の主體となり住民に課税する等大體州と同様である。

### 第三 市

市は臺灣市制（大正九年律令第五號）に依つて法人格を付與せられ、國の行政區劃たる市を其の地域として成立する地方團體である。

現在は臺北、臺中、臺南、基隆、高雄、新竹及嘉義の七市があつて法律勅令又は律令に依つて市に屬せしめられたる事務を處理する。

#### 一 理事機關

市の理事機關は國の官吏である市尹であつて地方理事官を以て之に充てらる。（臺灣總督府地方官制第三十三條第三項）其の權限は廣く一般に亘るものであつて、臺灣市制施行令第一條に例示的に擧げられてゐる。

補助機關として助役其の他の官吏、吏員がある。

#### 二 諮問機關

市尹の諮問機關として協議會がある。市尹を議長とし十五人以上三十人以下の範圍内に於て總督の定めた一定數の協議會員を以て組織される。助役は職務上協議會員であつて副議長となる。（臺灣市制第十一條及臺灣市制施行令第八

條、第九條）其の他の會員は市に住所を有する學識名望ある者の中から州知事之を任命し名譽職にして任期は二年である。（同市制第十三條）

諮問事項は市に於ける歳出入豫算の決定、市條令の設定及改廢、市税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、借入金（一時借入金を除く）に關すること等市制第十二條に掲げられてゐる。

尙市街庄の事務の一部を共同處理する事を目的とする市街庄組合の設立を認めて居る。

### 第四 街、庄

街、庄は臺灣街庄制（大正九年律令第六號）に依つて設けられ國の行政區劃たる街庄を地域とする地方團體であつて内地の町村にも比すべきものである。

#### 一 理事機關

街庄に於ける理事機關は待遇官吏たる街庄長で街庄の事務を擔任し街庄を代表する。補助機關として助役其他の吏員がある。街庄長及助役は共に原則として名譽職であつて其の任期は四年である。（臺灣街庄制第五條）

#### 二 諮問機關

街庄長の諮問機關として協議會があり、街庄長助役及協議會員より成り、其の組織、定員、任期等市協議會員と略々同様である。

尙諮問事項も市の場合と同じである。

又街庄事務の一部を共同處理する爲、街庄組合の設立を認めて居る。



### 第三目 樺太

六四

樺太に於ける地方團體として町村があり主として理事機關構成の差異から一級、二級及その他の町村（樺太町村制昭和四年法律第二號附則参照）の別がある。一級及二級町村は樺太町村制（昭和四年法律第二號）に依つて主務大臣の指定したるもので大體北海道の町村と同様であり稍々完全なる自治を認められて居る。其他の町村は尙大正十年法律第四十七號樺太の地方制度に關する件、大正十一年勅令第八號樺太町村制の適用を受け、他の所管地域に於けると類似した地方團體である。

#### 一 理事機關

一級町村に在つては町、村會に於て選出した町村長之に當り二級町村及その他の町村に於ては樺太廳長官の任免に係る。而して一級町村の町村長は原則として名譽職で、二級町村に於ては町村長は有給吏員であり、その他の町村に於ては原則として有給で且任期は何れも四年である。（樺太町村制第三條、第四條及同施行令第七十條及舊樺太町村制大正十一年勅令第八號第六條）

補助機關として助役、收入役、吏員及委員等がある。

理事機關の性質及職務、權限は内地及北海道のそれと大體同様である。

#### 二 議決機關

樺太の一級及二級町村に於ける町村會は他の所管地域に於けると異り單に理事機關の諮問機關ではなく純然たる議決機關であつて、法律勅令に依つて其の權限に屬する事項を議決又は決定する。（同令第四十六條第四十七條以下）

而して町村會議員は町村公民中から選舉し名譽職であつて任期は四年である。定員は一級町村に在つては十二人乃至三十人、二級町村に在つては八人乃至二十四人である。

公民權、選舉權、被選舉權の要件及び選舉等に關しては大體内地の町村制、北海道一二級町村制に據つて居る。ただ一級町村に在つては居住の制度が二年以來、二級町村に在つては一年以來住民たる事を要するの差がある。尙其の議決事項、權限等も内地及北海道のそれと同様である。ただ一級町村と二級町村では議決事項に多少の差異がある。

指定せられざるその他の町村に於いては、町村長の諮問機關として町村評議會がある。八人以上二十四人以下の定員であつて該町村に住所を有する者に就いて樺太廳支廳長が任命し、名譽職であつて、その任期は三年である。

（樺太の地方制度ニ關スル件大正十年法律第四十七號第四條並舊樺太町村制大正十一年勅令第八號第二十三條參照）

### 第四目 關東州

關東州内の地方團體として市及會の二種がある。此外に純然たる地方團體とは云ひ難きも關東州地方費令に依る地方費がある。

#### 第一市

市は關東州市制（大正十三年勅令百三十號）に依つて法人格を附與せられ現在大連及旅順に施行せられて居る。大體内地の大正十五年改正前の市制に類似して居る。

#### 一 理事機關

六五



市の理事機關である市長は市會の選舉推薦した候補者三人の中から關東長官が選任する。名譽職たるを原則とするが市規則を以て有給となすことが出来る。(關東州市制第十六條、第十七條)

補助機關として助役、收入役、吏員、委員、區長及其の代理者等があつて、助役及收入役は市長の推薦に依り市會之を定め、市長職に在らざる時は市會に於て之を選舉し關東長官の認可を受ける。

二 議決機關

市には議決機關として市會及副議決機關として市參事會がある。

イ 市會

市會は關東長官の定むる所に依り選舉したる市會議員及選任したる市會議員を以て組織する即市會議員の中五分の四以上が選舉に依り殘餘は市住民中學識名望ある者の中から民政署長が任命する。定員は大連市は四十人、旅順市は十六人である。

市會議員の選舉權、被選舉權の要件並市會の權限は略大正十五年改正前の内地の市制と同様である。(關東州市制第十條、市制施行規則第三條參照)

ロ 市參事會

市參事會は市長、助役、名譽職參事會員を以て組織し、名譽參事會員は六人であつて市會に於て市會議員中から選舉する。(同市制第十四條、第十五條)

其の主なる職務權限は左の通りである。

(一) 市會の權限に屬する事項にして委任せられたるものを議決する。

(二) 市長より市會に提出する議案に付市長に對し意見を開申する。

(三) 其他法令に依つて市參事會の權限に屬する事項

第二會

會は關東州會制(大正十四年勅令第二百三十八號)を以て法令に依り會に屬せしめられたる事務を處理する地方團體である。

會は市と異り他の所管地域の地方團體に類似して居る。

一 理事機關

會の理事機關を會長と云ひ、關東長官の任免にかかり任期は三年で原則として有給である。(同會制第四條)其の補助機關として副會長、會計員、街屯長及副街屯長がある。民政署長又は民政支廳長の任免又は選任にかかる名譽職にして任期は三年である。外に吏員ある事は勿論である。

二 諮問機關

會長の諮問に應ずる爲め協議會があつて、會長及八人乃至十六人の協議會員から成り議長は會長を以て充てる。協議會員は會に住所を有する者の中から民政署長又は民政支署長の選任し、名譽職であつて任期は三年である。(同會制第四條、第六條)

諮問事項は市の議決を要する事項に稍同しである。急施を要する場合は諮問を要しない。

尙會の下に街屯がある。(關東州會制施行規則第五條參照)

又會事務の一部を共同處理する爲に會組合會の設置が認められて居る。



### 第三 關東州地方費

關東州地方費は純然たる地方團體にあらざること前述の如くであるが、臺灣に於け廳地方費に類し、關東長官之を管理し、財産の主體となり、事業を經營し住民に對し地方税及夫役現品を賦課することを得るのである。

### 第五目 南洋群島

南洋群島には法令の認むる地方團體はない。總村長、區長又は村長、助役等の名稱があるも南洋廳長官の認可を得て支廳長の任免にかかり其の指揮監督を承け法規又は舊慣に依り其の職務に屬する事項を補助執行する支廳長の補助機關にすぎない。(大正十一年南洋廳令第三十四號南洋群島民村吏規程參照)

## 第四章 教育、神社、宗教、衛生及社會事業

### 第一節 教 育

#### 第一目 朝 鮮

#### 第一 教育制度

##### 一 沿 革

朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科擧に應ずるを以て唯一の目的とし京城に成均館及東西南中の四學あり各郡には學校あり及面洞には書堂があつた。

然るに日清戰爭當時韓國が庶政の革新を行ふに當つて、教育の制度も亦日本の制度を模して改正した。

後明治三十九年統監府設置の前後より内地人參劃の下に學制大に改善擴張せられ、明治四十一年高等女學校令、私立學校令、翌四十二年に實業教育令が發布せられたが併合後教育制度は根本的に改正せられて四十四年の朝鮮教育令となり、次いで大正十一年公布の現行朝鮮教育令となつて其の教育制度は確立し、教育機關の整頓、内容の充實等、全く一新紀元を劃した。

#### 二 制度の概要

##### イ 普通教育

普通教育に在つては朝鮮の特殊の事情上國語を常用する者と然らざる者とに依つて學校の名稱、系統を區別し國語を常用する者は小學校、中學校又は高等女學校に於て教育し國語を常用しない者は普通學校、高等普通學校又は女子高等普通學校に於て教育する。即ち前者は内地人本位のもので小學校令、中學校令、高等女學校令に依るを原則とし、後者は朝鮮人本位のもので朝鮮教育令中に夫々當該學校に關する規程を設けて居る。普通教育機關は斯の如く兩者共に其の名稱、系統を異にするけれども修業年限、入學資格は勿論、學科課程、每週教授時數等は略同一であつて、其の主なる差異は、

(一) 國語常用者の學校には朝鮮語を加ふることを得させ、國語を常用としない者の學校に在つては朝鮮語の外國語を必修せしめる。

(二) 普通學校に在つては歴史及地理に特に朝鮮に關する事項を教授せしむる。

(三) 普通學校の修業年限は六ヶ年を本體とするけれども、土地の情況に依つて五年又は四年とすることが出來



る。

七〇

(四) 公立小學校は學校組合に於て設置し公立普通學校は府、郡、島の學校費に於て設置する。等であるが竟究此等の區別は兩者の國語力の差異著しく且思想習俗を同じくしない等の事情上已むを得ない事由に依つたものであるが故に特別な事情の場合には相互に入學し得るの規程を設けて居る。

□ 實業、専門、大學教育

此等の學校は内地に於ける此の種の學校と同一である。即ち内地現行の實業學校令、専門學校令、又は大學令に據り且内鮮人共學であつて各學校の修業年限、學科其他の制度は全く内地と同一である。

ハ 師範教育

師範教育も内鮮人共學であつて略々内地同様であるが、ただ入學資格が内地に此して低く其の修業年限は延長してある。

第二 教育機關の現況

一 一般教育機關

イ 初等教育機關

昭和五年度末に於ける初等學校數は總數二千三百十三校であつて、

校 數	教員數	兒童數
小 學 校	四八二	二、〇一八
普 通 學 校	一、八三一	九、四一八
		四五九、四五七

而て小學校は一學校に付き兒童數一、三七四人、一教員に付き三二人、普通學校は一學校に付き兒童數は二五一人、一教員に付き四八八強の割合である。尙大正八年度より普通學校は三面一校の計畫であつたが今日では二面一校に達してゐる。次に中等學校に就いて云へば昭和五年五月末現在では高等普通學校は公私立で二十四校、女子高等普通學校は公私立で二二校ある。其他中學校は十一校、高等女學校が二五校あつて従來中學校、高等普通學校、女子高等普通學校は官立であつたが大正十四年度から之を道地方費の經營に移して公立學校とした。而て高等女學校は總て其の所在地の學校組合の設立に依るのである。

ロ 實業學校

實業學校は五五校で其の教員數は六七九人、生徒數は一二、〇九八人である。此の外補習學校が八三校ある。

ハ 専門學校並に大學

昭和五年度末現在に於て専門學校は官立五校、私立八校で生徒數は合計二、四八九人である。

大學教育は京城帝國大學官制（大正十三年勅令第百三號）又帝國大學令に依る旨勅令（大正十三年勅令第百四號及同年勅令第百五號參照）を以て公布せられ醫學部、法文學部の二學部創立せられ同十五年度より開校し内地の大學と全然同等であり、其の講座數は七五、教員數二〇〇人、學生五七一人の狀況である。（昭和五年度末）

二 其の他の學校

朝鮮に於ては其の他種々なる學校あるも、注目すべきは私立の宗教學校と書堂である。

イ 私立宗教學校

最近の狀況は私立宗教學校二二一校で其の生徒數二二、〇二七人である。（昭和五年度末）

七一



書堂は恰も往時の内地の寺小屋式のものであつて、其の教科書としては千字文、童蒙先習、啓蒙篇、通鑑、史略を始め史記、四書、五經の書を用ひて之が素讀を授くるのを本義として居る。其の分布は廣く且數多く各道の山間僻地に至るまで隨所に之が設立を見ない所はない。昭和五年末に於ける總數は一〇、〇三六で生徒數は一五〇、八九二人である。

## 第二目 臺灣

### 第一 教育制度

#### 一 沿革

領有前に於ける臺灣の教育制度は其の當時の清國の教育制度と稍同一であつて臺南、臺灣（臺中）、臺北の三府に府儒學を置いて最高の學府とし、各縣に縣儒學を置き、各府縣には儒學の外に更に書堂を設け主として學生の試験をしてゐた。この外各地に義學、書房又は社學があり、我國往時の寺小屋式のものであつて、其の教授方法は漢文の讀解と習字が主であつた。

領臺後明治二十八年學務假事務所が臺北に設けられ同年九月芝山巖學堂創立せられ附近の兒童數名を集めて國語教授を始め、教科書を編輯した。其の後時勢の推移と島情の變遷に伴つて幾多の改正を見たが大正八年勅令第一號を以て臺灣教育令が發布せられ、本島に於ける臺灣人の教育組織が始めて整然となつた。しかしこれは内地の學制とは全然別系統であつて、主に本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。

### 二 制度の概要

然るに大正十一年教育上徹底的な改革を斷行し依つて現行臺灣教育令（同年勅令第二十號）の發布を見るに至つた。茲に於て從來内地と臺灣人とに由つて系統を異にして居つた本島の教育制度は始めて渾一し、初等教育、師範教育を除くの外、内地の制度と全く同様のものとなつた。詳言すれば中學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在つては國語を常用する者は小學校に、國語を常用しない者は公學校に入ることと原則とせられた。これは初等教育に在つては國語使用の差異の關係上直ちに共學制を採用することが困難であるからである。故に本島人の子弟でも國語を家庭で使つて居る者は小學校に入學が出来るのであつて近年本島人子弟にして小學校に入學する者が少くない。師範教育に在つては其の入學資格を尋常小學校卒業を程度とし修業年限は六年である。其の他は全く内地と同一で斯くて新學制が唯一の系統に整へられた。

### 第二 教育機關の現況

#### 一 一般教育機關

##### 1 小學校、公學校

初等教育には小學校と公學校の二種ある事は前述の如くであるが、昭和六年四月末に於ての概況は左の通りである。

	校數	教員數	兒童數
小學校	一三三	九二四	三六、七四四
公學校	七六一	五、五七五	二八一、九九九



而して公學校は大部分修業年限六ヶ年であるが一部分四年の公學校もある。

尙此等の學校經營の費用は市、街、庄、州又は廳地方費を以て支辨し、且小學校には蕃地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容せんが爲あ、寄宿舎を設くるものもある。授業料は一般に徴收するを原則とするが、貧困者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之を減額せしめて居る。又寄宿者に入るものは寄宿舎費を補給し鐵道沿線に散在する兒童の爲めには無賃乗車券を發行して居る。

ロ 中學校、高等女學校

高等普通教育の中學校には中學校、高等女學校の二種があつて、二者共に州立又は廳地方費立であるが昭和六年四月末の概況は左の如くである。

中 學 校	校 數	職 員	生 徒 數
中 學 校	一〇	二五二	五、一七五
高等女學校	一一	二五九	五、三一一

ハ 實業學校

本島に於ける實業學校は農業、工業、商業の三種であつて總て州立である。昭和六年四月末の概況は六校で職員數二〇四人、生徒數三、〇三六人である。

ニ 師範學校

師範學校は小學師範部、公學師範部に分れて居つて、小學師範部は小學教員たるもの、公學師範部では公學教員たるべき者を養成して居る。



師範學校の修業年限は六年で普通科五年、演習科一年である、但し女子は修業年限を五年とし普通科で一年を短縮してある。師範學校はいづれも官立で四校、職員數一五六人、生徒數一、二三〇人である。(昭和六年四月末)

ホ 高等學校、專門學校並大學

高等學校は現在臺北に一校あり七年制で職員數六二人、生徒數六〇八人である。

專門學校は醫學專門學校、高等商業學校、高等工業學校及帝國大學附屬專門部の四校で現在二校、職員數一八〇人、生徒數七〇三人である。(昭和六年四月末)

大學は臺北帝國大學として昭和三年設立されたもので、文政學部、理農學部の二部が設けられてゐる。

文政學部は二四講座、理農學部は二四講座で昭和六年四月末の職員數は二〇六人、學生數一九六人である。

二 其の他の學校

イ 一般私立學校

大正十一年新に私立學校規則を定め、同規則に依つて設立されたもの二十校あり、其教員數一六四人、生徒數三、六三六人である。(昭和六年四月末)

ロ 書 房

書房も大正十一年教育令の改正に伴ひ同時に私立學校規則に依ることとなり、昭和六年四月末現在では其の數一六二塾教師二三四人、生徒六、一四六人を數へる。

第三目 權 太



樺太に於ける教育制度は初等教育制度に在つては初め應立小學校、私立小學校の二系統があつたが大正九年一齊に之を樺太公立小學校に改め教員の諸給與は之を國庫の負擔とする等教育制度の改善に關する告諭の發布を見た。(明治四十一年勅令第四十五號樺太に於ける小學校に關する件参照。)

一 初等教育

昭和六年三月に於ける公立小學校數は二〇一校で教員數一、〇五六人、兒童數四一、〇一五人であつて一校に付いて兒童數約二〇四人、教師一人に付いて三九人の割合である。

土人教育機關としては土人教育所六校、兒童數二三六人である。

二 中等教育

中等教育機關としては中學校並高等女學校があつて前者は三校で、生徒數一、七八六人、後者は四校生徒數一、三六七人である。

外に私立夜間中學校一、私立實科女學校四及公立實業補習學校八校ある。

三 教員養成

大正七年樺太廳大泊中學校に小學教員講習所を置いて小學校尋常科准訓導以上の學力を有するものを收容し、尋常小學校本科正教員の資格を養成することにし、越えて大正十一年四月には之を改正して中學校卒業者若しくは之と同等以上の學力ありと認むるものを收容して小學校本科正教員を養成して來たが、昭和二年四月には更に研究科を増置して小學校本科正教員を一箇年間收容して居る。尙樺太豊原高等女學校に補習科を置き五年制高等女學校卒業

者を收容し修了後は無試験檢定の上小學校正教員の免許狀を與へて居る。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 教育制度

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける學制は大體日本人教育、民國人教育の二大系統を爲して居るが此れ全く言語、風習に差異ある爲め教育方法の便宜性に基くものであつて決して種族的な差別に依るものではない。故に教育上支障のない限りは民國人の子弟にして日本人教育の諸學校に入學する事を認めて居る。更に之を經營主體に依つて分てば關東廳經營のものと南滿洲鐵道會社の經營のものと二種がある。

一 日本人教育制度

主として内地人の教育に就ては小學校、實業補習學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、大學等があつて總て内地の諸法令に準據して居る。

唯特に環境と生徒兒童將來の生活上の要求を考慮して學科目、教材等の選擇、取捨並教授訓練に必要な參酌を加へた。尙滿洲に於ける小學校教育は全然任意教育で就學を強制しない。

二 民國人教育制度

民國人教育の初等教育機關としては普通學堂、公會堂、中等教育機關としては中學校、實業學校、師範學堂等があつて普通教育、實業教育は日支人分離主義を採り、專門教育、高等教育は共學の制を採つて居る。

第二 教育機關の現狀



一 初等教育機關

イ 日本人教育機關

日本人の初等教育機關としては小學校があるが、昭和五年末現在の概況は左の通りである。

關東州小學校 南滿洲鐵道 附屬地小學校 計	學校數	學級數	職員數	學級數		職員數	
				尋常科	高等科	尋常科	高等科
	二	三	三四六	四四〇	一四、〇二〇	八一三	一四、八三三
	三	三三	三五六	四四五	一三、五五二	一二五七	一四、八〇九
	五	五六	七〇二	八八五	二七、五七二	二、〇七〇	二九、六四二

ロ 民國人教育機關

現在民國人の初等教育機關としては、關東州普通學堂關東州公學堂南滿洲鐵道附屬地公學堂及日語學堂であつて  
 (一)關東州公學堂教育は初等科修業年限四年、高等科修業年限二年とし別に補習科一年 (二)普通學堂は土著民教育であつて、その修業年限は四年であつて會の設立で職員は凡て民國人である (三)日語學堂は滿鐵會社の設立にかかり附屬地内須要の地にあつて修業年限二年で主として日本語を教へ併せて商業に關する知識を授ける。

關東州公學堂 南滿洲鐵道 附屬地公學堂 計	學堂數	學級數	職員數	初等科		高等科		補習科
				兒	童	兒	童	
	一	一八六	二五九	五、三七二	二、八一八	二〇六	八、三九六	
	一	一〇五	一三四	四、七六七	九四三	一	五、七一〇	
	三	二九一	三九三	一〇、一三九	三、七六一	二〇六	一四、一〇六	

普通學堂現況一覽(昭和五年末現在)

管內	學校數	學級數	職員數	學級數		職員數	
				男	兒	女	童
旅順	二五	一一〇	一二〇	一二四	四、二三三	一、〇六六	五、二九九
大連	一八	九三	九三	九七	三、三三九	八五八	四、一九七
金州	一八	七三	七三	七一	二、八四二	六三七	三、四七九
普蘭店	三八	一三〇	一三〇	一三五	四、六二四	一、三三九	五、九六三
總子	二六	一〇一	一〇一	一〇五	三、四七八	七三六	四、二一四
計	一二五	五一一	五一一	五三二	一八、五一六	四、六三六	二三、一五二

二 中等教育機關

滿洲に於ける中等教育機關は左の通である。(昭和五年末調)

日本人中等教育機關

中學校 高等女學校 家政女學校 實業學校 計	學校數	生徒數	職員數	學級數	設立者別		其ノ他
					關東獨立	滿鐵獨立	
	七	三、九四六	二四二	九九	三	四	一
	八	三、九二〇	二一一	八九	二	四	一
	一五	四八〇	七四	一六	二	一三	一
	四	一、九五二	一〇九	五九	一	一	一
	三四	一〇、二九八	六三六	二六三	七	二二	五



中 實 業 學 校 及 堂	校 數	生 徒 數	職 員 數	學 級 數	設立者別校數	
					關東廳立	滿鐵立 其ノ他
計	六	七三五	七八	二四	三	三
實業學校	四	一九三	三六	八	二	二
中學校	二	五四二	四二	一六	一	一

而して日本人子弟の爲めの實業學校は凡て南滿洲鐵道會社及其他的公私團體の經營にかかる。

### 三 師範教育機關

民國の初等教育に従事すべき教員を養成する機關として旅順師範學堂がある。尙同學堂附屬教員養成部は日本人にして關東州小學校及關東州公學堂の教職に従事せしむることを主たる目的として設置してある。

更に南滿洲鐵道會社の設置にかかる滿洲教育專門學校は專門學校令に據るもので、主として附屬地に於ける小學校教員を養成する目的のものである。

### 四 專門學校並大學教育機關

專門學校令に依る專門學校は前述した滿洲教育專門學校の外に二校あつて即大連にある南滿洲工業專門學校、ハルビンに在る日露協會學校とである。

次に大學令に據る大學は單科大學として旅順工科大学及滿洲醫科大學等がある。共に大正十一年の勅令を以て設置せられたものであつて前者は大正十五年度に開始し、後者は大正十四年度に開始した。

學生、學徒數は豫科の生徒を合して左の通である。(昭和五年末現在)

旅順工科大学	日本人	三〇四人
	民國人	五六
滿洲醫科大學	日本人	四二五
	民國人	二二七

### 第五目 南洋群島

南洋群島に於ける教育機關としては、小學校及公學校の二種があつて共に官立ではあるが前者は邦人の兒童を教育するものであつて其の程度及組織は内地の小學校と何等變る所がない。

後者は島民兒童を教養するのを目的として其の修業年限も三ヶ年乃至二ヶ年として居る。昭和六年四月末の概況を略記すれば左の通りである。

	校 數	職員數	兒童數
小 學 校	一一(分教場二)	三五	二、〇一六
公 學 校	二四	八三	二、八八七

其の他宗教學校一三校、兒童數一、一三四人ある。

## 第二節 神 社

### 第一目 朝 鮮



朝鮮に於ける神社に就いては、大正四年八月府令を以て神社に關する諸規程を發布して神祇崇敬の範を示し、尙又神祠に就いては大正六年三月府令を以てその創立その他に關する規定を設けた。

而して昭和五年末に於ける神社の現在員數は四十九社、神祠の現在員數は百八十二社である。尙朝鮮全土の總鎮守として京城に創建せられた官幣大社朝鮮神宮は天照大神及明治天皇の二柱の神靈を勸請し奉り大正七年度から國費經營の繼續事業として工程を進め、同十四年九月を以て全部の竣功を告げ十月十五日鎮座祭を執行せられ毎年十月十七日を例祭と定めて勅使が差遣せらるる事に御治定あらせられて居る。

## 第二目 臺灣

本島に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數、官幣大社一、官幣中社一、縣社八、無格社十二ある。又神社としての物的要素を具備しない社が五十四あつて各地に散在して居る。而して官幣大社臺灣神社は臺北市外約一里劍潭山の中腹に在つて、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四神を奉祀する。明治三十三年內務省告示第八十一號を以て創建のこと發表せられ、翌三十四年十月鎮座式を行ひ、爾來毎年十月二十八日を以て例祭日とする。

## 第三目 樺太

本島に於て明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社が建立せられ、爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社の建立を見現在その數九十社に及んで居る。

而して官幣大社樺太神社の祭神は大國魂命、大己貴命、少彥名命の三柱で豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座し、明治四十四年

八月鎮座あり、大祭日は樺太施政紀念日たる八月二十三日である。尙縣社として豊原に豊原神社、大泊に亞庭神社がある。

## 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

昭和五年末の關東州及滿鐵附屬地管内に在る神社は四十二社である。

此等神社の祭神は天照天照皇大神を奉齋するのが主であつて、天照皇大神と明治天皇、大國主神の如き他の神祇と共に奉齋するもの此に次いで居る。

## 第三節 宗教

### 第一目 朝鮮

#### 一 變遷

朝鮮に於ける在來の宗教中主なるものは佛教、基督教、其の他の宗教である。

#### イ 佛教

佛教に就いて其の變遷を見るのに、其の傳來は高句麗小獸林王二年（一五五七年前）で百濟、新羅を経て高麗の末期に至るまで歴朝の外護に因つて頗る隆昌を極めたが、李朝に至り其の隆盛に伴ひ弊害百出せるに鑑みて専ら儒學を奨勵して寺刹の新設並に良民の僧侶となるを禁じる等抑壓を加へた結果、特別の保護の下に在る以外の寺刹



は多く荒廢に歸し、復古興隆するの力なくして歲月を送つて來たが、李太王の甲午の改革に依り信教の自由を得ることとなり、更に日韓併合後四十四年寺刹令の施行に依つて僧侶の地位は保障せられ寺刹の財産は其の保有を鞏固ならしめ、數百年來沈衰して居つた佛教は茲に漸く蘇生の觀を爲すに至つた。爾後漸次布教、興學に努めつつある。

#### ロ 基督教

朝鮮に於ける基督教の傳播は十八世紀の後半中朝鮮から清國に使した者が北京で天主教の聖書を購入して之を傳へたのが濫觴である。

初め天主教は京畿道を中心として傳播したが其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反するものとして李朝の正祖は之を嚴禁し、教徒は峻刑に處し書籍は悉く沒收し且つ輸入を禁ずる等所謂迫害時代を現出した。其の後歐米の宣教師の朝鮮に渡來したるは憲宗二年（九十二年）佛國人ビエルモールパンであつて其の他二名の宣教師渡來したるが壓迫は依然たるものであつた。然るに李太王十九年歐米諸國との外交關係が成立し、従つて基督教の布教を默認したから天主教も漸く教勢を恢復した。

#### ハ 其の他の宗教

朝鮮在來の宗教類似團體にして未だ法令に於て宗教として認められないものは、東學の鼻祖崔濟愚を教祖とするものに天道教、侍天教、上帝教、大華教、水雲教等、道教の流れを汲む姜一淳を教祖とするものに普天教、濟化教、無極大道教等、及檀君を祭神するものに檀君教、大倣教、儒教を奉ずるものに太極教、大成教等三十餘箇の教團があるが其の古きものと雖も七十年を出でない。

## 二 宗教の現況

布教規則に依つて公に認められた宗教は神道、佛教及基督教の三である。神道各派は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教、實行教、御嶽教の十派で昭和五年末の調べでは布教所一九三所、宣布者三五七人信徒數七萬六千四百餘人で主として内地人側に行はれて居る。

佛教は内地佛教の眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗、天台宗に屬する十九派と朝鮮在來の佛教は禪宗に屬する曹溪宗、總南宗、天台宗、教客に屬する華嚴宗、慈恩宗、中神宗、始興宗等がある。

内鮮兩派を通じて寺院、寺刹及布教所は一、九四一箇所、僧尼及布教者七、二三八人信者三十七萬餘人である。基督教は明治十六年中朝鮮政府と英國との通商條約に依つて、其の禮拜堂を設け宣布することを許されて以來、各國布教に従事するに至つたもので朝鮮耶蘇長老會天主教、南監理教會、聖公會等總て十六派あつて布教所三、九一三箇所、布教者二、七四七人、信徒三、一四、五三四人である。其の他天道教は盛時教徒百餘萬と號したが現今は九萬餘にすぎない。之に亞ぐは普天教であつて現在は三萬餘の信徒を有するのみである。

## 第二目 臺灣

### 一 變遷

臺灣に於て行はるる宗教の主なるものは儒教、道教、佛教、基督教及其の他の神佛又は祖先を祭祀する團體とである。

### イ 儒教



儒教は其の傳來古く今日に於ても内地支那に於けると同様、本島社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。而して純然たる儒教に屬するものとしては文廟、節孝祠、祖廟等がある。

#### 口 道 教

道教も亦古くより傳來し、島民の信仰する處であるが純粹に道教に屬する寺廟は極めて稀であつて、道教本來の神を主神本尊とするものであつても、儒教所屬の神靈又は佛教所屬の觀音等を從祀配祀として祀つてゐるものが多い。而して是等の神佛も亦殆んど道教の神の如く祭祀せられてゐる。

#### ハ 佛 教

本島の佛教には領臺前傳來したものと、領臺後傳來したものと別があつて、領臺前の佛教は南方支那の佛教と同じであつて、其の寺院は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺の末徒の開拓に係り傳燈に於ては概ね禪宗に屬するが内地の禪宗の如く純粹なるものではなく、其の内容は淨土宗に傾き坐禪の外に念佛を兼ねて居る。

尙領臺前に傳來した佛教の一派に齋教がある。明朝の頃に禪宗から變胎したもので教義とする所は一般佛教と異ならないが、佛教の教義以外に儒道の教義を加味したものが多し。其の徒の僧侶と異なる點は出家せず法服を纏はず頭髮を剃らず、一般の俗人として市井に生業を營み其の身を持つる事が嚴正で、能く戒律を守ることである。齋教には先天、龍華、金幢の三派あるが、教義上は大差がない。領臺後は内地の佛教各宗派、各地に布教所を設けて布教傳導に努めつつある。

#### ニ 基 督 教

領臺以前より布教に従事したものは天主教、長老教會の二であつて、西曆一六二七年和蘭宣教師カンチヂウスが

天主教を南部臺灣に傳へ、之れと前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來して銳意土蕃の教化に努め一時隆盛に赴いたが後一六六〇年鄭成功の占據と共に一旦基督教は其の跡を絶つた。後約二百年を経て一八五九年西班牙人は再び本島に於て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依つて各地に教勢を擴張するに至つた。

次で一八六五年には蘇格蘭及カナダの長老教會より宣教師來島して布教に努めた。

領臺後は日本基督教會、組合教會、聖公會、ホーリネス及キリシヤ正教會の五派が布教に従事し日本基督教會及聖公會が最も古し。

#### ホ 神 道

神道は全く領臺後行はれしものであつて現に天理教以下七派がある。

#### ヘ 神 佛 又 は 祖 先 を 祭 祀 す る 團 體

本島に於ては古くより神明會、祖公會なるものがあつて、神明會は身分の相同じき者即ち讀書人、同業者、同郷人、同姓者等の關係に縁つて數名乃至數百名の同志が或る神佛を祭祀するを目的とする團體である同時に副目的として會員相互の利益を進め、親睦を圖り、同業者間の規約を明にし、共同財産の利用を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものもある。

祖公會は略神明會と似たものであるが、唯會員の資格は同姓又は同宗の者に限り且祭神は必ず其の會員一同の共同祖先でなければならない。

#### 二 宗 教 現 況



昭和五年末に於ける前述各宗教の現況を数字的に示せば左の通りである。

宗教	寺院(×教務所)	布教所	布教師數	信徒數
佛 教	×四五	九七	一七九	一四五、三九九
齋 堂	一	二一九	一	一
神 道	一	四九	七三	二二、六八二
基 督 教	×二	二三二	二四七	四七、九四〇
寺 廟	一	三、四四三	一	一
神 明 會	一	六、三一八	一	一

第三目 樺太

樺太に於ける宗教は領有前はギリシヤ正教會であつたが領有後内地の各宗派布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設けて布教傳導に努めつつある。

宗派は大體神教、佛教、基督教の三であつて、神教に屬するものは神道、黒住、天理、金光、大社の五派、佛教に屬するものは眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土の五派、基督教には日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會及日本基督教會の四である。

其の現況を略記すれば左の通である。(昭和五年末)

寺院及布教所

僧侶及布教師

信徒總數

神 道	三七	三七	一三、六九五
佛 教	一四七	一四五	四〇、五二八
基 督 教	八	七	八六八

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

南滿洲に於ける宗教は支那固有のもの最近日本其の他の諸國より扶殖せられたものとの二つに區別する事が出来る。在來の宗教としては、佛教、道教、儒教、回教、喇嘛教があつて、佛教に屬する宗派としては雲棲派、法眼派、雲氣派、道教には龍門派、金光派、華山派等がある。何れも幾百千年の歴史を有して民族的にも社會的にも政治的にも教育的にも頗る重要な關係を有して居る。

更に新宗教としては神道、佛教、基督教等があつて日本人の信仰が主である。而して日本人の經營に係る寺院の類は多くは日本に本山又は本部を有し管長又は本部長の監督指導を受けて教務を執行するを普通とする。

關東州及附屬地内の此等宗教の概況を述べれば左の通りである。(昭和五年末調)

宗教	寺院(布教所)	布教者數	信徒數
神 道	六一	一八二	二一、八〇九
佛 教	一九九	二七〇	一一一、八〇四
基 督 教	四九	七四	六、二五二
道 教	一四四	二一八	六八、八〇二



同々教	五	一八	一、二四七
儒教	六	二	六、六八七
喇嘛教	一	三	一

九〇

### 第五目 南洋群島

古來土人には特に宗教と名づくべき程のものはなかつた。唯所謂トウテム (Totem) 信仰であつて或動物を一族の祖神と爲し又は或る植物を神聖樹として崇拜するが如きものである。

西班牙及獨領時代には基督教師の傳導の結果漸次基督教を信仰する者多く佛教は『サイパン』島、『パラオ』島、『コロル』島に布教所各一ヶ所所在る。(昭和六年四月末)

寺院又ハ教會(布教所)	一八二	宣教師(修道士ヲ含ム)	一九七	信徒數	三一、〇二七
基督教	二	佛	二	佛	二、六〇〇

### 第四節 衛生

#### 第一目 朝鮮

#### 第一概況

朝鮮は由來傳染病や地方病の流行が絶ゆることなく又各種の寄生蟲病殊に肺チストマ、十二指腸蟲病は各地に蔓延し

て居る状態であつたので始政以來總督府は衛生施設の改善發達に努め先づ飲料水の改良方法として京城水道の買収、擴築、仁川、平壤、鎮南浦各水道の敷設を完成し釜山、木浦、群山、元山、其の他市街地三十三箇所に對し工費の半額以上を補助して水道敷設を助成し又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奨励し傳染病及獸疫の豫防に付ては毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講じ又種痘を勵行して著しく其の病勢を局限し又除穢事業其の他一般保健衛生の取締に付ても亦常に之を勵行し諸般の施設の進捗と共に稍衛生状態の面目を改むるに至つた。

今傳染病に就て最近五ヶ年間の消長を見れば左の通りである。

傳染病患者及死亡者

病名	年次				
	昭和元年	二年	三年	四年	五年
コレラ	一、五五二	三、二九一	二、七五二	三、三四七	二、〇五二
赤痢	五、九七四	七、五〇一	六、六四二	七、四一七	七、四一九
腸チフス	八、〇七五	七、〇〇二	一、〇三七	一、〇三九	一、〇六五
痘瘡	一、〇一七	一、七六二	二、八三〇	一、二二六	一、四一三
發疹チフス	一、三三六	九、五四二	一、七六九	一、二六四	一、六八三
猩紅熱	一、七九八	一、八五四	一、三〇二	一、六〇六	一、四九三
チフテリア	一、四九七	二、〇三七	二、五八九	三、八二二	三、八四六
バラチフス	三、七三二	四、六一一	四、三二九	三、五九九	四、〇二二







七十箇所ある。又下水に就いては本線を暗渠に支線をU字形閉渠式とする設計をなし明治三十二年下水規則を發布して此れが普及に努めた結果現在に於ては如何なる小都市に於ても之れが施設を見る。其の他屠畜場の設置、住宅改善、食物類の取締を爲して居る事は勿論である。

第二 醫療機關

昭和五年末臺灣に於ける主なる醫療機關は左の狀況である。

官立醫院	一四
公立醫院	一七
私立醫院	一二八
官立醫院奉職	二九
公立醫院奉職	一七七
私立醫院奉職	八五六
官立醫院奉職	二〇九
公立醫院奉職	五
私立醫院奉職	一七九
官立醫院奉職	二二
公立醫院奉職	五一
私立醫院奉職	五四
官立醫院奉職	三五四
公立醫院奉職	一、二八七
私立醫院奉職	二、八九四

製藥業者 二〇

第三目 樺太

第一概況

本島には風土病と稱するものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見ることがあるが部分的であつて殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したことがない。

轉近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加が著しく従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌の傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向にあるが之が豫防撲滅に努力しつつある。今最近五ヶ年間に於ける狀況を示せば左の通りである。

區別	年次				
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
腸チフス	二二〇	二三九	四八二	二六八	三一〇
チフテリア	一五〇	五〇九	九八二	四八八	五七〇
バラチフス	一三三	五九九	二二五	一七六	二〇三
猩紅熱	二〇	一九一	一三五	二二八	二七
赤痢	一四二	三八二	四一四	一〇八	一五六
痘瘡	一	一	一	一	一
流行性腦脊髄膜炎	一五四	四八	一五三	二四〇	三六



計	患者	
	死亡	死亡%
四二五	九二五	二〇、七
六一〇	一三一〇	二一、五
七二〇	一四五〇	一九、六
五六〇	九八〇	一七、一
六三三	一一一七	一八、二

次に衛生設備としては先づ飲料水であるが現に上水道の設備のあるものは豊原町、大泊町、本斗町、名好村及泊居町であつて眞岡町其の他に簡易上水道あるが其の他の地に在つては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供して居る。下水道は大泊町に目下敷設中である。

**第二 醫療機關**

現在醫療機關として豊原、大泊及眞岡に樺太廳醫院があり一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつつある。尙管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ一定の補助を與へて居るもの六三名ある。而して此等の概況を示せば左の通りである。(昭和五年末)

醫師	免許	一三〇
醫師	假免許	八六
齒科醫師	免許	四一
齒科醫師	假免許	二一
產婆	免許	二〇五
產婆	假免許	三一
看護婦	免許	二九
看護婦	假免許	三六
藥劑師	免許	八五
藥劑師	假免許	一三

**第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地**

**第一概況**

管内は國際的交通路に當るので外界から傳染病の脅威を受くる事が大である。之が爲に關東廳は大連に檢疫所を置き海港の檢疫を行ひ其の設備も完備して居る。陸上は奥地から時々ペスト侵入の虞があるので常に警戒を懈らず北滿蒙古方面にペスト發生の際は關東廳は滿鐵會社と共に應急の準備を整へ防疫に努むるを常とする。傳染病に就いての最近五ヶ年間の狀況を示せば左の通りである。

病名	年度	昭和				
		元年	二年	三年	四年	五年
腸室扶助斯	患者	一、三三七	一、八五七	一、八二〇	一、七九三	一、七五七
腸室扶助斯	死亡者	一、五八七	一、八四〇	一、四二四	二、四六六	三、一七八
バラチブス	患者	二〇六	一、八四	四二	二四六	三
バラチブス	死亡者	二、九七五	一、五〇六	一、五五八	二、八七六	一、六二八
赤痢	患者	一、九七五	二、〇〇六	一、二三五	一、二七八	一、六二八
赤痢	死亡者	二、六九二	二、〇〇六	一、三五八	二、七七八	一、六二八
虎列刺	患者	四六二	一、二	一、三	一、三	一、三
痘瘡	患者	一、五八一	一、五三七	一、五〇四	一、四四三	一、八二
痘瘡	死亡者	三一一	三六	三六	三六	三六
實布埜利亞	患者	三三六	二〇九	二二八	四三九	四二九
實布埜利亞	死亡者	一、五二〇	八〇	七三	五九〇	四二九
猩紅熱	患者	一、六〇六	三三九	三九八	六〇八	三二
猩紅熱	死亡者	一、六〇六	三三九	三九八	六〇八	三二



合 計	嗜 眠 性 腦 炎		再 歸 熱		流 行 性 腦 脊 髓 膜 炎		發 疹 室 扶 斯	
	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者
六、〇四二	—	—	—	—	—	—	—	—
八〇四	—	—	—	—	—	—	—	—
三、八三四	—	—	—	—	—	—	—	—
四六五	—	—	—	—	—	—	—	—
六、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—
七五八	—	—	—	—	—	—	—	—
四、一八一	—	—	—	—	—	—	—	—
五九九	—	—	—	—	—	—	—	—
三、八六一	—	—	—	—	—	—	—	—
四三一	—	—	—	—	—	—	—	—

尙衛生施設として飲料水に就いて見るに、州内は旅順、大連、金洲、貔子高等に官設のもの四ヶ所あり附屬地内は凡て南滿洲鐵道會社の經營に屬し二十四ヶ所ある。(昭和三年末)尙下水道は大連、旅順、金州に附屬地内は南滿洲鐵道會社の施設經營に係り十三ヶ所に在る。

第二 醫療機關

醫療機關は關東廳南滿洲鐵道會社及赤十字社に於て施設せるもの外は個人の經營に屬する。特に大連醫院は南滿洲鐵道會社の經營であつて内容完備し東洋有數の大病院である。尙日本赤十字滿洲委員部は奉天城内に醫院を設け其の他管外たる錦州外十二ヶ所に救療所を設けて居る。今醫療機關の概況を示せば左の通りである。(昭和五年末)

醫 師	四四九
齒 科 醫 師	八五
藥 劑 師	一四六
產 婆	五一四

看 護 婦 立 立	一、三二七
官 立 立	五
私 立 立	二五
計	三〇
藥 種 者	二三一
製 藥 者	一八

第五目 南洋群島

第一 概況

本群島は熱帶圈内に在るも氣候比較的良好であつて、居住に適し他の熱帶地に見るが如き悪性の疾病少く保健状態佳良である。唯、群島内各島嶼は多く狭少なる珊瑚礁であつて良好なる飲料水を得る事が困難な爲一般に貯溜天水を飲用すると、雨量多く湿度高き等罹病の素因なることがある。而して昭和五年中に於ける傳染病患者は左の通りである。(昭和五年中)

病 名	計
アメルバ赤痢	七〇(七)
腸チフス	一四九(一一)
チフテリア	一
流行性腦脊髄膜炎	一(一)



バラチブス

計

備考 括弧内は死亡者

五九(二)  
二五〇(一一)

第二 醫療機關

大正三年領有直ちに醫院を開き軍醫官をして一般の診療に従事せしめ同七年には文官たる醫官をして之に當らしめた  
更に大正十一年南洋廳の設置と共に醫院を各支廳から獨立せしめ醫療機關の完備を圖り、又同十五年には「クサイ」島  
にホナベ醫院の分院を設けた。尙毎年數回各地に巡回診療を行ひ、且料金に關しては昭和二年十二月には民度、富力  
等に依つて群島を甲、乙、丙の三地域に分け甲を略邦人の三分の一乃至二分の一とし、乙、丙も亦甲に準じ相當の差  
等を設けた。

醫院職員

(昭和五年十二月末調)

官職	計
醫官長	五
醫官	一
醫員	七
藥劑員	三(四)
書記員	一〇
事務員	七
助産婦	七(三)
看護婦	一二(六)

備考 括弧内数は兼務のもの

第五節 社會事業

第一朝 鮮

罹災救助

天災地變等非常災害に依る罹災民に對しては道地方費凶歉救濟費(日韓併合の際下賜せられたる臨時恩賜金一千七百  
三十九萬圓の利子の十分の一にして昭和五年度豫算十萬四千七百九十九圓)及恩賜罹災救助基金(明治四十五年明治  
天皇、大正二年照憲皇太后の崩御に際し下賜せられたる三十一萬五千圓に國庫より十萬を補給し計四十一萬五千圓を  
基金とするものにして昭和五年度豫算三萬九千八百五十一圓)を以て應急救助の爲食糧(炊出を)被服、小屋掛、治療  
等の費用を支辨するの外人の死亡、行衛不明、負傷者等に對しては吊慰又は慰藉料、家屋、船舶等の全、半潰、流夫、  
破壊等に對しては相當の復舊費、農作物の被害に對しては種穀、種苗、材料、農具等を給與して居る尙被害激甚を極  
め前記の經費を以てするも尙不足する場合は國庫より相當の經費を支出し以て罹災者救助の徹底を期して居る。

賑恤救護

大正四年及昭和三年の御大禮並昭和二年の御大喪に際し下賜せられたる御内帑金八十九萬二千四百圓を基金とし大正  
五年一月朝鮮總督府訓令第一號を以て恩賜賑恤資金を設定し老幼不具癡疾者にして生業を營むこと能はず而も他に頼  
るべき親族故舊等なき者を救助しつつあり而して昭和五年度中に於ける被救助者は一千三百十五名の多きに達して居  
る。



行旅病人同死亡人の救護に對しては日韓併合の際府郡島に下賜せられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十四萬五千八百餘圓を基金として大正六年四月總督府令第二十四號を以て行旅病人救護基金を設定し事件頻發すべき主なる都會地に行旅病人救護所を設置せしめ該資金より設立費及經常費を補助し以て行旅病人救護の徹底を圖りつつあり而して現在救護所設置個所十六個所に及ぶ。

#### 孤兒、窮兒、盲啞者等ノ保護

朝鮮總督府に於ては孤兒の養育と盲啞者の教育を掌る濟生院を設け孤兒には農業を盲啞者には按摩又は洋服裁縫等を教授し生業を興ふるに努めて居る。而して昭和六年八月末日現在收容孤兒二百九十一名、盲啞者百四名に及ぶ尙私設孤兒院に對しては相當の補助金を交付し其の經營を助成し孤兒、窮兒救護の徹底を圖りつつあり而して昭和五年度に於て全道の私設孤兒院數十七個所收容孤兒八百六十六名に達して居る。

#### 不良年少者ノ感化

不良性を帯べる年少者を收容し感化教育を施す機關として朝鮮總督府は大正十二年永興學校を設立し専ら兒童の感化教養と職業教授を爲し將來獨立の生業を營ましむべく努力して居る而して昭和六年八月末日現在收容人員は七十二名である。

#### 福利施設

現在朝鮮に於ける福利施設の主なるものは住宅供給、公益市場、公益質屋、共同宿泊所、簡易食堂、共同浴場、共同洗濯場、共同理髮場、小額生業資金の貸付等である、而して此等の施設は概ね歐洲戰後に於ける經濟的社會的變動に際して施設せられたるものであつて爾來漸次普及發達しつつある。

#### イ、住宅供給

畿近市街地に於ける住宅拂底の實況に鑑み京城、木浦、大邱、釜山、清津、新義州、公州及海州に於ては衛生經濟兩方面より見て改善せられた公營住宅を建設し庶民階級に對し低率の家賃を以て貸與し住宅難の緩和に資しつつあるが其の住宅數四百九十六戸である。

#### ロ、公益市場

歐洲大戰後の施設に係り現在公益市場を有するは京城、群山、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、清津、木浦、仁川、順天、咸興及羅南等にして市場數二十個所、店舗數一千餘、一箇年の賣上高四百十萬餘圓に達し食料品其他日用品を廉價に供給し一般庶民階級の利益を圖りつつある。

#### ハ、公益質屋

従來全州、群山、光州三箇所に於て地方費より個人に資金を貸出し公益的質屋を委託經營せしめつつあるに過ぎなかつたが朝鮮の現況に鑑み市街地に於ける労働者及下層者に對する保護施設として此の種事業實施の必要を認め昭和四年度に於て京城、釜山、大邱、木浦、平壤の五府に、昭和五年度に於て清津、咸興、元山、新義州、平壤及京城の六府に於て府營の公益質屋を設置したが今後引續き毎年數箇所宛設置の豫定である。

#### ニ、簡易宿泊所

現在此の種宿泊所を經營せるは京城、仁川、平壤、釜山の四府にして京城府に於ては和光教團に於ても之を經營しつつある。

#### ホ、簡易食堂



大邱府及釜山府の二箇所に過ぎない。

へ、共同浴場

群山府、平壤府、東萊邑、鎮海邑、義州邑、江陵邑、蓮井面（黄海）、馬山面（黄海）の八箇所に在る。

ト、共同洗濯場

群山府、木浦府、大邱府、温泉面（黄海）、信川面（黄海）、載寧面、兼二浦邑、統營邑の八箇所に在る。

チ、共同理髮場

群山府、平壤府の二箇所に在る。

リ、小額生業資金貸付

朝鮮に於て大多數を占むる小農者の生活安定を圖る爲には生業を奨め勤勞に依り自ら其の窮境を打開せしむるの必要を認め昭和三年度より面をして之に必要な小額の生業資金を貸付せしむると共に之が資金の借受者三十名内外を一團としたる勤農共済組合を部落單位に組織し其の地方に於ける老農を推して勤農輔導委員に任じ之を中心として組合員相警の相勵まして勤勉力行の精神を鼓舞し以て漸次彼等の生活の安定向上を圖りつつある、而して昭和三年度以降三箇年間に於ける資金貸付額は二百十二萬三千餘圓にして之が勤農共済組合数は三千七百餘に及び尙今後漸次資金を充實し事業の實施に努むる計畫である。

ヌ、職業紹介

從來府面及社會事業團體に對し職業紹介所の設置を懇願し、之が事業を助成指導するの必要を認め公設職業紹介所に對し補助金を交付し來りたるが現在職業紹介所は公設のもの京城、仁川、釜山、平壤、清津、大邱、新義州、

咸興、宣川の九箇所の外、私設四箇所あり。

#### 社會教化

社會教化に關し本府に於ては從來專任指導者を隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしむる外、時時權威ある講師を聘し社會教化の講習會を開き尙特に優良なる部落に助成金を交付して農村の振興に資し且模範部落の實況を活動寫眞に撮影し教化宣傳に供しつつあるが各道亦地方費を以て新に社會教化に造詣深き指導者を特置し之をして道内各地に就き活動寫眞、巡回講話を爲さしめ教化善導に努めつつある。

又一面地方教化竝に農村振興に貢獻し其の成績優良なる部落又は團體に對しては事業獎勵の趣旨を以て昭和二年より助成金を交付し以て其の發達を助長し他の模範たらしめつつある。

#### 青年團體ノ指導

朝鮮人青年團體は大正八年獨立騷擾當時一種の氣勢に煽られ設立を見たるもの多く其の數現在約一千六百、團體員約十一萬人を算すと雖未だ團體として着實なる事業を經營せるもの少く又一般青年者の思想は尙未だ安定せざるものあるを以て各道に於ては之が取締に意を用ひ傍ら彼等を實業的方面に導く爲實地指導、講習、講話、中心人物の養成、優良青年團の表彰等に努めつつある。本府に於ても此等の事業を助成し内地視察團派遣、優良青年團體の表彰等を實施し來りたるが輓近世上は彼等青年に對し一層積極的保護を加へ以て方向轉換の方策を講ずるの必要なるものあるを以て目下之が方策考究中である。



## 救済事業

一〇六

明治三十年恰も英照皇太后の御大喪に方り慈惠救済資金の御下賜があつたので當局は茲に在來の慈惠施設を合併し、其の財産を按配して島内に三ヶ所の慈惠院を開設し、之に右御下賜金を分與して其の基本財産に加へしめた。現在慈惠院は七ヶ所に在り各々財團法人であつて基本金總額百二十萬圓餘、當初は貧困者の救済のみを行つて居つたが現在では行旅病人の救済をも引受けて居る。

以上の外慈惠救済事業を目的とする團體に恩賜財團明治救済會、恩賜財團大正救済會、恩賜財團昭和救済會があり何れも御下賜金を基本金とするものであるが基本金總計四十三萬圓、其の利子を以て主として私設社會事業に助成金を交付して居る。

尙右の外養老廢疾者保護窮民救助を目的とする團體は全島を通じて昭和六年三月末現在で百二十五ある。

### 罹災救助及賑恤救護

天災地變等の非常罹災者を救助する爲明治三十二年罹災救助基金規則が定められ地方税又は國庫より基金を積立て其収入を以て救助費に充てゝ居る。昭和四年度末現在基金總額は州所屬のもの三百八十九萬圓餘、廳地方費基金は百二萬餘圓である。

明治三十二年行旅病人及行旅死亡人取扱法が臺灣に施行せられ此種の救護は現在に於ては殆んど内地と同様の取扱をして居る。昭和五年中行旅病人にして救護せられた者百三十三人、行旅死亡人取扱数は百五十二人に上る。

尙ほ全島を通じて社會事業と目すべき診療機關は三十四あるが更に昭和五年臺北郊外に官立癩療養所が設立せられ

た。

## 福利施設

大正九年發布の公設質舗業務規則に基き各地方團體に依りて設立せられた昭和五年度中に於ける貸出金總額は二、三二〇、九四七圓、貸出金回収總額一、八八八、三〇八圓に達し現在設置市街十三、利用者は年々増加して居る。

尙公設長屋が設けられ低廉なる家賃を以て一般市民に住居を提供して居る。

## 社會教化

### イ、國語普及

公學校教育を受けざる者又は其半途退學者に對して國語を普及させる目的を以て國語普及會及國語講習所が設けられてゐる。

國語普及會は農閑期の一ヶ月乃至六ヶ月を會期とするもので昭和五年には開設數八〇五、修了者數三〇、五九八人講師數一、八九一人、其經費四三、二九八圓である。

國語講習所は一ヶ年乃至二ヶ年、年百日以上以上の教授をなすもので現在一七八ヶ所、講習生一〇、一五三人ある。

### ロ、一般教化施設

國語普及其他教化を目的とする團體としては家長會、主婦會、青年團、少年團等がある。

家長會は昭和五年に於て會數二、八〇八、會員數三十六萬餘人、主婦會は會數二八三、會員數十八萬餘人あり、青年團は昭和五年三月末に於て其數五五一、團員數五三、二七八人に及ぶ。少年團は昭和六年度に於て團體數二

一〇七



四團員數一、〇四九人を算する。

尙各州廳に於て青年補助教育の充實を計りつゝあるが現在青年教習所は三〇ヶ所、教習生一、二六二人、公民教習所は八四ヶ所講習生三、一七六人ある。又青年補習教育所は一七六ヶ所あり、其講習生四、九一二人に及ぶ。此等は公學校卒業生に對しても二ヶ年間教育するものであるが此外公學校卒業生指導講習會として一ヶ月を會期するもの九一三あり其修業者一、九七四人に及ぶ。(昭和五年度)

其他社會教化事業をなすものに高雄天主教會孤兒院及總督府成德學院がある。前者は今より約七十年前スベイン人「ドミニエ」なる者が創立したもので一般孤兒の教養に當り昭和五年度末現在收容兒童數五十四名である。後者は臺北市に在つて不良少年の感化教育に當り昭和五年度末現在在院生は内地人兒童二十名、本島人兒童二十三名蕃童一名である。

尙臺灣教育會、臺灣教化事業獎勵會、臺灣濟美會、伊澤財團等の外地方廳に於ける臺北州聯合同風會、臺中州向陽會、臺南州共榮會、新竹州同光會等の教化團體があり、宗教的教化團體は二一六を算する。

ハ、圖書館、博物館

官立圖書館には臺灣總督府圖書館があり、公立圖書館には州立二、市立三、街庄立五六あり、私立は八館ある。官立博物館には文教局附屬博物館があり、公立としては臺中、臺南、嘉義に各一ヶ所ある。

ニ、其他

其他教育會館、動物園、植物園、物産陳列場等を施設し、展覽會講演等を催し、活動寫眞、ラヂオ等を通じて一般教化に努めて居る。

### 第三 樺太

財團法人樺太慈惠院は主として自活し得ざる者を救済し天恵を全うせしむるを以て目的とする。行旅病人、精神病患者、土人患者、收容治療患者、教育者、院外救護者及外來者の八種である。

財團法人樺太共濟會は樺太に於ける住民に必要な物資の需給を調節し兼ねて天災事變に際し罹災者を救助するを目的とする。

財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團は共に鰥寡、孤獨者、孝子及節婦にして貧困又は病氣の爲め自活療養の途なきものに對し恵恤をなすものである。

樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對して釋放者の保護指導等を爲すものである。

以上の團體は毎年紀元節の佳辰に當りては斯業獎勵の御恩召を以て御下賜金を賜はり又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めて居る。

尙ほ饒近本島の人口の増加と時運に伴ひ此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては無料宿泊所、托兒所、職業紹介所等設置せらるゝに至つたが未だ其の基礎充分でなく成績も見るべきものが無い。

### 第四 關東 洲

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける社會事業は漸次發達の徑路にあるが未だ各方面共此種施設は充分でない。現在に



於ける主要なるものは次の様である。

#### 赤十字事業

本事業は日露戦争に當り日本赤十字社救護員が戦時救護の傍ら支那人患者を救済せるを其の發端として關東廳に日本赤十字社滿洲委員部を置き事業遂行に努めたる處同社の主旨は支那人間にも認められ入社加盟する者漸次増加するに至つた。

同社の事業は施療救済、巡回救済、結核の豫防及撲滅、災害救護、病院及救療所の經營等である。

昭和五年末に於ける社員總數八六、七八八人内、本邦人四三、〇七二人、外國人四三、七一六人である。

尙總裁閑院宮殿下御台臨記念事業として州内警察官吏各派出所に救急箱一箇宛配置し普く施療救済を實施して居る。

#### 一般の慈善救済及社會事業

管内に於ける一般の慈善救済事業は其の種類多様なも基礎未だ確立せざるを以て關東廳に於ては保護を加へ之が發展を計りつゝある。社會事業は大連市の社會館及市營住宅を除くの外は皆個人の經營である。慈善救済事業の主要なるものは恩賜財團慈善資金、財團法人大連慈善病院、救世軍育兒及婦人ホーム、財團法人勞働保護會、財團法人爲仁會、智光院無料宿泊所等である。

#### 第五 南洋群島

南洋群島に於て社會事業と目すべきものは恩賜財團慈善會のみである。右は昭和二年二月七日大正天皇御大喪の儀を行はせらるゝに際し特に慈善救済の資に充てしむる聖旨を以て御下賜相成りたる内帑金一千圓及一般の寄附金を基金

として同年五月二十七日設立せられたのである。

而して右基金は之を永遠に保存し、基金より生ずる収入及それ以外の寄附金其の他の収入を以て維持費に充てることゝなつて居る。

其事業は一、窮民の救助救療 二、罹災者の救護 三、釋放者の保護 四、行旅病者の保護 五、其他評議員會に於て議決したる事業等である。

## 第五章 財政

### 第一節 朝鮮

#### 第一 歲計

##### 一 概 説

朝鮮に於ける歲計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ明治四十四年以降中央政府の一般會計から年々補充金を仰ぎ一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して、大正八年度には全く中央政府から補助を仰がなかつたが其後諸般の文化施設の進展擴張の爲め補充金を必要として同九年度以後再び補充金を計上するに至つた。今歲計狀態を決算額を以



て示せば左の通りである。(△印は國庫補充金)

年 度	歳 入	歳 出
明治四十四年度	△五二、二八四	四六、一七二
大正八年度	一二五、八〇四	九三、〇二七
昭和元年度	△二一、七〇九	一八九、四七〇
昭和二年度	△一九、六七一	二一〇、八五三
昭和三年度	△二四、二四三	二一七、六九〇
昭和四年度	△一五、四七三	二二四、七四〇
昭和五年度	△一八、二一〇	二〇八、七二四
昭和六年度(豫算)	△一五、四七三	二三八、九二三

二 歳入及歳出

統監時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展に伴ひ歳入、歳出共に項目の變遷、總額の増加を  
見たが昭和五年度の歳出入に就て其科目を擧ぐれば左の如くである。

科 目	收入 濟額	歳入臨時部
歳入經常部	四三、四七八	官有物拂下代 一、三八八
租 稅	一〇、二三三	寄 付 金 一五、四七三
印 紙 收 入	一一四、四〇三	補 充 金 八〇〇
官業及官有財産收入	二、五八五	一般會計受入金 一一、五〇五
雜 收 入	一七〇、七〇一	公 債 金 一、五〇五
計		借 入 金 五五〇
		南滿洲鐵道株式會社納金

科 目	支出 濟額	歳出臨時部
治水事業費分擔金	九四〇	林業試驗場 一六七
前年度剩餘金繰入	一五、八三八	專 賣 局 二〇、一四
國債償還資金獻納金	四	鐵道作業費 四四、六六七
朝鮮醫院及濟生院特別會計收入未済金收入	一、〇〇〇	營 林 費 三、七六七
事業費資金借入金	四六、五〇八	逕 信 費 一二、八二七
計	二二八、二一〇	社會事業施設費 一五二
歳入 總 計		國債整理基金特別會計繰入 二三、三四九
歳出 總 計		諸 支 出 金 九六二
歳出經常部	七〇	豫 備 金 一五六、六一六
朝鮮神宮費	一、八〇〇	計
李王家歳費	四、〇八四	歳出臨時部
總 督 府	三、六八四	朝鮮部隊費 二二〇
裁判所及供託局	四、三七三	林野調査委員會費 一三六
刑 務 所	三〇、六九七	調査及試験費 七九六
地 方 廳	二、〇〇四	補 助 費 一六、八四九
京城帝國大學	一、三三一	營 繕 費 三、一八〇
學校及圖書館	二九六	營 木 費 九、二七一
警察官講習所	一、八四	鐵道建設及改良費 一二、〇五二
勸業模範場	四八五	森林産物利用施設費 三三二
獸疫血清製造所	二七五	砂防事業費 一二一五
中央試驗場	一二九	地籍及地形圖整理並國有地處分費 一二〇
水産試驗場	一八九	教員學生海外派遣費 九〇
		臨時朝鮮語獎勵費 六六
		耕地改良及擴張費 四、四七四



園有林調査處分費 八六  
 園有林特種處分費 一五六  
 國境稅關臨時諸費 六二  
 臨時特別手當 二九九  
 對在外鮮人施設費 七七一  
 朝鮮史編纂費 六二  
 臨時取締費 五〇四  
 租稅制度改正準備費 九七

第二 租 稅

貯金獎勵費 一四  
 臨時教科書編纂費 九  
 朝鮮博覽會費 一三  
 災害費 九五三  
 教育費補足 一  
 朝鮮師團對抗演習諸費 二六六  
 計 五二、一〇七  
 歲出總計 二〇八、七三四

併合以前に於ける主なる租稅は地稅及び戶稅の二種であつた。地稅の課稅臺帳は量案と稱し、二十年毎に課稅の容體及納稅主體の異動を調査して之を定むる制であり、又戶稅は主要市街地以外に於て一戶を構ふる者に對し課徵せられるものであり、兩者共古來物納制であつた。然るに當路官憲は擅に課稅標準を増減又は隱蔽して中央政府に詐報するを常習と爲し、之が爲國庫の收入は年々減少する狀況であつた。

我國が保護政治を行ふに至るや、銳意稅制の整理に着手し、先づ會計法の勵行を圖り、徵稅事務を改正して之を地方官の管掌より分離し、樞要の地に財務監督局及び財務署を置き、面を補助機關として徵稅の衝に當らしめ、又從來の地稅率に一大整理を加へ、宮内府所管の諸稅を國庫に歸屬せしめ、他方諸種の新稅を制定し、以て積年の弊風を矯正し、人民の負擔の公平と國庫の充實を圖ることを期し、併合後に於ても、此の施設を繼承すると共に、他方文化施設の擴充に伴ふ經費膨張に應ずるため、租稅の増徵新課を行つた。

然れども從來朝鮮の租稅は財政上當面の須要に應ずる爲、隨時之を制定したるものなる故、體系整はず、課稅一方に偏し、屈伸力に乏しき憾あり、之が根本的改正の必要が認められてゐたが、偶々大正十四年度に於ける内地の稅制整理に伴ひ、朝鮮に於ても大正十五年稅制調査委員會を創設し、其の審議を経て、(一)一般所得稅を租稅體系の中樞となし、(二)收益稅の組織を整備し一般所得稅の補完稅と爲し、(三)消費稅及交通稅等を以て租稅體系を完らしめることを根本原則と爲すと共に、朝鮮の民度及經濟の實情に適合せしめ、又産業發達の狀況に鑑み稅源の涵養を考慮し負擔の均衡を圖ると共に稅制に屈伸力あらしめ、財政の需要に應ぜしめ、社會の實情に鑑み社會政策を加味する等、必要なる事項の改正を爲す方針の下に第一次實行案を作成し、之に基き先づ營業稅及資本利子稅を創設すると共に所得稅を改正し、酒稅を引上ぐると共に、生活必需品たる砂糖消費稅及綿織物移入稅を輕減することとし、昭和二年度より實施するに至つた。又徵稅機關に付いては、明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租稅の課徵を行はしめ、府及面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける稅務行政を監督せしむることとした。

二 租稅制度

地稅 舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は、其の記載實地と符號せざるもの多く、地籍の紛亂甚だしかつたので、保護政治後差當り地稅徵收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、併合後明治四十三年以來土地調査を行ひ土地所有權の所在を明かにし、大正七年を以て完了し、之に伴ひ土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登録の地價を課稅標準と定めた。尙古來地稅の納入は土地所有者は殆ど之に與らず、小作人に於て負擔するの舊慣があつたが、性質上直接所有者より之を徵收する方針を採り、大正二年に至り殆ど古來の舊慣を改むることを得



た。現在地税の課税率は土地臺帳登録の地價の千分の十七である。昭和五年度徴収額一千五百六十一萬七千圓にして内國稅收入の約半を占めてゐる。

**所得稅** 朝鮮所得稅令は大正九年に創設せられ、朝鮮内の法人にのみ賦課せられ、個人には賦課せられない。尙昭和二年の改正により、産業助長の目的を以て、留保所得、配當所得の區分を廢し、法人の總所得額を課稅標準として比例稅率を適用するに至つた。昭和五年度の徴収額は百十三萬五千圓である。

**營業稅** 昭和二年創設せられ朝鮮内にて一定の營業を爲す者に課せられるのである。尙其の課稅標準は營業收益でなく、賣上、收入、請負、報價金額等總收益を捕促するに便利な外形標準に依ることとした。昭和五年度徴収額は百五十九萬一千圓である。

**資本利子稅** 營業稅と共に昭和二年に創設せられたるものにして、朝鮮内に於て支拂はれる公債及社債の利子に對し百分の二の課稅率である。昭和五年度の徴収額は三十一萬四千八百圓である。

**登録稅** 明治四十四年先づ會社の登録稅を設定し、翌四十五年舊制を補正して朝鮮登録稅令を制定し、數次の改正により統一整理し、不動産、船舶、船籍、海員、法人、商業、鑛業權、漁業權、財團抵當權等に關し、登記又は登録を爲す者に賦課せられ、收入印紙を以て納むるを原則とする。

**鑛稅** 併合前より存したる鑛區稅及鑛產稅にして朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課し（重要鑛物なる金、銀、鉛及鐵は之を除外する）鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課する。（鑛業權設定後三年間は半額賦課とする）昭和五年度の徴収額は六十萬三千四百圓である。

**取引所稅** 大正十年四月より實施し、取引所と取引所所屬の仲買人とに課稅する。取引所には賣買手数料收入金額

の百分の十、仲買人には賣買各約定金額の百分の五を以て課稅率とする。昭和五年度の徴収額は十四萬七千六百圓である。

**酒稅** 酒稅は明治四十二年に創設せられ朝鮮に於ける間接稅の嚆矢である。其の後大正五年七月新に酒稅令を制定し、舊法を整理補正し賦課方法を改め、爾來經濟界の進歩發達に伴ひ、大正八年三月より昭和二年三月に至る間四回に亘りて酒稅令の改正を行ひ、一方斯業の發達保護の見地よりして、製造場の集約を行ひ且つ自家用酒免許人員の減少に努め以て財源の涵養上遺憾なきを期してゐる。酒稅は朝鮮内で釀造蒸餾又は再製せられ或は朝鮮に輸入せられる酒類に石數又は酒精の容量等に從つて課せられるものである。而して創設當時に於ける酒稅の收入年額は僅に二十萬圓に過ぎなかつたものが、昭和五年度に於ては千二百三十二萬二千圓に達した。

**砂糖消費稅** 大正八年に制定せられ課稅率は概ね内地と同様である。昭和五年度徴収額は三百十八萬一千圓である。

**印紙稅** 内地に於ける印紙稅と等しく、財産權の設定移轉變更等を證する爲めに證書又は帳簿等を作成する者に課する。

**朝鮮銀行券發行稅** 朝鮮銀行令に依るものであつて昭和五年度には徴收せるものがなかつた。

**骨牌稅** 朝鮮骨牌稅令に依るもので同令は昭和六年五月より施行せられた。

**關稅** 其收入は朝鮮に於ける主要なる財源であるが今昭和五年度に於ける關稅其他の徴収額を示せば次の通りである。

輸入稅 五、九〇二、五六四<sub>円</sub>



移入税 二、五六三、五六六  
 出港税 五四、三〇七  
 噸税 四四、三一六  
 合計 八、五六四、六五三

第三專賣

一 煙草

煙草は古來より鮮内各地に耕作せられ、舊韓國政府は、之に對する賦課を以て主要財源と爲し、煙草耕作税及販賣税を制定した。併合後、大正三年には煙草製造工場の設置地域を限定すると共に、製造税及製造煙草消費税を新設した。其後煙草製造に對する課税は廢止せられ、且煙葉耕作税は大正七年に於て、自家用以外の生産葉煙草に對し消費税を課することに改正せられた。

其の後時勢に鑑み財政収入の増加を期するために、大正十年七月より煙草專賣令を實施するに至つたが、然し當時の朝鮮の民度及慣習を尊重して自家用耕作、荒刻の民間製造及販賣、葉煙草賣渡等に關する暫定的例外を認められた。然るに其後の實績に徴するに各種の犯則多く、甚だしく專賣制度を亂すので成る可く速に此等の制度を撤廢する方針に基き、大正十二年以來政府に於て簡易なる荒刻煙草を製造供給したるに、一般の嗜好に投じ、葉煙草賣渡及自家用耕作が著しく減少したので、最早之等の例外的制度を存置する必要なく、又他面政府の製造設備並に販賣機關を漸次完備するに至つたので、葉煙草賣渡は昭和二年限り、自家用耕作及民間荒刻製造は共に昭和四年限り何れも廢止し、茲に完全なる專賣制度を見るに至り製造煙草の激増を來したのである。最近に於ける煙草の耕作、製造及

販賣高等を示せば次の通りである。

年 度	耕作面積	業 業		製 造		販 賣		高 計 (圓)
		收 納 高	賠 償 金 高	紙 卷 (千本)	刻 (貫)	鮮 内 品	輸 移 入 品	
昭和三年度	一九、九四三町	五、五三二、六四三貫	七、七七一、八三三圓	四、四四三、〇七七	三、〇七三、三六一	三、三三六、九三三	一九、〇九四	三三、三八八、三七七
同 四年度	一八、七七六	六、五四〇、九三三	六、八三三、八五九	三、九六六、八四四	三、五五三、三三三	三、七四七、三三六	一六三、〇四九	三三、九九二、六五五
同 五年度	一四、二七七	四、〇六六、九四四	四、五九二、二二二	三、九九九、七六六	四、〇〇四、六二二	三、二六五、一〇一〇	一三三、一〇〇	三三、八六三、一〇〇

二 人 蔘

人蔘は朝鮮の主要産物で、其の品質に於て世界に冠たるものにして、生産品の大部分は古來支那に輸出せられ、夙に政府の專賣品として利得の少なからぬものがあつた。然るに人蔘病害の瀰漫等に依る損害の影響を受け、一時蔘業は殆ど衰頹に傾いたので、統監府時代明治四十一年紅蔘專賣法を發布し、併合と共に同法を繼續すると共に、政府は特殊機關を設けて各種蔘病の原因及之れが豫防に關し、鋭意研究し且取締も嚴重に實行され、一方此等の目的を以て蔘業組合を組織し政府の保護監督の下に、蔘業の進歩發達を助長せしめた。越へて大正九年舊法を廢して紅蔘專賣令を公布した。元來人蔘は普通五六年を経て始めて其の收護を爲し、之を水蔘と言ひ、紅蔘は水蔘を蒸し更に日光及火熱に依り乾燥して製造するものであり、大部分は三井物産會社と特約して、同社の手を経て支那に輸出せられ、萬能の靈藥として愛用せられ、近時は同社の手に依り南洋方面の市場をも開拓しつつある。而して紅蔘の製造高は水蔘の收納高如何に依るものであるが、明治四十四年度に於ける紅蔘製造斤數二千三百斤に過ぎなかつたものが現在に於ては五萬斤以上に達して居る。然し紅蔘拂下高は其需要地たる南支那の市況に鑑みて調節の必要が



あるので、將來市況の變動を來さぬ限り、年額三萬五千斤内外に止むると共に一層精選に留意し、品質の向上を圖りつつあるのである。

人蔘收納、製造及販賣高

年 度	水蔘收納高	製 造		販 賣		副 産 物	高 計
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘		
昭和三年	一九七、三四〇斤	五〇、九〇一	一九、五三九	九二、〇二〇	一五、三〇四	九一、〇六二	五六、五六〇
昭和四年	一六五、五三八	三九、一八七	一四、九一二	三三、五七二	二七、五〇〇	六〇、一三三	五六、五六〇
昭和五年	一七〇、七〇九	四六、二五九	一五、八三八	三二、三一七	八二、〇〇〇	四七、八四三	八三、八〇〇
							二、四四九、四六三

三 阿片及痲藥類

由來朝鮮には阿片煙吸飲の弊風あり、其の害毒尠くなかつたので、舊韓國政府は法令を公布し、阿片煙及煙具の輸入製造販賣を禁止併合後も政府は之が取締を嚴重にし、明治四十五年公布された朝鮮刑事令は之が吸飲を禁止更に大正八年には朝鮮阿片取締令を發布して罌粟の栽培を制限し、製造阿片は政府が收納し醫藥用及製藥用阿片の賣下は政府の專賣とする等取締勵行の結果、阿片煙の吸飲は殆ど根絶するに至つた。

然るに他方「モルヒネ」其他の痲藥類の注射服用は阿片煙の吸飲に比し方法簡便にして法規の制裁も軽く、ために、之が中毒者激増するに至つたので、大正九年阿片條約及國際聯盟の方針に則り「モルヒネ」類の取締法規を發布し其の輸入に關しては總督の許可を受けしめ、更に同十二年右法規を改正し所轄警察署に於て身分證明又は認證を受くるに非ざれば一切右藥品の購入を禁ずる等其の濫用及不正取引の防遏に努めた。然るに當時朝鮮に於ける「モ

ルヒネ」中毒者は統計に現れた者約五千名あり尙激増の傾向があるので、中毒者を登録公認して各道に於て國費の補助を得て之が救療を爲し、今後十年間に之が根絶を圖らんことを期し、之に對する「モルヒネ」類供給の爲昭和四年九月阿片收納及「モルヒネ」製造、販賣は之を專賣局の事業とし昭和五年六月より事業を開始することになつた。同時にモルヒネ中毒者の登録をも實施し、昭和六年九月末に於ては登録者累計六、五八九名、現在登録者は三、六九一名であつて相當良好の成績を示しつゝある。

四 鹽

鹽は專賣に非ざるも、朝鮮に於ける天日製鹽は專賣局の經營する所であり、更に鹽の輸移入管理等鹽に關する事務は總て專賣局の所管に屬して居る。

古來朝鮮に於ける鹽の消費は、大部分煎熬式に依る人工製造鹽を以て之に充てたが、製法幼稚にして且高價なる爲、逐年支那天日鹽の輸入増加を見るの狀態であつた。故に政府は天日鹽が經濟的見地よりして安價なるに鑑み、其の製造を計畫し、明治四十一年京畿道朱安に於て試験を行ひたるに極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自作を圖る目的を以て、明治四十二年以來平安南道廣梁灣及德洞、京畿道朱安に鹽田の築造に着手し、爾後再三其の擴張を企圖したるも財政緊縮の結果所期の擴張を爲し得ず、結局現在に於ける既成鹽田の總面積は二、四四六町歩にして生産額は二億三千萬斤内外に過ぎぬのである。

而して朝鮮に於ける鹽の消費量は昭和五年調査に於て年額約四億三千萬斤なるを以て、不足所要量は之を輸入に俟たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限り廢止せられ鹽は無稅となる爲、鮮内鹽業に及ぼす影響甚大なると共に、一面自由輸入のために市場に於ける競争を誘發し、生活必需品たる鹽をして



投機目的物たらしめる惧があるので、政府は鹽價の統制を圖り、需給の圓滑を期するために、昭和五年度より鹽の輸入管理を爲すことに決定し、茲に鹽政の確立を見るに至つた。

### 第四 地方財政

#### 一 概況

##### イ 道地方費

道地方費は各道に之を設けて知事の管理に委ね現今に在りては地稅附加稅、所得稅附加稅、戶稅、家屋稅、屠場(畜)稅、漁業稅、船稅、車輛稅、不動産取得稅、特別所得稅等の地方稅を以て財源の本體となし之に國庫補助金及事業に伴ふ收入起債等を加へて其の歲入となし之を以て土木、勸業、教育、衛生等諸般公共事務の費用に供し尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歲入に加算すると共に授産費、教育費、凶歉救濟費、社會救濟費の支辨を爲し其の費用の負擔經理の方法等内地の府縣費と略々相似たる所あるも道地方費發達の經路と費用の寡多なるとに鑑み府縣費目中の警察費に該當するもの如きは之を國庫の負擔とし道地方費の支辨より除外してゐる。今之が歲計を見るに明治四十三年度に於て各道を通じて僅に百三十萬餘圓に過ぎなかつたが爾來年々民度の向上に伴ひ自然増加を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戶稅、家屋稅、漁業稅及船稅を國稅より本費に移付せられたのとに因つて道地方費の收支が著しく膨脹し同九年度以降には諸稅の増稅增收、國庫補助金の増額、道又は國稅たる地稅の増率に伴ふ同附加稅の増額を見たと、教育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衛生事業の進展等時運に伴ふ文化的新施設の擴張と尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中等學校、道慈惠醫院、測候所並に消防署が國より道地方費に移管せられたこと等に因り年々著しい増加を來

し昭和五年度に於ては其の歲入歲出總額各三千二百五十六萬餘圓となり之を明治四十三年度に比し約二十倍強を示すに至つた。

#### 道地方費歲入歲出豫算

科 目	入			出		
	昭和五年度	大正十四年度	明治四十三年度	昭和五年度	大正十四年度	明治四十三年度
地 方 稅	一七、八九五、四六八	一一、三三三、〇三六	一、〇〇〇、七二五	五、六九〇、八三三	四、三三二、六七九	三〇三、四六四
地稅及附加稅	九、四一五、二三三	四、四九六、六七〇	六五五、四一七	七、〇三六、五二九	五、〇九六、六五三	一〇四、四六六
戶稅及家屋稅	五、一七三、八八九	四、八三二、三五七	—	一、三三〇、五三九	一、〇六八、六七八	—
其ノ他地方稅	三、三三六、四二七	二、〇〇〇、九九九	三九五、三〇八	一、二四三、八七六	六、九五五、四三三	一六四、三三八
臨時恩賜金	九六五、七五九	九五一、九七九	—	二、七四六、七四八	一、九九三、三七三	三三、六二二
受 入 金	七、三三三、六六三	五、一三三、八九九	—	一、〇一八、五七七	六四一、九九九	—
國庫補助金	六、三三三、三三三	五、二二二、六六〇	七三、六三三	二、四七三、一一〇	二、五七〇、〇一一	一三八、八三三
其ノ他	三、五〇〇、四三三	三、三六〇、六四四	一、三九、七九九	三、五九〇、四三三	三、三六〇、六四四	七四六、三三六
計	三三、五〇〇、四三三	三三、六〇〇、六四四	一、三九、七九九	三三、五九〇、四三三	三三、六〇〇、六四四	七四六、三三六
科 目	入			出		
土 木 費	—	—	—	—	—	—
勸 業 費	—	—	—	—	—	—
授 産 費	—	—	—	—	—	—
教 育 費	—	—	—	—	—	—
衛 生 費	—	—	—	—	—	—
地方費取扱費	—	—	—	—	—	—
其ノ他	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

#### ロ 府

府の經費は財産收入、使用料、手数料等を以て之を支辨するを原則とするも其の額は多くない。故に歲入の主なるものは府稅にして之に次ぐは使用料、府債收入、國庫補助、道地方費補助等である。歲出の主なるものは經常部に於ては水道費を最とし事務費、汚物掃除費、土木費之に次ぎ臨時部に於ては府債費を最とし土木費、水道費



等が主なるものである。府税は國稅たる地稅、所得稅、營業稅、取引所稅及地方稅たる家屋稅、船稅、車輛稅、特別所得稅に附加稅を課するの外特別稅を設定し主として戶別稅、特別營業稅、雜種稅、土地坪數割、埋築免稅、地坪數割、助興稅、特別戶別稅、土地增價稅等を課するものである。今之が歲計を見るに其の歲入歲出豫算額は、大正三年度に於ては各府を通じて僅に二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々増加の趨勢を辿り大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり更に昭和五年度には千二百三萬八千七百七十二圓に膨脹し之を大正三年度に比較せば約六倍の増加を示して居る。

府歲入歲出豫算

科目	入			出		
	昭和五年度	大正十四年度	大正三年度	昭和五年度	大正十四年度	大正三年度
府稅	二,七〇〇,五八五	二,一〇三,三六五	五三六,五八八	八〇〇,六〇〇	六三〇,九八〇	一六,三五〇
府所用料及手数料	二,七〇〇,一五六	二,〇七四,九六六	一九五,五二八	二,六六九,八〇〇	二,三六六,六三三	一八六,五二二
國庫補助金	九七〇,〇九八	五五二,五〇〇	五五七,一三九	一,九六六,〇五二	一,〇〇八,一〇一	五二八,七〇〇
地方費補助金	三〇〇,〇九八	三三九,九六五	二五〇,五五五	六〇九,四五五	六五五,八〇〇	二五二,九八八
府債	一〇五,一〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二六,〇五七	二,三三三,四七七	八〇〇,〇〇〇	五四二,七三三
其ノ他ノ收入	四,二二二,七九八	一,八六六,七〇〇	五九二,〇九八	三,五五〇,三九九	二,二六九,〇一一	四八三,五六一
計	三,〇八六,七三三	八,一〇三,五八八	二,一五四,八三三	三,〇八八,七三三	八,一〇二,五八八	二,一五四,八三三

八面

面は地稅割、營業稅割、所得稅割、特別所得稅割及特別賦課金、戶別割等の賦課金を以て財源の本體となし之に補助金、財産收入、使用料等を加へて其の歲入となし之を以て土木に在りては道路橋梁の修繕及渡船、勸業にありては模範林、苗圃、採種田舎、市場、衛生にありては屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が歲計は其の歲入歲出豫算額大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが主として賦課金の増額と給與及事業費の増額等より同九年度に於て一千百餘萬圓となり更に昭和五年度に於ては二千五百五十餘萬圓を算し一面平均豫算額八千八百圓に達した。

面歲入歲出豫算

科目	入			出		
	昭和五年度	大正九年度	大正元年度	昭和五年度	大正九年度	大正元年度
賦課金	一三,八四四,三三九	一〇,〇一三,三三三	二,七七五,五〇四	一〇,七六六,三三三	六,六六九,二〇四	二,一三三,六三三
財産收入	一,一四四,三三三	一〇三,〇一八	一九四,五〇四	一,九三三,三〇八	一,七四四,二七〇	四三六,六〇〇
交付金	一,一七四,四八九	四一六,四三三	一五〇,五〇四	一,五九四,四七七	四〇八,三三三	—
前年度繰越金	一,七三三,三三三	七五二,一四四	六,七三四	一,六〇九,八九九	三六三,〇八五	—
使用料及手数料	一,五五二,三〇七	五五五,〇一一	—	九〇〇,六三三	九九九,七三三	—
其他	二,八八三,七七六	一,二九二,五八〇	三,四四六	四,九九九,六八八	一,一八三,三〇〇	三九三,六六一
合計	二,三五三,三七六	二,〇九二,八八八	三,〇七二,二三八	二,三五三,三七六	二,一五六,四九九	二,九〇四,一七三

二 學校費



學校費の財政は賦課金、使用料、補助金、財産収入等を以て財源とし特別の必要ある時は夫役現品をも賦課することが出来る。今之が歳計を見るに大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが大正八年より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を増設し以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたと爾來毎年度財政の許す限り普通學校の増設及擴張並終業年限延長實施と共に大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之に着手したるを以て一段の膨脹を見るに至り總額千五百二十九萬七千三百六十九圓に達した。而して之が財源の主なるものは補助金にしてその四割四分弱を占め賦課金二割三分弱、授業料二割一分弱之に次ぎ其他寄附金、財産収入學校費債、雜收入等順次に次ぐ狀況である。

學校費歳入歳出豫算

科目	歳入		歳出	
	昭和四年度	大正十二年度	昭和五年度	大正十二年度
賦課金	三、四四、七三三	六、九六、二五九	一、七六、四三六	七、七五、四七六
國庫及道地	六、六六、五三三	二、〇〇、九七七	一、〇七、七二〇	四、八一、二四〇
方費補助	二、三六、六七七	一、五五、四六四	八五、三三三	一、八六、四九九
財産収入	三、七二、二七七	一、七三、七三〇	一、九二、四三三	二、六五、五〇一
授業料	一、七三、一八一	三、〇六、六七五	一、〇七、〇三三	三、三三、五〇一
其他	一、五、二九七、三六九	一、三、〇三、二一五	一、八五、八六六	一、八五、八六六
計	一五、二九七、三六九	一三、〇三、二一五	一五、二九七、三六九	一八、五八、七七一
科目	歳入		歳出	
學校經費	一、五、三三六	一、〇七、七二〇	一、七六、四三六	一、三六、五二九
學校建設費	一、〇七、七二〇	八五、三三三	一、〇七、七二〇	三、三三、五〇一
其他	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇
計	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇	一、〇七、七二〇

木 學校組合

學校組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外組合財産より生ずる収入其他組合に屬する収入を以て其の經費を支辨し仍不足ある場合は組合費及夫役現品を賦課徴収するを原則とするものなるが本組合は創立日尙淺く収益財産として見るべきものなき爲組合費を以て其の主たる財源となすの餘儀なき狀況であるが尙維持困難なるもの多きを以て國庫より主として經常費に對し年々補助を與へて居る今之が歳計を見るに大正七年度に於ては百八十六萬千五百八十圓に過ぎなかつたが大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員給料其他經費の増加、學校、學級の増加に因り又一方平均約八割の組合費増課並國庫補助金其他収入の増額を計上せる爲歳入歳出共に著しき激増を來せしが大正十年度以降にありては主とし組合費の増率、國庫補助金の増額と學校學級等の増設等に因り漸次増加の趨勢を辿り昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の増額に達するに至つた。如斯歳計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり昭和五年度豫算額に於て組合費の収入は其の三割九分強に達し其の結果一戸當負擔額全道を通じて二十三圓十五錢の多額に昇り教育費のみの負擔としては餘りに多きを以て相當對策を講ずるの必要がある。







い。昭和五年度に於ける面の賦課人員は百六十五萬八千七十七人で内出役せる者百四十三萬六千八百八十八人、代納金額六萬五千四百四十四圓である。

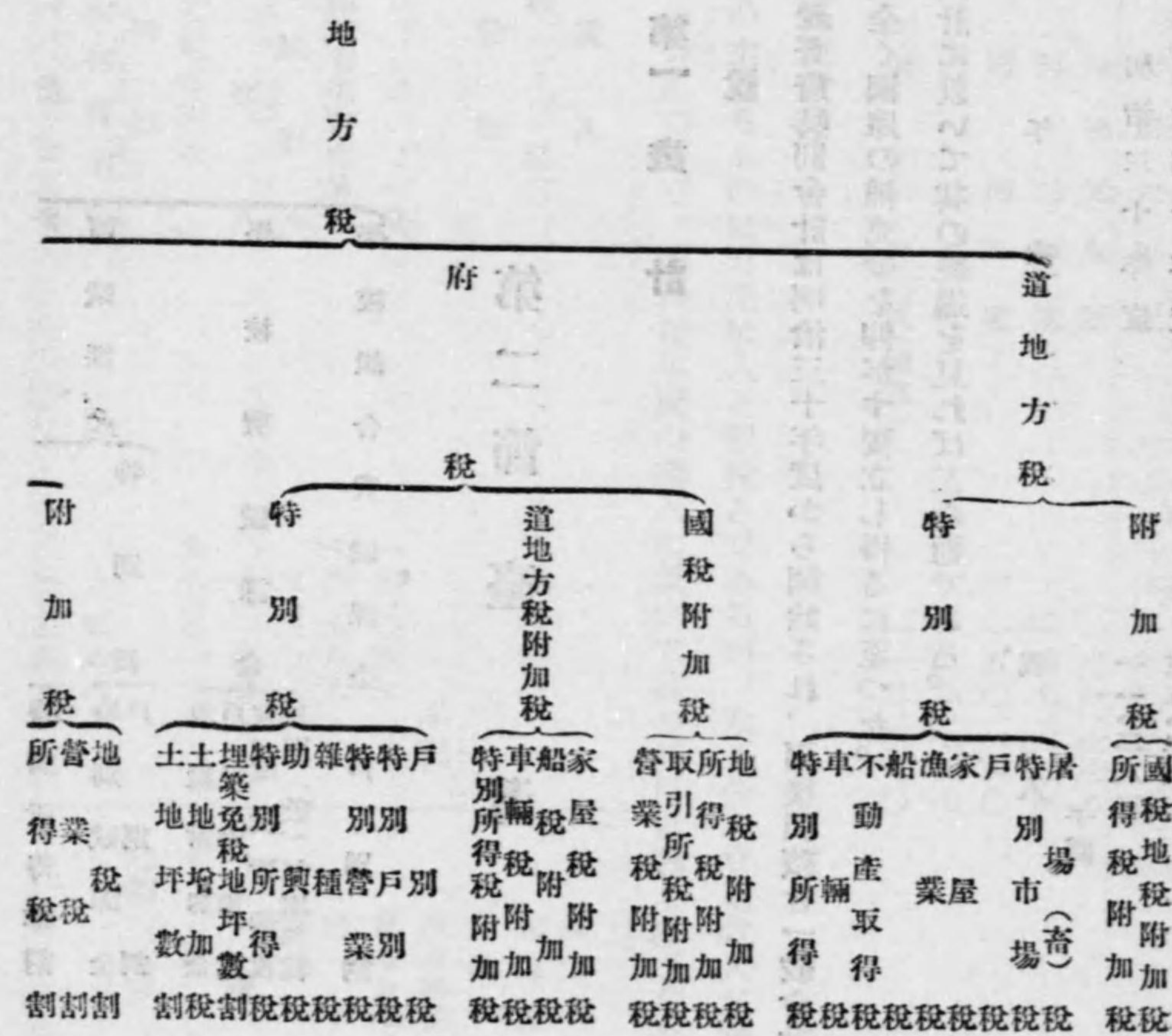
四 地方債の概況

地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も漸次増加するに至つた。即ち道地方費以下の諸團體を併せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり更に昭和四年度末現在に於ては千八百六十九萬七千一圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道地方費に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電車事業、面の水道及土木事業等であつて學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

起債表

年 度 別	道 地 方 費		府		面		學 校 費		學 校 組 合		合 計
	金 額	道 道 數	金 額	面 數	金 額	面 數	費 學 校 數	金 額	數 組 合		
大正十一年度末	二七〇、九四四	四	二九〇、一五二	三	三九六、五三三	一七	一、三三九、七三三	一八一、七五三	〇	五	六、六六九、九七
大正六年度末	—	—	一八三、三六九	一〇	—	—	—	三、四九、四三	—	—	二、一六三、三三
昭和二年度末	一、五五七、四〇〇	六	八、五八七、〇九	三	一、四九、五二七	—	—	一、四七五、二八	二九	六	一五、一四〇、九〇
昭和四年度末	一、三三二、五三三	六	一、六六六、六六〇	三	二、三〇六、一三三	四〇	一、五三七、一七五	三二	一、九四四、四六〇	三	一八、六九七、〇〇

五 今道地方費以下の諸團體の租稅體系を圖によつて示せば左の通である。









總府	二、三八〇	臨時部計	七八、三六三
地方	一四、〇一〇	勸業費	一七、八七八
地稅	五〇九	補助費	一、八三五
法務	一、二二二	酒專賣費	七、九三三
刑務	一、一三五	嘉南大圳費	四〇四
警察官及刑務官練習所	一九四	警費特別費	一、五〇〇
醫院	一九六	警費特別費	一一一
中央研究所	一、〇三八	災害費	一〇七九
教育費	四、七八九	阿片業者矯正費	一四九
社會事業費	二九一	霧社地方鎮定費	五二三
交通費	一七、八一三	霧社地方臨時警備費	一八九
專賣局	二一、七三六	總計	一〇九、九七〇
專賣局	三、四〇三		
國債整理基金	六、九四八		
特別會計	一、六五六		
諸支出			
備出			
金			

第二租 稅

領臺以來諸般の行政施設に於て全く其の面目を一新したが、税制に於て特に然るものあるを見る。即ち清朝時代の混亂せる制度を改め、力めて簡明を擇び、煩累を除き、負擔の適實公正を期し、以て今日の如き整正たる體系制度を具備するに至つたのである。殊に最近、清朝時代の舊套を止めたる製茶税を廢して斯業の發展を計り、地租の如きも産業の發達、都市の膨脹、水

利事業の開發等の結果變動を來したる土地の收益に應じ、負擔の公平均衡を計る爲め、全島に亘る地租等則の大修正事業を企圖し、五年計畫の下に昭和五年一月より之に着手せる等銳意時代に適應せる改善を行ひつゝある。本島租稅體系は左記の通であるが、内地の税制に比し特に注意すべきは營業收益税、相續税、資本利子税清涼飲料料税等を缺く點と酒類課税が專賣制度を實行せる關係上單に酒精税に止る點である。而して内地の法律を施行せるものは登録税、砂糖消費税、骨牌税、印紙税、關稅等であり臺灣特殊の事情に基き律令を以て規定せるものは地租、所得税、礦區税、酒精税、噸税等である。



其の昭和五年度稅額は左の通である。



科 目		收入 済額	織物消費税	
○直接國税		千圓	計	三〇
地 租	五、六〇八	○其 他	七、二四〇	
所 得 税	三、〇五七	臺灣銀行券發行税	九七	
礦 區 税	一七九	關 稅	二、七八八	
計	八、八四四	噸 稅	六八	
○間接國税		總 計	二、九五三	
酒 精 税	四、三五五	計	一九、〇三七	
砂糖消費税	二、八五五			

一三六

### 第三專賣

臺灣の專賣事業は、阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種で、臺灣總督府經常歲入の四割五分は實に專賣收入の占むるところであり、本島の財源として他に比儔なき重要性を有して居る。而して其の收入は（昭和四年度）左の通りである。

阿 片	食 鹽	樟 腦	煙 草	酒	計
四、三五〇	二、二〇五	六、一九七	一六、二四二	一四、三八〇	四三、三七四

### 一 阿 片

阿片は明治三十年以來專賣となり、阿片吸食の習癖を絶滅せしむる階梯として、癮者に限り鑑札及購買通帳を下附し、暫く吸食を特許したもので、其の販賣は專賣局から地方廳を経て元賣捌人に拂下げ、元賣捌人より小賣店に至り零賣される。

阿片專賣の目的は前記の如く、阿片吸食の惡習を漸禁し住民の健康を保全せんとするに在るが、一方阿片令を以て特許者以外の阿片吸食を嚴禁し、其の効果は年と共に現はれ、吸食特許者の數も、賣下煙膏の量も年々減少するに至つた。即ち吸食特許者數は、明治三十三年九月の約十七萬人を最高とし、昭和五年末に於ては二萬三千人に減じて居る尤も昭和四年一月の阿片令改正の善後處置として五年六、七月新に約五千五百人に對して暫定的に吸食を特許した爲め、賣下煙膏の量が昭和四年度に比し多少増加したが之も一時的現象に過ぎぬ。

斯くて阿片專賣收入は、阿片政策當然の結果として其の財政的價値を減減すべく、而して阿片政策の順調なる進行と共に早晚全く其の形を失ふべき運命にある。

阿片專賣收入は、專賣煙膏の賣下代金の外、副産物たる粗製モルヒネの賣下代金を含み、又原料生阿片は主としてベルシャよりの輸入に係る。仍專賣益金は優先的に之を衛生施設、癮者矯正及阿片取締費に當つることになつて居る。

### 二 鹽

臺灣の製鹽は明代に始まり清朝に入りて後官營となつたが、我領有の當初之を廢し民營に委した處、鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚だしきに至つたので、明治三十二年五月、是等の弊害を矯正する爲め、專賣制度を實施



することになった。

爾來鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅かに二百甲(一甲は約一町步)鹽の産額千八百萬斤に過ぎざりしも、翌年三十三年には約六千萬斤に進み、既に島内の需要を充たして尙餘りあるに至つた。其後專賣局に於ては當初の方針を以て鋭意鹽田の改善擴張を助成獎勵し且製鹽の指導誘掖に努めた結果、順調なる發達を遂げ、本島主要産業の一たるの實を擧ぐるに至つた。斯くして昭和五年度に於ては、鹽田面積二千四百四十甲となり、天日鹽二億四千百萬斤、煎熬鹽二千八百萬斤の産出を見た。製鹽業者からの收納は專賣局の特定支局及出張所に當り、其の補償價格は生産の難易と生産者の經濟状態を參酌するので各地一様ではない。

鹽の供給機關としては、食鹽元賣捌人(八十五人)及び小賣人(二千九十五人)の二級制とし、賣價は勿論全島均一であるが別に産業獎勵の意味で一回の買入高一萬斤以上の需要者に限り、特別用として直接專賣局に於て特定價格を以て賣下ぐる制がある。

島外の販路は昭和五年度中、内地一億二千七百萬斤、朝鮮一千百萬斤であるが、專賣局は直接輸出をなさず希望者に於て當局から賣下を受け自ら輸出することとなつて居る。

### 三 樟 腦

本島の樟腦事業は領有以前より既に存し、古い歴史を有するものであるが、樟樹濫伐の防止、外人よりの商權恢復等の目的を以て專賣を施行したのは明治三十二年である。其の後順調なる發達を遂げ、今年々約五百萬斤を生産し、天然樟腦の産出に於ては世界に冠絶して居る。專賣制度としては臺灣製腦株式會社に原料樟樹其他の材料を拂下げ、其の生産品を專賣局が買收し、此の買收樟腦

と樟腦油とは其の一部を專賣局工場で處理し、殘餘の樟腦は神戸支局に送つて處理し、尙樟腦油の一部は再製樟腦株式會社に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦は更に之を前記神戸支局に納入せしむることとなつて居る。

樟腦の販路は内國賣の外は主として英、米、佛、伊等の諸外國で、現今では、就中米國を以て最大の顧客とし、主としてセルロイドの原料として需要せられてゐる。内國賣は以上の外樟腦油(本樟油)及副産物たる赤油、白油、芳白油、藍色油、タール油、芳油、及香水等あり。尙近來獨乙合成樟腦の擡頭に依り、販路に付脅威を感じるに至つたので、最近其賣下價格を引下げて市場の回復と今後の發展に努めつゝあるの現況である。

### 四 煙 草

煙草の專賣は、明治三十八年より即ち内地に一年遅れて施行された。

當時島内の耕作面積は百五十甲、産額は三十萬斤にも満たず(年收百五十萬圓)、其の上耕法幼稚、品質劣等であつたが、爾來栽培を獎勵し、耕作方法の改善を圖つた結果、年と共に面目を改め、昭和五年度には、面積八百四十五甲、收益量目二百五十餘萬斤、此の製品(葉卷五種、兩切三種、刻八種)の賣渡價格七百二十萬圓に達するに至つた。

然し本專賣收入中過半を占むるものは内地製(内地專賣局より供給を受く)であり殊に本島内に消費される口付煙草八百萬圓は全部内地製である。此の他内地製兩切、刻及外國製品(葉卷、紙卷、刻)を加へ、本專賣收入總額は千六百萬圓を突破し全專賣收入中の首位に在る。販賣機關は、賣捌人及小賣人の二階級より成り、現在賣捌人七十、小賣人七千四百四十六を算し人口六百十七人に小賣人一名の割合である。(昭和五年度末)

### 五 酒



酒類の専賣は世界に於ても其の例稀であるが、我國に於ても臺灣のみに之を施行して居る。酒類専賣の主目的は酒税に代り新財源たらしめんとすること勿論であるが、之を政府の管理に移すことに依つて、品質の統一を計り、良質のものを供給して、島民の保健衛生に資せんとする目的を併有して居る。

本専賣は、専賣の事業中最も新しく、大正十一年七月の創始であるが、其の收入年額千四百餘萬圓に達し、煙草に次ぐ好財源として順調なる成績を収めつゝある。

専賣酒類の範圍は、麥酒を除外し専賣局製品及輸入品を合せ各種の酒類を網羅し、酒精は民間の自由製造を認め、が専ら島外販賣に供することを條件として居る。

#### 第四 地方財政

地方財政は明治三十一年に始まり、明治三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分ち經理し來つたが大正九年の地方制度の改正と共に從來の地方費區は廢止され、州、廳、地方費、市街庄は獨立の財政主體となつた。此等地方税制の體系は左の通りである。



而して此等州及廳地方費の歳入は左の如くである。

昭和三年度(決算)		昭和四年度(決算)		昭和五年度(豫算)	
千圓		千圓		千圓	
市街庄税	一一、〇三〇	市街庄税	一一、五五八	市街庄税	一〇、七八六
州税又は廳地方費附加税	二、六六三	州税又は廳地方費附加税	二、九六三	州税又は廳地方費附加税	二、九四五
特別税	三、〇四〇	特別税	三、六二八	特別税	一、四七二
第一種所得稅割	一、七六三	第一種所得稅割	二、二四三	第一種所得稅割	二、五四〇
戶稅割	一八、四九六	戶稅割	二〇、三九二	戶稅割	一七、七四三
營業稅割		營業稅割		營業稅割	
雜種稅割		雜種稅割		雜種稅割	
計	一一、〇三〇	計	二〇、三九二	計	一七、七四三

尙市街庄の歳入豫算の昭和五年度の歳入豫算額は一九、一八九千圓であつて、内市街庄税は八、〇二三千圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は一、二六七千圓である。

### 第三節 樺太

#### 第一 歳計

明治四十年軍政の撤去と共に、樺太廳特別會計設置され、租税其の他の收入及一般會計からの補充金を以て維持經理して居る。其の経過を年度順に見ると左の概況である。



年次	歳入 千圓	歳出 千圓
明治四十年	△一、六六六	一、二一一
大正六年	△三、七三二	二、一〇八
同 二年	△二、八七七	一九、九八二
同 三年	△三、三〇六	二五、六九一
同 四年	△三、三〇九	二八、五八七
同 五年	△二、六五四	二四、六二九
同 六年	△一、六〇〇	二六、一二四
(豫算)	△一、六〇〇	
(△印は國庫補充金)		

次に此等歳入の財源を昭和五年度の歳出入項目及額に就て見ると左の概況であり經常收入中山林收入が一頭地を抜いて多額なのが特色である。

歳入 科目	収入済額 千圓	歳出 科目	支出済額 千圓
○經常部	二、三八八	○經常部	一、四三八
租業及官有	一六、二二八	樺太神社費	一三
財産及官有	三〇〇	樺太大廳費	一、四三八
印紙收入		教育費	二、〇四〇

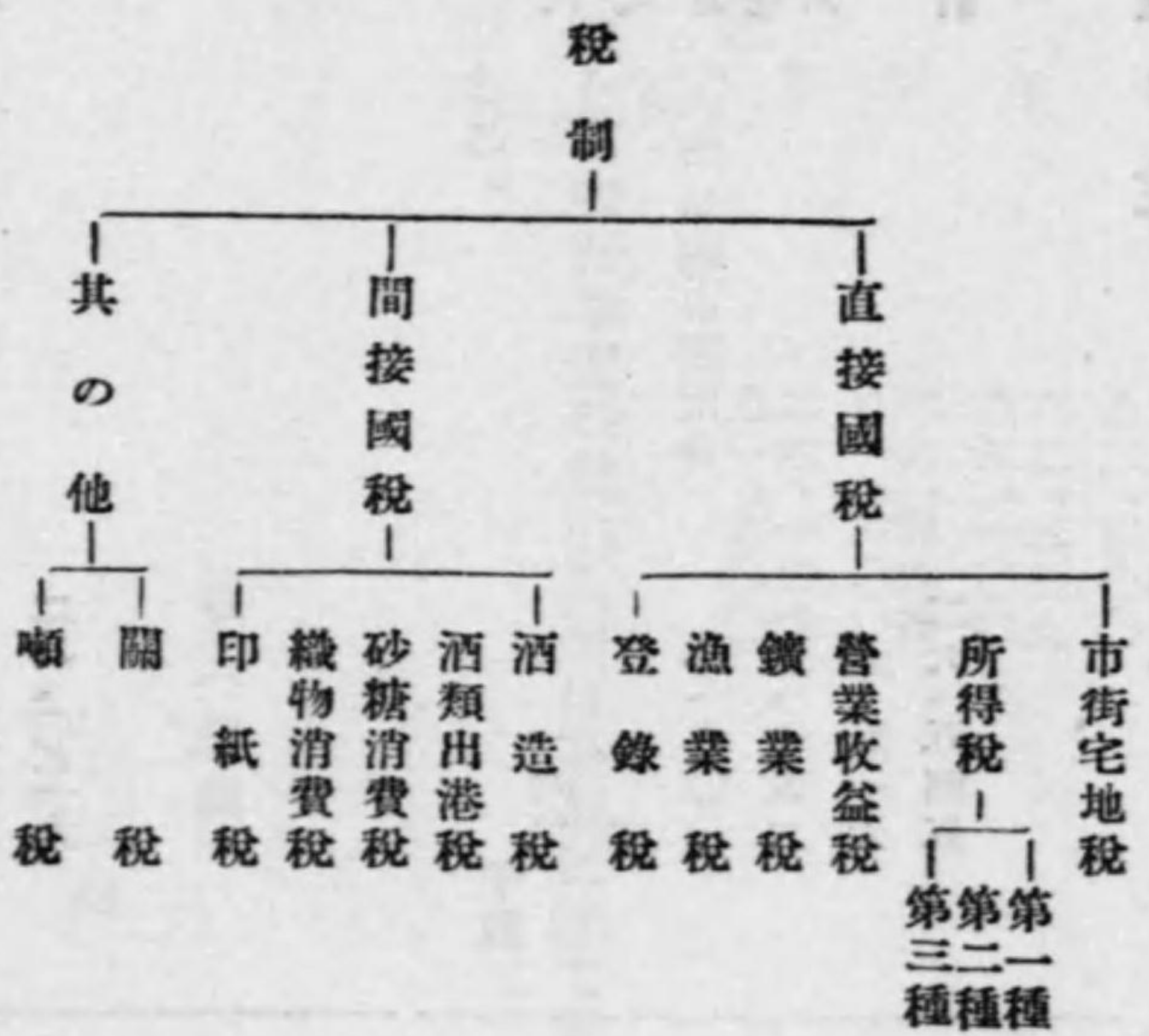
臨時部	歳入 千圓	歳出 千圓	
官有物拂下代	一六二	事務費	七二二
雑收	二	林務署	二、〇六一
補充金	一、六〇〇	現業費	六、七一四
前年剰入	三、七五二	中央試驗所	四二四
餘金	五、五一六	諸支出金	二三〇
計	二六、五四五	國債整理基金	一、九九五
		特別會計	一五、六二七
		計	
		特別事業費	三、四五七
		鐵道改良費	一、九四〇
		道路改良費	七一〇
		補助費	三三六
		昭和三十五年	二、四六七
		國勢調査費	六四
		教育費	九、〇〇二
		計	二四、六二九

### 第二組 税

樺太の租税制度は明治四十年三月法律第二十一號「樺太に於ける租税に關する件」を以て制定せられ、當初戸數割、營業税及雜種税の三種目に過ぎなかつたが、其の後數次の改廢増設及び内地税法施行に依り現在は左記十三種目を數ふるに至つた。右の内、市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、酒類出港税、漁業税の六種は特別法に基くものであり、其の他は何れも内地法の一部又は全部施行に依り設けられたものである。而して前者の内でも所得税、營業收



益税及酒造税は其の内容略々内地のそれに近似してゐる。  
 樺太は拓殖過程に在る關係上、土地に關する租税が市街宅地に限定されたる點、又同島の天然富源たる漁業に關し其の漁業權及漁獲物に對して課する漁業税の存する點、及び内地に於ける酒税との均衡を得しむる爲め移出の際課徴する酒類出港税を設けたる點等は、同島特殊事情に基くところである。



而して昭和五年度各税収入額は左記の通である。

科	目	收入済額
直接國税	市街宅地税	九、五二一圓
	所得税	八〇六、二〇〇
	營業收益税	六四二、五三六
	營業税	一五八、五五九
	漁業税	一五三、七三八
	計	一、七七〇、五五四
間接國税	酒造税	八五三、一六一
	酒類出港税	三一五
	織物消費税	五一
	計	八五三、五二六
	總計	二、六二四、〇八〇

尙ほ關税及噸税に付ては後記關税制度の項に於て説くが如く直接大藏省の管轄に屬し隨つて本税収入も一般會計に繰入れられてある。

### 第三專賣

本島に於ても明治四十二年勅令第二百一十一號を以て煙草專賣制度施行せられ、爾來函館專賣支局出張所を豊原に、同專賣官吏派出所を大泊に創設して、専ら煙草の供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き各地の煙草小賣人を其の儘煙草小賣人に指定して販賣せしめて居る。  
 本專賣收入は直接本廳歳入に屬せしめらるることなく、毎年度大藏、拓務兩省協議の上專賣益金繰入額として拓務省一般會計を経て本廳歳入に受入れられることとなつて居る。  
 昭和四年度右受入額は一、四八四千餘圓である。

### 第四 地方財政



町村の經費は其の財源から生ずる收入使用料、手数料及其他の町村に屬する收入を以て之に充て尙ほ不足ある時は町村税及夫役現品を賦課徴収する事を得る。

而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に町村税として賦課し得べきものは國税の附加税及特別税である。

今昭和四年度の徵稅狀況を示せば左の通りである。

町村税賦課額調	
町村税種別	賦課總額
國稅營業收益稅附加稅	二〇一、九八五
國稅所得稅附加稅	一九七、五一七
國稅市街宅地稅附加稅	五〇、四三一
國稅礦業稅附加稅	五、三六四
國稅砂鐵區稅附加稅	二
特別稅戶別割	九一八、二二八
特別稅建物割	一九六、八九八
特別稅土地割	一一、二五六
特別稅所得稅	七三、六五五
特別稅營業稅	三九、〇五九
特別稅雜種稅	七二、九四一
計	二、四〇七、三三六

一戸當負擔額	
國稅營業收益稅附加稅	四、一五六
國稅所得稅附加稅	四、〇六七
國稅市街宅地稅附加稅	一、〇三九
國稅礦業稅附加稅	〇、一一〇
國稅砂鐵區稅附加稅	〇、〇〇〇
特別稅戶別割	一八、九〇九
特別稅建物割	四、〇五五
特別稅土地割	〇、二三二
特別稅所得稅	一、五一七
特別稅營業稅	〇、八〇四
特別稅雜種稅	一四、六八二
計	四九、五七一

### 第四節 關 東 州

#### 第一歲 計

明治四十年法律第十七號を以て關東都督府特別會計法制設せられ、爾來其の歲入及一般會計の補充金に依つて維持經營せられて居る。今歲出入決算累年表に就いて其の經過を示せば左の通りである。

年 次	歲 入	歲 出
	千圓	千圓
明治四〇年	四、二七三	三、四五一
大正六年	七、七二五	四、六一二
昭和元年	二、〇〇七	一四、五八一
同 二年	一九、〇〇二	一六、九八五
同 三年	二二、〇〇〇	二〇、八五四
同 四年	二六、四七八	二二、五七六
同 五年	二七、九四四	一九、八七〇
同 六年	二四、五五〇	二二、一七一
(豫算)	二五、〇六一	
(決算)	二二、一七一	
	△四、〇〇〇	

(△印は國庫補充金)

更に昭和五年度の歲計を示せば左の概況である。



歳入		歳出	
科	部	科	部
○經常部	租	○經常部	關東廳
	官業及官有財産收入		法院及刑務所
	印紙收入		養育費
	雑収入		勸業費
○臨時部	官有物拂下代		專賣費
	補充金		遞信費
	公債		海務局
	國債償還資金		醫務院
	前納金		土地建物借料
	前年度繰入金		傳染病豫防費
			國債整理基金
			特別會計繰入金
			諸支出金
			豫備金
歳入合計			臨時部
			土地會費
			委員會費
			査査費

歳入		歳出	
科	部	科	部
收入済額	千圓	支出済額	千圓
四、四二八		一、五九〇	
九、五〇七		五二六	
六〇二		四、一三三	
四七七		二、二六二	
一五、〇一四		三〇五	
三〇六		九八八	
四、〇〇〇		四、八〇二	
四六一		一五七	
一一二		四四四	
五、三六八		一三九	
一〇、一四七		六一	
二五、一六一		二七四	
		七六	
		一五、七三七	
		二、四五一	

### 第二組 税

關東州の租税制度は、明治三十八年の遼東守備軍令鹽稅規則、同署の民政署令關東州地租規則等に依つて設置せられ現在迄に左の如き體系を形成するに至つた。

此等諸税の内當州租税の特色として擧ぐべき所得税が單に法人課税に止まること及鹽稅煙草税を存する點である。

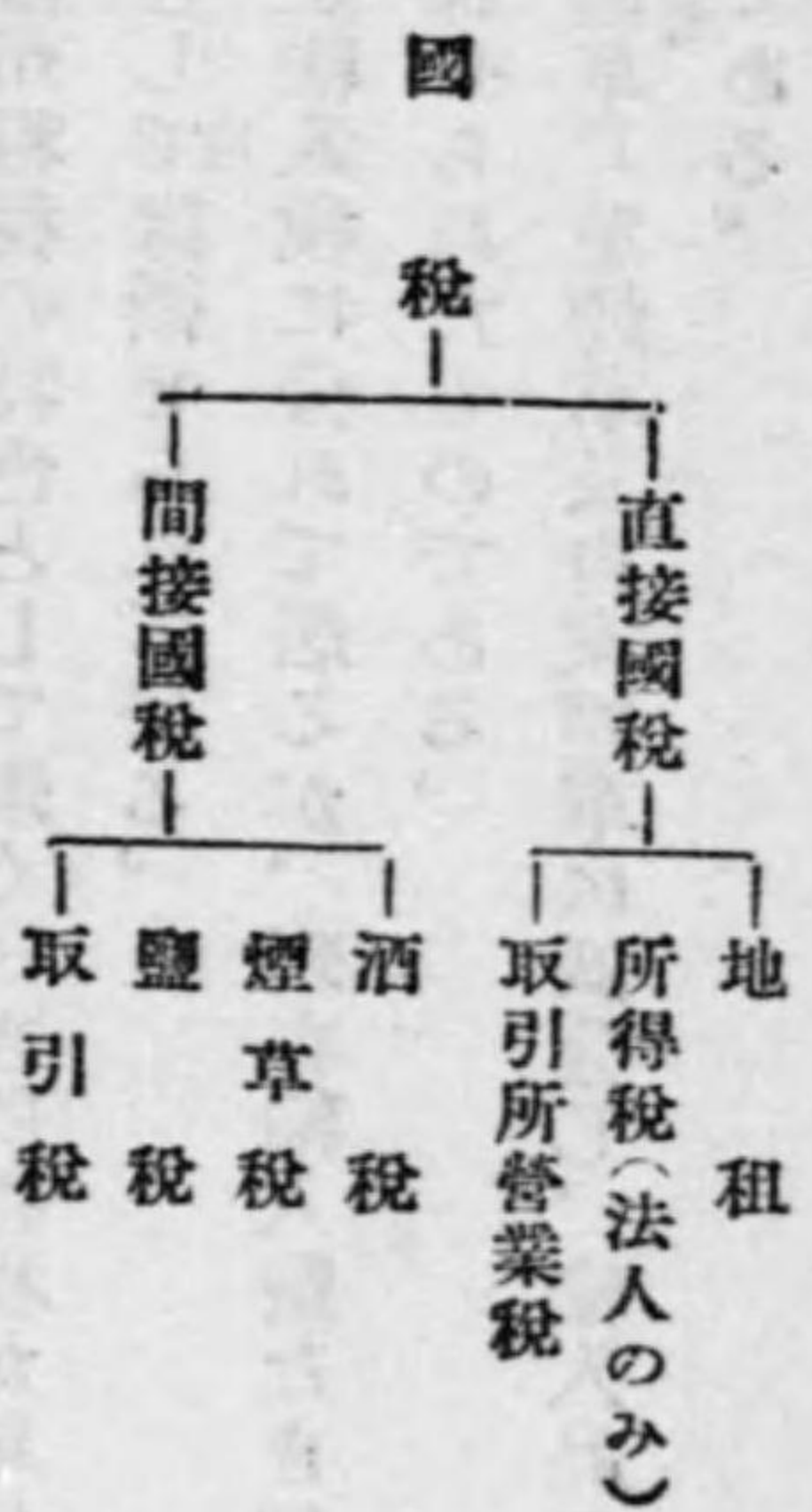
營業税は州税として課徴せられて居る。

鹽稅は移出税及輸入税に分れて居るが、現在輸入鹽なき爲め、全部は製造場より移出する際、一石(我約二石五斗)に付金六十錢を課せられたものである。

煙草税は製造煙草、葉煙草及自家煙草に區分し、輸入品に對しても課税する。本税は收入の點に於て所得税に次ぎ重要なる一財源である。

臨時支那	一〇
語獎勵費	七四
昭和五年	六七
國勢調査費	二二〇
官有林野整理費	一七
臨時警備費	一〇
金融組合貸付金	一七
租稅制度調査費	五〇
秩父宮殿下奉迎諸費	一、二四五
補助費	四、一三四
歳出合計	一九、八七一





而して昭和五年度各稅收入額は左記の通り

科 目	收入濟額
○直接國稅	二、二一六 千圓
地 租	二、一〇五
所 得 稅	六
取引所營業稅	六
○間接國稅	二、八二七
酒 稅	三九六
煙 草 稅	七一五
鹽 稅	三九九
取引稅	九一
總 計	一、六〇一
總 計	四、四二八

第三專賣

關東州に於ては關東州阿片令(大正十三年勅令第五十三號)同令施行規則(大正十一年關東廳令第四十九號)に依つて、生阿片及藥用阿片の賣下及交付並に藥用阿片の製造は之を官の獨占とすることとなつたが、此は臺灣の阿片專賣と同様財政上の理由に基く專賣ではなく警察取締上の目的を主眼としたものである。而して阿片煙膏は特許制度に依り特に癮者に限り救療上必要と認められた限度に於て之が吸食を許して居る。

尙昭和四年度の專賣收入は二、六八二千圓である。

第四 地方財政

關東州地方費に關する制度は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令に基き創設せられ、地方收入(地方稅其他)を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費(會屯事務費、教育費、衛生費、勸業費、營繕土木費、教育費、營造物及地方費取扱費等)を支辨するものである。

地方稅と稱するものは、營業稅及雜種稅の二種にして、明治四十年の創設に係り、其の後同四十五年の改正を経たが課稅標準其他に付尙ほ改正を要すべき諸點があつたので、昭和五年三月、大改正を加へ、營業稅にありては、新に鐵道業を課稅圈内に入ると共に、從來の賦課營業に於ける課稅標準を整理して、平均二割二分を輕減し、雜種稅にありても、均衡上三種目の新規課稅を加へ在來種目に對しては平均一割六分の減稅を爲し、共に昭和五年度より之を實施した。

尙ほ地方費の内容は左記の通である。

經 常 部	地方費收入	昭和五年度決算	千圓
租 稅	一、九七四	一、九七四	
事業及財産收入	一、九四九	一、九四九	
雜 收 入	四九一	四九一	
計	四、四一四	四、四一四	
臨時部			
物品拂下代	二九		
寄附金	三八		
國庫補助金	七二四		
前年度繰入金	三、五五二		
餘金	四、三四三		
收入合計	八、七五七		



地方費支出

會屯事務費	三五
教育費	四七一
勸業費	四五
衛生費	一〇
警造物費	三〇二
救濟費	二
消防費	一三六
作業費	一〇八四
土木維持費	二九四
地方費取扱費	一一九
計	一、〇八四

諸支出金

臨時部	二、六二四
管絃及土木費	一、四三七
補助費	一、六九七
調査費	五八
産業獎勵費	三三
博覽會出品費	四
金融組合貸付金	三、二二九
計	五、八五三

第五節 南洋群島

第一歲 計

南洋群島に於ても亦特別會計制度であつて、(南洋廳特別會計法大正十一年法律第十七號)、一般會計から補充金を受入れて經理して居る事は他の所管地域と同様である。その歳出入の概況は左の通りである。

昭和二年 歳入 千圓  
 七、五九九  
 △一、八〇〇

歳出 千圓  
 四、六一八

同三年	△七、六二八
同四年	△一、八〇〇
同五年	△七、四四六
同六年	△一、五〇〇
(豫算)	△七、三六七
	△一、〇〇〇
	△四、九五三
	△三、〇〇〇

四、五三四
四、五〇二
四、六五八
四、九五三

(△印は國庫補充金)

今昭和五年度の決算額に就いて其の財政状態の一端を窺ふに。

歳入	収入済額
○經常部	一、八七四
租稅收入	一、四九四
官業及官有財產收入	一九
印紙收入	一五
雜收入	三、四〇二
○臨時部	二
官有物拂下代補充金	一、〇〇〇
前年度剩餘金	二、九四四
計	三、九六五

歳出	支出済額
○經常部	二、三六〇
南洋廳國債整理基金特別會計繰入	四
計	二、三六四
○臨時部	八九八
事業費	一、三三二
獎勵及補助費	四三
土地調査費	二〇
島勢調査費	一
教育費補足	
計	一五三



總計 七、三六七

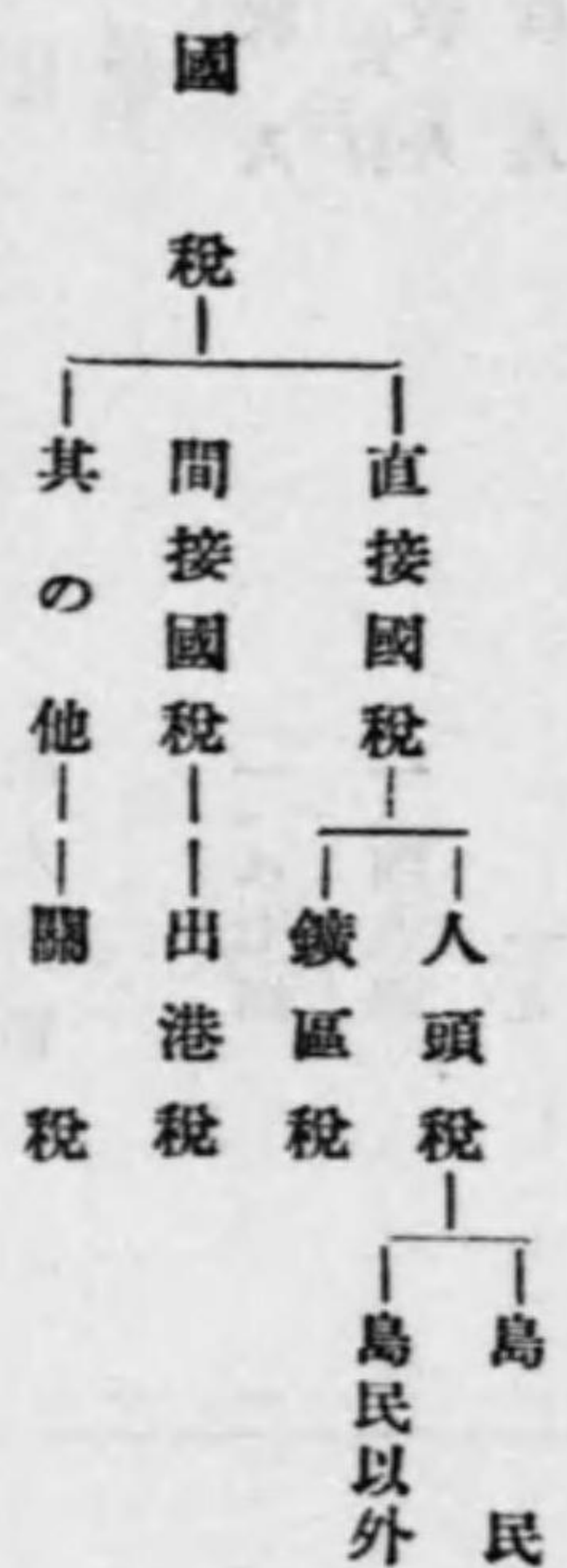
總計

一五四

二、二九四  
四、六五八

### 第二租 稅

南洋群島に於ける租稅種目は、大正十一年南洋廳設置後左記四種とし勅令又は其の委任に依り南洋廳令の定むる所に依り同廳支廳長之を賦課徵收するものである。



而して此等租稅收入の内譯は左の通りである。

科 目	收入濟額(昭和五年度)	間接國稅	總計
直接國稅	八七、八七四	出港稅	一、七六一、六九一
人頭稅	八七、八七四	其の他	二四、二八八
關稅	八七、八七四	關稅	一、八七三、八五三
計	八七、八七四	總計	一、八七三、八五三

前表に於て見る如く租稅收入の約九割は、砂糖に對する課稅を主とする出港稅であるが、此の點は内地及他の所管地域に對比し自ら特色を有する所である。

## 第六章 產業

### 第一節 農業

#### 第一目 朝鮮

##### 第一概 設

農業は古來朝鮮産業の樞軸たる地位を占め、現在に於ても人口の八割は農業に従事し、其の生産額は各種産業總生産額の約八割に相當するの狀態に在る。然しながら併合以前に於ては、引續く稅政の結果、農民の智識及經濟力極めて貧弱にして、農業の改良行はれず、官憲の指導獎勵も見るべきもなく、且つ山林荒廢の結果旱魃洪水の害多く甚だしき農政の疲弊を來した。茲に於て併合と共に當局は、最も農事の改良に力を盡し、先づ勸農機關を設けて實地に指導獎勵を行ひ水利開墾事業を助長し、耕種の改良耕地の整理を實施する等各般の施設に努めた結果、近來其の面目を一新して著しく生産の増加を來した。就中米は農業生産中の王位に在り、農産總額の約四割を占むるので、朝鮮の産業政策としては産米の増加を以て第一とせねばならぬ狀況に在る。故に大正九年以來積極的に耕地の擴張を圖ると共に、水利事業の發達を策し、以て産米の増殖を圖ることとし、茲に朝鮮産米増殖計畫の實行を見るに至つた。尙之と共に畑作物の増收及び農家の副業として最も好適なる養蠶並に家畜の飼育等を獎勵し、朝鮮産業の發達意は農家經濟の向上を圖らんとしてゐるのである。

##### 第二 組織及經營



## 一 耕地

一五六

昭和五年末現在に於ける耕地面積は畝(田)百六十一萬七千七百町歩、田(畑)二百七十七萬九百町歩、合計四百三十八萬八千六百町歩で、併合當時に於ける耕地面積二百四十六萬町歩に比し約二倍に増加した。而して農家戸数は二百八十六萬九千戸、人口千五百五十六萬人にして、農家一戸當り平均耕地面積は畝約五段六畝、田約九段六畝計一町五段三畝にして内地の一町九畝歩に比すると遙に多いが、從來粗笨的農法を營み、肥料の使用尠く、其の收穫高は内地に比し著しく劣り米の一段歩平均收穫高は僅に九斗八升(内地一石八斗)に過ぎぬ状態である。然れども産米増殖計畫に伴ふ農事改良資金の供給による金肥の使用増加、堆肥の奨励等所謂集約的農法が行はれるに至つた結果、著しくその收穫高を増加したる地方多く、朝鮮全體としても今後その收穫高の増加を期待することが出来るのである。

## 二 小作制度

### イ 小作慣習

昭和五年末現在に於ける農家戸數二百八十六萬九千戸中、自作農五十萬四千戸、自作兼小作八十九萬戸、純小作百三十三萬四千戸にして、自作兼小作及び純小作は總戸數の七割七分に當り、而かも此の割合は漸次増大の傾向を示してゐる。斯の如く朝鮮の農業は主として小作農によりて行はれるにも拘らず小作方法に關しては從來一定の制規なく、唯古來の慣習に依りて行はるゝの状態であつて耕作期以外は何時たりとも地主の一方的意思を以て小作人を變更し、地稅其の他の公租公課は形式上は地主の負擔なるも實際に於て小作人に轉嫁する場合多く、各種の名目の下に無償勞役を要求し、地主は多くは直接に土地の管理を行はず、合音なる管理人を置くが故に、合

音にして其の地位を利用し私利を圖り其の弊尠からざる状態である。

即ち斯の如く朝鮮の小作制度は其の內容社會上の統制を失し、徒らに地主主義の下に發達し來つたので極めて弊害多く、小作人に不利にして之が爲小作人の生活の安定を奪ひ、小作地の生産増殖を妨ぐることも多く惹いては小作爭議勃發の原因を爲し農業の健全なる發達を阻害するが故に、總督府に於ては之が對策として昭和二年度より小作慣行調査に着手し、更に昭和三年二月臨時小作調査委員會を設置し從來の慣習の根本的改正を企圖し、先づ應急の策としては地主會を開催し之が匡正に努めつゝあると共に、土地兼併の防止策としては國有未墾地の貸付及付與をなし又小作農保護策としては驛屯士の拂下、小農救済の小額生産資金の貸付等各種の施設に努めて自作農の減少を防止すると共に小作農を保護奨励して其の地位を向上せしめ、以て獨立の營農者たらしめんことを期してゐる。

### ロ 小作の種類

大同江及鴨綠江沿岸の一都には賭地と稱する永小作が行はれつつあるが、他は殆ど年小作にして、之を小作料徵收の方法により分類すると次の通りである。

(a) 定租法 年の豊凶に拘らず一定額の小作料を收納するものにして、農業水利不完全にして天災に禍せられる事多き朝鮮に於ては、此の方法の實行せられるは田又は水利灌漑の完備し比較的旱水害尠く毎年の收穫量に甚だしき差異なき畝の一部である。而して小作料率は平年作の四割乃至五割を普通とするが一般に高騰の傾向がある。

(b) 執租法 作物の刈取前に地主又は其の代理人が、小作地の立毛に就き其の收穫高を看檢し一定の比率に依り



地主小作人に分配して小作料を定むるものであつて、此の場合の契約小作料率は見込收穫高の四割乃至六割を普通とするが其實納小作料は六七割に達するものが尠くない實情にある。

(c) 打租法 收穫物を全く折半取得する方法にして、小作人等は徒に其の名目のみ良くて實の伴はざる定租執租よりも優れりとして此の方法を歓迎する者が多い。然し地主側からすれば、少作料收納に多くの手数を要し收穫の時期を失するといふ缺點がある。

### 三 火 田

火田とは朝鮮特殊の名稱にして、濫に森林を焼拂ひ其の跡地を極めて亂雑に耕して粟、黍等の雜穀類を粗放な農耕法によりて栽培し、地力消耗せば直に之を捨てて更に他の區域に於て火耕を爲すものにして、之が爲隨所に美林が燒盡せられ、延いては土地の荒廢を來し國土の保安を脅かし一般産業の振興を阻害すること頗る大である。而して火田民は何れも性懶惰にして低級なる生活を營み、南鮮地方には比較的少ないが北鮮山間地方に多く全鮮を通じ實に二十六萬戸、百三十四萬人、火田面積四十萬七千町歩に達する状況である。斯の如く火田の弊害甚だ大なる爲に總督府に於ては之が禁止の方針を採つたが、積弊久しきに亘り俄に之が取締の徹底を期し難き事情があり又直に禁遏を爲すは火田民の生活に對する重大問題を惹起するので、漸を追ふて之が制限を爲すこととしたが、所期の實績を收むるに至らず、而も之が對策の實行は焦眉の急務に屬するに鑑み、昭和三年十二月總督府に火田調査委員會を設置して、根本的對策及實行に關する調査審議に膺らしめたが、結局現耕火田中熟田化の見込あるもの等は特別の支障なき限り、其儘引續き耕作を認容し、其然らざるものは廢耕せしめて新に農耕適地を供與し、夫々勤勉なる自作農として定着する様主副業等に關し指導獎勵を爲すを適策とし目下之が實行に關し種々劃策中である。

## 第三 勸農機關及其他の施設

### 一 農事試験

農事試験場は總督府の管轄に屬し、本場を京畿道水原に置き、同女子蠶業講習所、裡里南鮮支場、沙里院西鮮支場、北鮮支場、木浦棉作支場、其他の支場、出張所を設けて農業上の指導講習並に農事の改良發達に資すべき調査試験、種苗、蠶種、種畜の配付等に從事してゐる。

### 二 各道に於ける勸農機關

各道に於ては道種苗場及道原蠶種製造所を設け、風土に應じて適種の育成配付、蠶業の講習、蠶種の配付を行ひ、且つ種苗、蠶種等の調査試験を行ひ、大正八年以來道蠶業取締所を設置して蠶病の豫防及蠶種桑苗の生産販賣に關する取締を爲してゐる。

### 三 農 會

農業の改良發達を目的とする農業團體は、從來全鮮各道各地に存し、各種事業毎に單獨に組織せられ、各専門の技術員を置いて組合員の指導に當り相當の成績を挙げたけれども、此等の團體は相互の連絡統一を欠き、而かも未だ法令の根據もなく、從て其の完全なる發達を期することが困難であつたので、大正十五年三月朝鮮農會令を公布し是等團體を併合統一して系統的に成立せしむることとなつた結果、上述の欠陥を除去することを得て農事の改良發達に貢獻してゐるのである。現在二百二十の郡島農會並に各道の道農會の設立を見、昭和二年三月には朝鮮農會を設立し、茲に系統的農會が成立したのである。

### 四 水利組合



朝鮮の農業水利は従來極度に疲弊し殆ど不安なる天水に俟ち、一度び天災に遭遇せば忽ち凶作に禍せられ、農民の困苦甚しきものがあつたので、積極的に之が改善を爲す必要が認められ、總督府に於ては大正六年七月水利組合令發布以來大規模に灌溉施設を奨励し、又荒廢に歸せる在來の堤堰（内地の溜池）及汰（内地の堰）の修築を助成した結果、現在に於ては水利組合及其の他によつて灌溉設備を有するもの全鮮畜總面積の約三割に達したが、他の七割は尙不安なる状態に在る。故に大正八年四月水利組合補助規定を發布し、面積二百町歩以上の事業調査は申請に依り總督府に於て之を行ひ、又補助金を支出することとし、同九年十二月産米増殖計畫の樹立に伴ひ更に土地改良事業補助規則を發布し、事業助成の範圍を擴張して個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし之が發展を圖つたので、組合組織の計畫勃興するに至つた。

今昭和五年末現在に於ける水利組合の状況を見れば次の通りである。

組合数	既定工事を完了せる組合	工事中又は起工準備中に屬する組合
一四一		三六
蒙利面積	一七五、七二二町歩	四一、二二一町歩
事業費	八二、四五四、三二九圓	二六、九三一、六二九圓
反當り事業費	四六圓九二錢	六五圓三三錢

### 五 朝鮮産米増殖計畫

朝鮮に於ける米穀の生産の増加は、民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず又内地の人口食糧問題の解決に資する所大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の増加を圖つた結果、その生産は増加し又輸移出量も非常に増加したが、今後尙一層産米の増加を圖るには積極的に耕地の擴張を行ふ必要認められ、總督府に於ては大正九年以降十五ヶ年を期する産米増殖計畫を確立し總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩に亘る既成畜の灌溉改善、田を畜とする地目變換及び開墾干拓に依る開墾等の事業を助長し併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米の増加を得んとして工事に着手した。然るに此の計畫は其後財界の變動等に伴ひ豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し同年度以降十四ヶ年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟ちて約八百二十萬石の産米増加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百餘萬圓の内土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及び企業者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除した殘額二億三千八百萬圓の半額は政府の豫金部より低利資金を供給し他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社をして調達せしめるとし且つ又土地改良事業の代行機關として朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ以て本計畫遂行上支障なきを期した。爾來本計畫は着々として進行中である。而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米増加を得て將來に於ける需要の増加を控除するも尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出来、現時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出増加となる見込である。

### 六 北鮮開拓事業ノ狀況

咸鏡南、北道、平安南北道及江原道の一部の廣大なる國有林野中には農耕適地多く開拓の餘地頗る大なるを以て昭和五年度に於て北鮮農事調査費を計上し咸鏡南道甲山郡普惠面に農事試驗場北鮮支場を設置し之が開發の根本的對策樹立上必要な基礎的試驗調査を開始せるが北鮮開拓の急を要する事情あるに鑑み開拓に必要な資料を急



速に蒐集する目的を以て昭和六年度に於て北鮮農事調査費を増額し開拓に必要な試験調査を行ひつつあり。  
七 米穀倉庫並ニ會社設立ノ狀況

(一) 米穀倉庫計畫

從來朝鮮の農家は秋收期に於て米價の如何を問はず其の生産米を放賣せざるべからざる經濟狀態の者大多數を占め其の販賣せられたる米は一時に開港地其の他に於て調製せられ其の儘内地市場に殺到するを例とし之が爲め米價は著しく壓迫せられ延て朝鮮農家經濟の蒙る損失鮮少なざりしを以て本府は昭和四年度に於て農業倉庫設置計畫を樹立し極力季節的偏倚移出の緩和を圖らんとせり、時恰も内閣に於て開催せられたる米穀調査委員會は漸く其の結論を得朝鮮總督府は鮮米の移出を毎月平均的に統制するの要あるものとせるに依り右計畫案を改訂し茲に五ヶ年計畫の米穀倉庫案を樹立し生産地の多數の農業倉庫を開港地に大規模の移出米穀倉庫を設置して極力鮮米の移出統制を圖ることとせり即ち

農業倉庫	五〇ヶ所	一一、五〇〇坪
移出米穀倉庫	五ヶ所	一一、五〇〇坪
計		二五、〇〇〇坪

を設置することとし目下其の計畫遂行中に在り

(二) 保護助成

右米穀倉庫計畫は朝鮮としては創始の事業なるに付本事業遂行には多大の困難を伴ふを以て農業倉庫に對しては建設費の七割以内及三年間の經營費として一ヶ所一、八〇〇圓の補助金を交付し、移出米穀倉庫に對しては建設、

買收、借庫に對し其の六割以内の補助金を交付する計畫なり。

(三) 米穀倉庫ノ實施狀況

(イ) 農業倉庫

昭和五年度建設

一三ヶ所

三、七八四坪

(ロ) 移出米穀倉庫

經營坪數

一一、二二〇坪

八 穀物検査及肥料取締

大正四年二月米穀検査規則を制定し輸移出米の検査を嚴重にして朝鮮米改良の實を擧げ、産米の聲價を向上し取引の圓滑を期せんとし、又同年六月には大豆検査規則を制定し検査を嚴重にしてゐる。更に産米其他各種農産物の増殖計畫に伴ひ、販賣肥料の需要増加するに至つたので昭和二年九月朝鮮肥料取締令を公布し肥料の取締を嚴重にし、品位の向上改善に努めてゐる。

第四 主要農産物概況

一 米

總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、補食作物たる雜穀類の栽培を奨励して米の輸移出量を多からしむる方針を採り、又各種試験の成績に鑑み各地の風土に適する優良種の栽培を奨励し、有利なる肥料の使用を指導し且つ耕作上の改良及收穫物の乾燥調製に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀検査を嚴重にした結果優良種米の收穫増加し全收穫の約七割八分を占めて朝鮮産米の聲價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産狀況及輸移出